

条例議案の概要

—平成28年3月定例会—
(追加議案)

目 次

議案第 63 号	盛岡市手数料条例の一部を改正する条例について	1
議案第 64 号	盛岡市総合交流ターミナル条例の一部を改正する条例について	20
議案第 65 号	盛岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する 基準等を定める条例の一部を改正する条例について	24
議案第 66 号	盛岡市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例等の一 部を改正する条例について	33

議案第 63 号

盛岡市手数料条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）の施行に伴い、建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料等を定めるとともに、増築又は改築に係る長期優良住宅建築等計画認定申請手数料等を定めようとするものである。

2 改正の内容

次に掲げる手数料を定める。

(1) 長期優良住宅建築等計画認定申請手数料（増築又は改築に係る計画の場合）

建築物の区分	申請に係る床面積	手数料の額	
		適合証無し	適合証有り
一戸建ての住宅	—	7万 2,000円	1万円
共同住宅等	500㎡以内	16万 8,000円	1万 9,000円
	500㎡超 1,000㎡以内	26万 8,000円	3万 4,000円
	1,000㎡超 2,500㎡以内	52万 8,000円	4万 9,000円
	2,500㎡超 5,000㎡以内	94万 5,000円	9万 1,000円
	5,000㎡超 1万㎡以内	162万 3,000円	15万 5,000円
	1万㎡超 2万㎡以内	300万 1,000円	25万 6,000円
	2万㎡超 3万㎡以内	428万 7,000円	31万 5,000円
	3万㎡超	525万 2,000円	33万 5,000円

(2) 長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料（増築又は改築に係る計画の変更の場合）

申請に係る床面積の合計の区分に応じ、(1)により算定した額

(3) 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料

建築物の区分	申請に係る床面積	手数料の額		
		適合証無し		適合証有り
		基準1※	基準2※	
一戸建ての住宅	200㎡以内	3万 8,000円		6,000円
	200㎡超	4万 3,000円		6,000円
共同住宅等又は 複合建築物の住 宅部分	300㎡以内	7万 7,000円		1万 1,000円
	300㎡超 2,000㎡以内	12万 7,000円		2万 3,000円
	2,000㎡超 5,000㎡以内	21万 7,000円		5万円
	5,000㎡超	31万円		8万 9,000円
非住宅建築物又	300㎡以内	25万 1,000円	9万 6,000円	1万 1,000円

は複合建築物の 非住宅部分	300㎡超 2,000㎡以内	40万 6,000円	16万 1,000円	3万円
	2,000㎡超 5,000㎡以内	58万円	26万 1,000円	8万 9,000円
	5,000㎡超 1万㎡以内	71万 4,000円	34万 1,000円	14万 1,000円
	1万㎡超 2万 5,000㎡以内	84万 4,000円	40万 9,000円	17万 8,000円
	2万 5,000㎡超	96万 2,000円	48万円	22万 2,000円
複合建築物の建 築物全体	複合建築物の住宅部分に係る額及び複合建築物の非住宅部分に係る額を合 算した額			

※ 非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分において、基準1は標準入力法・主要室入力法
による場合、基準2はモデル建物法による場合

(4) 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料

申請に係る床面積の合計の区分に応じ、(3)により算定した額

(5) 建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料

建築物の区分	申請に係る床面積	手数料の額		
		適合証無し		適合証有り
		基準1※	基準2※	
一戸建ての住宅	200㎡以内	3万 8,000円	2万円	6,000円
	200㎡超	4万 3,000円	2万 1,000円	6,000円
共同住宅等又は 複合建築物の住 宅部分	300㎡以内	7万 7,000円	3万 7,000円	1万 1,000円
	300㎡超 2,000㎡以内	12万 7,000円	6万 3,000円	2万 3,000円
	2,000㎡超 5,000㎡以内	21万 7,000円	11万 4,000円	5万円
	5,000㎡超	31万円	17万 2,000円	8万 9,000円
非住宅建築物又 は複合建築物の 非住宅部分	300㎡以内	25万 1,000円	9万 6,000円	1万 1,000円
	300㎡超 2,000㎡以内	40万 6,000円	16万 1,000円	3万円
	2,000㎡超 5,000㎡以内	58万円	26万 1,000円	8万 9,000円
	5,000㎡超 1万㎡以内	71万 4,000円	34万 1,000円	14万 1,000円
	1万㎡超 2万 5,000㎡以内	84万 4,000円	40万 9,000円	17万 8,000円
	2万 5,000㎡超	96万 2,000円	48万円	22万 2,000円
複合建築物の建 築物全体	複合建築物の住宅部分に係る額及び複合建築物の非住宅部分に係る額を合 算した額			

※ 一戸建ての住宅、共同住宅等又は複合建築物の住宅部分において、基準1は性能基準によ
る場合、基準2は仕様基準による場合

※ 非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分において、基準1は標準入力法・主要室入力法
による場合、基準2はモデル建物法による場合

3 施行期日

平成28年4月1日

改正後		改正前																			
<p>○盛岡市手数料条例 平成12年3月30日条例第29号 改正 略 平成28年3月 日条例第 号</p> <p>盛岡市手数料条例 盛岡市手数料条例（昭和23年条例第39号）の全部を改正する。</p> <p>第1条 略 （手数料の徴収等）</p> <p>第2条 別表の左欄に掲げる手数料を徴収する事務を処理する場合は、同表の当該右欄に掲げる金額の手数料を当該手数料を徴収する事務に係る申請等をした者から徴収する。 2 郵送により謄本、抄本、証明書その他の書類の送付を求めようとする者から前項に規定する手数料のほか郵送料を徴収する。</p> <p>第3条から第9条まで 略 附 則 略 附 則（平成28年条例第 号） この条例は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>別表（第2条、第4条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>手数料を徴収する事務</th> <th>名称</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">1から55まで 略</td> </tr> <tr> <td>56 都市計画画法第35条の2に基づく開発</td> <td>開発行為変更許可申請手数料</td> <td>次に掲げる変更の区分に応じ、それぞれ次に定めるところにより算出して得た金額を合算した金額（その額が87万円を超えるときは、87万円） (1) 開発行為に関する設計の変更（次号の</td> </tr> </tbody> </table>		手数料を徴収する事務	名称	金額	1から55まで 略			56 都市計画画法第35条の2に基づく開発	開発行為変更許可申請手数料	次に掲げる変更の区分に応じ、それぞれ次に定めるところにより算出して得た金額を合算した金額（その額が87万円を超えるときは、87万円） (1) 開発行為に関する設計の変更（次号の	<p>○盛岡市手数料条例 平成12年3月30日条例第29号 改正 略</p> <p>盛岡市手数料条例 盛岡市手数料条例（昭和23年条例第39号）の全部を改正する。</p> <p>第1条 略 （手数料の徴収等）</p> <p>第2条 別表の左欄に掲げる手数料を徴収する事務を処理する場合は、同表の当該右欄に掲げる金額の手数料を当該手数料を徴収する事務に係る申請等をした者から徴収する。 2 郵送により謄本、抄本、証明書その他の書類の送付を求めようとする者から前項に規定する手数料のほか郵送料を徴収する。</p> <p>第3条から第9条まで 略 附 則 略</p> <p>別表（第2条、第4条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>手数料を徴収する事務</th> <th>名称</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">1から55まで 略</td> </tr> <tr> <td>56 都市計画画法第35条の2に基づく開発</td> <td>開発行為変更許可申請手数料</td> <td>次に掲げる変更の区分に応じ、それぞれ次に定めるところにより算出して得た金額を合算した金額（その額が87万円を超えるときは、87万円） (1) 開発行為に関する設計の変更（(2)の</td> </tr> </tbody> </table>		手数料を徴収する事務	名称	金額	1から55まで 略			56 都市計画画法第35条の2に基づく開発	開発行為変更許可申請手数料	次に掲げる変更の区分に応じ、それぞれ次に定めるところにより算出して得た金額を合算した金額（その額が87万円を超えるときは、87万円） (1) 開発行為に関する設計の変更（(2)の
手数料を徴収する事務	名称	金額																			
1から55まで 略																					
56 都市計画画法第35条の2に基づく開発	開発行為変更許可申請手数料	次に掲げる変更の区分に応じ、それぞれ次に定めるところにより算出して得た金額を合算した金額（その額が87万円を超えるときは、87万円） (1) 開発行為に関する設計の変更（次号の																			
手数料を徴収する事務	名称	金額																			
1から55まで 略																					
56 都市計画画法第35条の2に基づく開発	開発行為変更許可申請手数料	次に掲げる変更の区分に応じ、それぞれ次に定めるところにより算出して得た金額を合算した金額（その額が87万円を超えるときは、87万円） (1) 開発行為に関する設計の変更（(2)の																			

改正後		改正前	
行為の変更許可の申請に対する審査		変更のみの場合を除く。）の場合 開発区域の面積（次号の変更を伴う場合にあっては変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあっては縮小後の開発区域の面積）に応じ、55の項の右欄に規定する金額に10分の1を乗じて得た金額 (2) 新たな土地の開発区域への編入に係る都市計画画法第30条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の変更の場合 新たに編入される開発区域の面積に応じ、55の項の右欄に規定する金額 (3) その他の変更の場合 1万円	変更のみの場合を除く。）の場合 開発区域の面積（(2)の変更を伴う場合にあっては変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあっては縮小後の開発区域の面積）に応じ、55の項の右欄に規定する金額に10分の1を乗じて得た金額 (2) 新たな土地の開発区域への編入に係る都市計画画法第30条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の変更の場合 新たに編入される開発区域の面積に応じ、55の項の右欄に規定する金額 (3) その他の変更の場合 1万円
57から60まで 略		57から60まで 略	
61 都市計画画法第45条の規定に基づく開発許可を受けた地位の承継の承認申請に対する審査	開発許可を受けた地位の承継の承認申請手数料	次に掲げる開発行為の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行うもの又は主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって、開発区域の面積が1万平方メートル未満のもの 1,700円 (2) 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に	次に掲げる開発行為の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行うもの又は主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって、開発区域の面積が1万平方メートル未満のもの 1,700円 (2) 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に

改正後		改正前	
		供する目的で行うものであって、開発区域の面積が1万平方メートル以上のもの 2,700円 (3) 承認申請をする者が行おうとする開発行為が前2号 以外のもので 1万7,000円	供する目的で行うものであって、開発区域の面積が1万平方メートル以上のもの 2,700円 (3) 承認申請をする者が行おうとする開発行為が(1)及び(2)以外のもので 1万7,000円
61から65の11まで 略		61から65の11まで 略	
65の12 長期優良住宅建築等計画の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	長期優良住宅建築等計画の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査
	認定申請1件につき、第1号に定める額(長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、その額に第2号に定める額を加算した額) (1) 次に掲げる 区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 一戸建ての住宅(人の居住の用以外の用に供する部分を有しないものに限る。以下この項及び65の13の項において同じ。)の新築に係る計画 4万8,000円(市長が別に定める者が長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項各号(第3号及び第6号を除く。)に掲げる基準に適合していることを証明する書類(以下この項において「適合証」という。)の提出がある場合にあっては7,000円、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項の評価書(設計された住宅に係る		1 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (1) 一戸建ての住宅(人の居住の用以外の用に供する部分を有しないものに限る。以下この項及び65の13の項において同じ。) 4万8,000円(市長が別に定める者が長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項各号(第3号及び第6号を除く。)に掲げる基準に適合していることを証明する書類(以下この項において「適合証」という。)の提出がある場合にあっては7,000円、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項の評価書(設計された住宅に係る

改正後		改正前	
	ものに限る。以下この項において「設計住宅性能評価書」という。)の写しの提出がある場合にあっては1万7,000円) イ 一戸建ての住宅の増築又は改築に係る計画 7万2,000円(適合証の提出がある場合にあっては、1万円) ウ 共同住宅等(共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項及び65の13の項において同じ。)の新築に係る計画 次に掲げる申請に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ア) 床面積の合計が500平方メートル以内のもの 11万2,000円(適合証の提出がある場合にあっては1万3,000円、設計住宅性能評価書の写しの提出がある場合にあっては6万1,000円) (イ) 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 17万9,000円(適合証の提出がある場合にあっては2万3,000円、設計住宅性能評価書の写しの提出がある場合にあっては9万7,000円) (ウ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,500平方メートル以内のもの 35万2,000円(適合証の提出がある場合にあっては3万3,000円、設計住宅性能評価書の写しの提出がある場		ものに限る。以下この項において「設計住宅性能評価書」という。)の写しの提出がある場合にあっては1万7,000円) (2) 共同住宅等(共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。 65の13の項において同じ。) 次に掲げる申請に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 床面積の合計が500平方メートル以内のもの 11万2,000円(適合証の提出がある場合にあっては1万3,000円、設計住宅性能評価書の写しの提出がある場合にあっては6万1,000円) イ 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 17万9,000円(適合証の提出がある場合にあっては2万3,000円、設計住宅性能評価書の写しの提出がある場合にあっては9万7,000円) ウ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,500平方メートル以内のもの 35万2,000円(適合証の提出がある場合にあっては3万3,000円、設計住宅性能評価書の写しの提出がある場

改正後		改正前	
	<p>合にあっては18万 1,000円)</p> <p><u>(エ)</u> 床面積の合計が 2,500平方メートルを超え 5,000平方メートル以内のもの 63万円 (適合証の提出がある場合にあっては6万 1,000円, 設計住宅性能評価書の写しの提出がある場合にあっては30万 9,000円)</p> <p><u>(オ)</u> 床面積の合計が 5,000平方メートルを超え 1万平方メートル以内のもの 108万 1,000円 (適合証の提出がある場合にあっては10万 4,000円, 設計住宅性能評価書の写しの提出がある場合にあっては47万 5,000円)</p> <p><u>(カ)</u> 床面積の合計が1万平方メートルを超え 2万平方メートル以内のもの 200万円 (適合証の提出がある場合にあっては17万 1,000円, 設計住宅性能評価書の写しの提出がある場合にあっては86万 4,000円)</p> <p><u>(キ)</u> 床面積の合計が2万平方メートルを超え 3万平方メートル以内のもの 285万 6,000円 (適合証の提出がある場合にあっては21万円, 設計住宅性能評価書の写しの提出がある場合にあっては 117万 7,000円)</p> <p><u>(ク)</u> 床面積の合計が3万平方メートルを超えるもの 349万 9,000円 (適合証の提出がある場合にあっては22万</p>		<p>合にあっては18万 1,000円)</p> <p><u>エ</u> 床面積の合計が 2,500平方メートルを超え 5,000平方メートル以内のもの 63万円 (適合証の提出がある場合にあっては6万 1,000円, 設計住宅性能評価書の写しの提出がある場合にあっては30万 9,000円)</p> <p><u>オ</u> 床面積の合計が 5,000平方メートルを超え 1万平方メートル以内のもの 108万 1,000円 (適合証の提出がある場合にあっては10万 4,000円, 設計住宅性能評価書の写しの提出がある場合にあっては47万 5,000円)</p> <p><u>カ</u> 床面積の合計が1万平方メートルを超え 2万平方メートル以内のもの 200万円 (適合証の提出がある場合にあっては17万 1,000円, 設計住宅性能評価書の写しの提出がある場合にあっては86万 4,000円)</p> <p><u>キ</u> 床面積の合計が2万平方メートルを超え 3万平方メートル以内のもの 285万6,000円 (適合証の提出がある場合にあっては21万円, 設計住宅性能評価書の写しの提出がある場合にあっては 117万 7,000円)</p> <p><u>ク</u> 床面積の合計が3万平方メートルを超えるもの 349万 9,000円 (適合証の提出がある場合にあっては22万</p>

改正後		改正前	
	<p>4,000円, 設計住宅性能評価書の写しの提出がある場合にあっては 142万 4,000円)</p> <p><u>エ</u> 共同住宅等の増築又は改築に係る計画次に掲げる申請に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p><u>(ア)</u> 床面積の合計が 500平方メートル以内のもの 16万 8,000円 (適合証の提出がある場合にあっては、1万 9,000円)</p> <p><u>(イ)</u> 床面積の合計が 500平方メートルを超え 1,000平方メートル以内のもの 26万 8,000円 (適合証の提出がある場合にあっては、3万 4,000円)</p> <p><u>(ウ)</u> 床面積の合計が 1,000平方メートルを超え 2,500平方メートル以内のもの 52万 8,000円 (適合証の提出がある場合にあっては、4万 9,000円)</p> <p><u>(エ)</u> 床面積の合計が 2,500平方メートルを超え 5,000平方メートル以内のもの 94万 5,000円 (適合証の提出がある場合にあっては、9万 1,000円)</p> <p><u>(オ)</u> 床面積の合計が 5,000平方メートルを超え 1万平方メートル以内のもの 162万 3,000円 (適合証の提出がある場合にあっては、15万 5,000円)</p> <p><u>(カ)</u> 床面積の合計が1万平方メートルを超え 2万平方メートル以内のもの</p>		<p>4,000円, 設計住宅性能評価書の写しの提出がある場合にあっては 142万 4,000円)</p>

改正後		改正前	
	<p>300万 1,000円 (適合証の提出がある場合にあっては、25万 6,000円)</p> <p>(キ) 床面積の合計が2万平方メートルを超え3万平方メートル以内のもの 428万 7,000円 (適合証の提出がある場合にあっては、31万 5,000円)</p> <p>(ク) 床面積の合計が3万平方メートルを超えるもの 525万 2,000円 (適合証の提出がある場合にあっては、33万 5,000円)</p> <p>(2) _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>次に掲げる部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 建築物に係る部分 8の項の右欄各号に掲げる申請又は通知に係る床面積の合計の区分に応じ、当該各号に定める額</p> <p>イ 建築設備 (建築基準法第87条の2の建築設備をいう。65の13の項において同じ。)及び工作物 (同法第88条第1項及び第2項の政令で指定するものをいう。65の13の項において同じ。)に係る部分 9の項の右欄各号に掲げる審査の区分に応じ、当該各号に定める額</p>		<p>2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、1の規定にかかわらず、1に規定する金額に、次に掲げる部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算した額</p> <p>(1) 建築物に係る部分 8の項の右欄 _____ に掲げる申請又は通知に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項の右欄に定める額</p> <p>(2) 建築設備 (建築基準法第87条の2の建築設備をいう。65の13の項において同じ。)及び工作物 (同法第88条第1項及び第2項の政令で指定するものをいう。65の13の項において同じ。)に係る部分 9の項の右欄 _____ に定める額</p>

改正後		改正前	
65の13 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	<p>長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料</p> <p>変更認定申請1件につき、第1号に定める額 (長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、その額に第2号に定める額を加算した額)</p> <p>(1) 次に掲げる _____ 区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 一戸建ての住宅の新築に係る計画の変更 65の12の項の右欄第1号アに定める額</p> <p>イ 一戸建ての住宅の増築又は改築に係る計画の変更 65の12の項の右欄第1号イに定める額</p> <p>ウ 共同住宅等の新築に係る計画の変更 65の12の項の右欄第1号ウ(ア)から(ク)までに掲げる申請 _____ に係る床面積の合計 (8の項の右欄の規定により算定した面積) の区分に応じ、それぞれ 65の12の項の右欄第1号ウ(ア)から(ク)までに定める額</p> <p>エ 共同住宅等の増築又は改築に係る計画の変更 65の12の項の右欄第1号エ(ア)から(ク)までに掲げる申請に係る床面積の合計 (8の項の右欄の規定により算定した面積) の区分に応じ、それぞれ65の12の項の右欄第1号エ(ア)から(ク)まで</p>	65の13 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	<p>長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料</p> <p>1 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(1) 一戸建ての住宅 _____ 65の12の項の右欄1の(1)に定める額</p> <p>(2) 共同住宅等 _____ 65の12の項の右欄1の(2) _____ に掲げる申請又は通知に係る床面積の合計 (8の項の右欄の規定により算定した面積) の区分に応じ、それぞれ 65の12の項の右欄1の(2) _____ に定める額</p>

改正後		改正前	
		<p>に定める額</p> <p>(2) _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>次に掲げる部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 建築物に係る部分 8の項の右欄各号に掲げる申請又は通知に係る床面積の合計の区分に応じ、当該各号に定める額</p> <p>イ 建築設備及び工作物に係る部分 9の項の右欄各号に掲げる審査の区分に応じ、当該各号に定める額</p>	<p>2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、1の規定にかかわらず、1に規定する金額に、次に掲げる部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算した額</p> <p>(1) 建築物に係る部分 65の12の項の右欄2の(1) _____ に定める額</p> <p>(2) 建築設備及び工作物に係る部分 9の項の右欄 _____ に定める額</p>
65の14 都	集約都市開発事業計画に係る建築基準関係規定適合性審査手数料	次に掲げる部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額	次に掲げる部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額
市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第10条第3項の規定に基づく集約都市開発事業		(1) 建築物に係る部分 8の項の右欄各号に掲げる申請又は通知に係る床面積の合計の区分に応じ、当該各号 _____ に定める額	(1) 建築物に係る部分 8の項の右欄 _____ に掲げる申請又は通知に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項の右欄に定める額
		(2) 建築設備（建築基準法第87条の2の建築設備をいう。65の15の項において同じ。）及び工作物（同法第88条第1項及び第2項の政令で指定するものをいう。65の15の項において同じ。）に係る部分 9の項の右欄各号又は9の2の項の右欄に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ9の項の右	(2) 建築設備（建築基準法第87条の2の建築設備をいう。65の15の項において同じ。）及び工作物（同法第88条第1項及び第2項の政令で指定するものをいう。65の15の項において同じ。）に係る部分 9の項 _____ 又は9の2の項の右欄 _____

改正後		改正前	
計画が建築基準関係規定に適合するかどうかの審査		_____ に定める額	_____ に定める額
65の15 都	集約都市開発事業計画の変更に係る建築基準関係規定適合性審査手数料	次に掲げる部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額	次に掲げる部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額
市の低炭素化の促進に関する法律第11条第2項において準用する同法第10条第3項の規定に基づく集約都市開発事業計画の変更が建築基準関係規定に適合するかどうかの審査		(1) 建築物に係る部分 8の項の右欄各号に掲げる申請又は通知に係る床面積の合計の区分に応じ、当該各号 _____ に定める額	(1) 建築物に係る部分 8の項の右欄 _____ に掲げる申請又は通知に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項の右欄に定める額
		(2) 建築設備及び工作物に係る部分 9の項の右欄各号又は9の2の項の右欄に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ9の項の右欄各号又は9の2の項の右欄に定める額	(2) 建築設備及び工作物に係る部分 9の項 _____ 又は9の2の項の右欄 _____ に定める額
65の16 都	低炭素建築認定申請1件につき、第1号に定める額（都		65の16 都 低炭素建築認定申請1件につき、(1) に定める額（都

改正後			改正前		
市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	物新築等計画認定申請手数料	<p>市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、<u>その額に第2号に定める額を加算した額</u></p> <p>(1) 次に掲げる建築物等の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用に供する部分を有しないものに限る。以下この項及び65の17の項において同じ。）又は共同住宅等（共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項及び65の17の項において同じ。）若しくは人の居住の用に供する部分を有する建築物（一戸建ての住宅及び共同住宅等を除く。以下この項及び65の17の項において「住宅・非住宅複合建築物」という。）の住戸</p> <p>(ア) 床面積の合計が 200平方メートル以内のもの 3万 5,000円（市長が別に定める者があらかじめ都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証明する書類（以下この項において「適合証」という。）の提出がある場合にあっては、5,000円）</p> <p>(イ) 床面積の合計が 200平方メートルを超え 400平方メートル以内のもの</p>	市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	物新築等計画認定申請手数料	<p>市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、<u>(2)に</u> 定める額を加算した額</p> <p>(1) 次に掲げる建築物等の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用に供する部分を有しないものに限る。以下この項及び65の17の項において同じ。）又は共同住宅等（共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項及び65の17の項において同じ。）若しくは人の居住の用に供する部分を有する建築物（一戸建ての住宅及び共同住宅等を除く。以下この項及び65の17の項において「住宅・非住宅複合建築物」という。）の住戸</p> <p>(ア) 床面積の合計が 200平方メートル以内のもの 3万 5,000円（市長が別に定める者があらかじめ都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証明する書類（以下この項において「適合証」という。）の提出がある場合にあっては、5,000円）</p> <p>(イ) 床面積の合計が 200平方メートルを超え 400平方メートル以内のもの</p>

改正後			改正前		
		<p>7万円（適合証の提出がある場合にあっては、1万円）</p> <p>(ウ) 床面積の合計が 400平方メートルを超え 800平方メートル以内のもの 9万 7,000円（適合証の提出がある場合にあっては、1万 6,000円）</p> <p>(エ) 床面積の合計が 800平方メートルを超え 2,000平方メートル以内のもの 13万 6,000円（適合証の提出がある場合にあっては、2万 7,000円）</p> <p>(オ) 床面積の合計が 2,000平方メートルを超え 4,000平方メートル以内のもの 19万 5,000円（適合証の提出がある場合にあっては、4万 5,000円）</p> <p>(カ) 床面積の合計が 4,000平方メートルを超え 8,000平方メートル以内のもの 27万 8,000円（適合証の提出がある場合にあっては、8万円）</p> <p>(キ) 床面積の合計が 8,000平方メートルを超え 1万 6,000平方メートル以内のもの 37万 6,000円（適合証の提出がある場合にあっては、12万 6,000円）</p> <p>(ク) 床面積の合計が 1万 6,000平方メートルを超え 2万 4,000平方メートル以内のもの 49万 3,000円（適合証の提出がある場合にあっては、15万 8,000円）</p>			<p>7万円（適合証の提出がある場合にあっては、1万円）</p> <p>(ウ) 床面積の合計が 400平方メートルを超え 800平方メートル以内のもの 9万 7,000円（適合証の提出がある場合にあっては、1万 6,000円）</p> <p>(エ) 床面積の合計が 800平方メートルを超え 2,000平方メートル以内のもの 13万 6,000円（適合証の提出がある場合にあっては、2万 7,000円）</p> <p>(オ) 床面積の合計が 2,000平方メートルを超え 4,000平方メートル以内のもの 19万 5,000円（適合証の提出がある場合にあっては、4万 5,000円）</p> <p>(カ) 床面積の合計が 4,000平方メートルを超え 8,000平方メートル以内のもの 27万 8,000円（適合証の提出がある場合にあっては、8万円）</p> <p>(キ) 床面積の合計が 8,000平方メートルを超え 1万 6,000平方メートル以内のもの 37万 6,000円（適合証の提出がある場合にあっては、12万 6,000円）</p> <p>(ク) 床面積の合計が 1万 6,000平方メートルを超え 2万 4,000平方メートル以内のもの 49万 3,000円（適合証の提出がある場合にあっては、15万 8,000円）</p>

改正後		改正前	
	<p>(ケ) 床面積の合計が2万4,000平方メートルを超えるもの 57万9,000円 (適合証の提出がある場合にあっては、16万9,000円)</p> <p>イ 共同住宅等の建築物全体（認定申請が住戸及び建築物全体に係るものを含む。） <u>ア</u>(ア)から(ケ)までに定める額に、次に掲げる共同住宅等の共用部分（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第4項に規定する共用部分をいう。以下この項及び65の17の項において同じ。）の床面積（<u>イ</u>(ア)から(カ)までにおいて「床面積」という。）の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算した額</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 10万9,000円（適合証の提出がある場合にあっては、1万円）</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 17万9,000円（適合証の提出がある場合にあっては、2万7,000円）</p> <p>(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 27万7,000円（適合証の提出がある場合にあっては、8万円）</p> <p>(エ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの</p>		<p>(ケ) 床面積の合計が2万4,000平方メートルを超えるもの 57万9,000円 (適合証の提出がある場合にあっては、16万9,000円)</p> <p>イ 共同住宅等の建築物全体（認定申請が住戸及び建築物全体に係るものを含む。） <u>(1)ア</u>(ア)から(ケ)までに定める額に、次に掲げる共同住宅等の共用部分（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第4項に規定する共用部分をいう。以下この項及び65の17の項において同じ。）の床面積（<u>(1)イ</u>(ア)から(カ)までにおいて「床面積」という。）の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算した額</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 10万9,000円（適合証の提出がある場合にあっては、1万円）</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 17万9,000円（適合証の提出がある場合にあっては、2万7,000円）</p> <p>(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 27万7,000円（適合証の提出がある場合にあっては、8万円）</p> <p>(エ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの</p>

改正後		改正前	
	<p>35万6,000円（適合証の提出がある場合にあっては、12万6,000円）</p> <p>(オ) 床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以内のもの 42万5,000円（適合証の提出がある場合にあっては、15万8,000円）</p> <p>(カ) 床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの 49万5,000円（適合証の提出がある場合にあっては、19万8,000円）</p> <p>ウ 人の居住の用に供する部分を有しない建築物（工に掲げる建築物を除く。）</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 23万9,000円（適合証の提出がある場合にあっては、1万円）</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 38万円（適合証の提出がある場合にあっては、2万7,000円）</p> <p>(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 54万円（適合証の提出がある場合にあっては、8万円）</p> <p>(エ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの 66万2,000円（適合証の提出がある場合にあっては、12万6,000円）</p> <p>(オ) 床面積の合計が1万平方メートル</p>		<p>35万6,000円（適合証の提出がある場合にあっては、12万6,000円）</p> <p>(オ) 床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以内のもの 42万5,000円（適合証の提出がある場合にあっては、15万8,000円）</p> <p>(カ) 床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの 49万5,000円（適合証の提出がある場合にあっては、19万8,000円）</p> <p>ウ 人の居住の用に供する部分を有しない建築物（工に掲げる建築物を除く。）</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 23万9,000円（適合証の提出がある場合にあっては、1万円）</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 38万円（適合証の提出がある場合にあっては、2万7,000円）</p> <p>(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 54万円（適合証の提出がある場合にあっては、8万円）</p> <p>(エ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの 66万2,000円（適合証の提出がある場合にあっては、12万6,000円）</p> <p>(オ) 床面積の合計が1万平方メートル</p>

改正後		改正前	
	<p>を超え2万5,000平方メートル以内のもの 78万円（適合証の提出がある場合にあっては、15万8,000円）</p> <p>(カ) 床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの 89万円（適合証の提出がある場合にあっては、19万8,000円）</p> <p>エ 人の居住の用に供する部分を有しない建築物のうち専ら工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途に供する建築物として市長が認める建築物</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 10万9,000円（適合証の提出がある場合にあっては、1万円）</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 17万9,000円（適合証の提出がある場合にあっては、2万7,000円）</p> <p>(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 27万7,000円（適合証の提出がある場合にあっては、8万円）</p> <p>(エ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの 35万6,000円（適合証の提出がある場合にあっては、12万6,000円）</p> <p>(オ) 床面積の合計が1万平方メートル</p>		<p>を超え2万5,000平方メートル以内のもの 78万円（適合証の提出がある場合にあっては、15万8,000円）</p> <p>(カ) 床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの 89万円（適合証の提出がある場合にあっては、19万8,000円）</p> <p>エ 人の居住の用に供する部分を有しない建築物のうち専ら工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途に供する建築物として市長が認める建築物</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 10万9,000円（適合証の提出がある場合にあっては、1万円）</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 17万9,000円（適合証の提出がある場合にあっては、2万7,000円）</p> <p>(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 27万7,000円（適合証の提出がある場合にあっては、8万円）</p> <p>(エ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの 35万6,000円（適合証の提出がある場合にあっては、12万6,000円）</p> <p>(オ) 床面積の合計が1万平方メートル</p>

改正後		改正前	
	<p>を超え2万5,000平方メートル以内のもの 42万5,000円（適合証の提出がある場合にあっては、15万8,000円）</p> <p>(カ) 床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの 49万5,000円（適合証の提出がある場合にあっては、19万8,000円）</p> <p>オ 住宅・非住宅複合建築物の建築物全体（認定申請が住戸及び建築物全体に係るものを含む。） <u>ア(ア)</u>から<u>ケ</u>まで及び <u>イ(ア)</u>から<u>カ</u>までに定める額を合算した額に、 <u>ウ(ア)</u>から<u>カ</u>まで（住宅・非住宅複合建築物の住戸及び共用部分を除いた部分が専ら工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途に供する部分として市長が認める部分（以下この項及び65の17の項において「工場等専用部分」という。）である場合にあっては、 <u>エ(ア)</u>から<u>カ</u>まで）に掲げる住宅・非住宅複合建築物の住戸及び共用部分を除いた部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ <u>ウ(ア)</u>から<u>カ</u>まで（住宅・非住宅複合建築物の住戸及び共用部分を除いた部分が工場等専用部分である場合にあっては、 <u>エ(ア)</u>から<u>カ</u>まで）に定める額を加算した額</p> <p>(2) 次に掲げる部分の区分に応じ、それぞれ</p>		<p>を超え2万5,000平方メートル以内のもの 42万5,000円（適合証の提出がある場合にあっては、15万8,000円）</p> <p>(カ) 床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの 49万5,000円（適合証の提出がある場合にあっては、19万8,000円）</p> <p>オ 住宅・非住宅複合建築物の建築物全体（認定申請が住戸及び建築物全体に係るものを含む。） <u>(1)ア(ア)</u>から<u>ケ</u>まで及び <u>(1)イ(ア)</u>から<u>カ</u>までに定める額を合算した額に、 <u>(1)ウ(ア)</u>から<u>カ</u>まで（住宅・非住宅複合建築物の住戸及び共用部分を除いた部分が専ら工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途に供する部分として市長が認める部分（以下この項及び65の17の項において「工場等専用部分」という。）である場合にあっては、 <u>(1)エ(ア)</u>から<u>カ</u>まで）に掲げる住宅・非住宅複合建築物の住戸及び共用部分を除いた部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ <u>(1)ウ(ア)</u>から<u>カ</u>まで（住宅・非住宅複合建築物の住戸及び共用部分を除いた部分が工場等専用部分である場合にあっては、 <u>(1)エ(ア)</u>から<u>カ</u>まで）に定める額を加算した額</p> <p>(2) 次に掲げる部分の区分に応じ、それぞれ</p>

改正後			改正前		
		<p>れ次に定める額</p> <p>ア 建築物に係る部分 8の項の右欄各号に掲げる申請又は通知に係る床面積の合計の区分に応じ、当該各号に定める額</p> <p>イ 建築設備（建築基準法第87条の2の建築設備をいう。65の17の項において同じ。）及び工作物（同法第88条第1項及び第2項の政令で指定するものをいう。65の17の項において同じ。）に係る部分 9の項の右欄各号又は9の2の項の右欄に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ9の項の右欄各号又は9の2の項の右欄に定める額</p>			<p>れ次に定める額</p> <p>ア 建築物に係る部分 8の項の右欄に掲げる申請又は通知に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項の右欄に定める額</p> <p>イ 建築設備（建築基準法第87条の2の建築設備をいう。65の17の項において同じ。）及び工作物（同法第88条第1項及び第2項の政令で指定するものをいう。65の17の項において同じ。）に係る部分 9の項又は9の2の項の右欄に定める額</p>
65の17 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	<p>変更認定申請1件につき、第1号に定める額（都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第54条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、その額に第2号に定める額を加算した額）</p> <p>(1) 次に掲げる建築物等の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 一戸建ての住宅又は共同住宅等若しくは住宅・非住宅複合建築物の住戸 65の16の項の右欄第1号ア(ア)から(ケ)までに掲げる床面積の合計（8の項の右欄の規定により算定した面積）の区分に応</p>	65の17 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	<p>変更認定申請1件につき、(1) に定める額（都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第54条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、(2)に 定める額を加算した額）</p> <p>(1) 次に掲げる建築物等の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 一戸建ての住宅又は共同住宅等若しくは住宅・非住宅複合建築物の住戸 65の16の項の右欄(1) ア(ア)から(ケ)までに定める床面積の合計（8の項の右欄の規定により算定した面積）の区分に応</p>

改正後			改正前		
審査		<p>じ、それぞれ65の16の項の右欄第1号ア(ア)から(ケ)までに定める額</p> <p>イ 共同住宅等の建築物全体（変更認定申請が住戸及び建築物全体に係るものを含む。） 65の16の項の右欄第1号ア(ア)から(ケ)まで及び同欄第1号イ(ア)から(カ)までに掲げる床面積の合計（8の項の右欄の規定により算定した面積）の区分に応じ、それぞれ65の16の項の右欄第1号ア(ア)から(ケ)まで及び同欄第1号イ(ア)から(カ)までに定める額を合算した額</p> <p>ウ 人の居住の用に供する部分を有しない建築物（エに掲げる建築物を除く。） 65の16の項の右欄第1号ウ(ア)から(カ)までに掲げる床面積の合計（8の項の右欄の規定により算定した面積）の区分に応じ、それぞれ65の16の項の右欄第1号ウ(ア)から(カ)までに定める額</p> <p>エ 人の居住の用に供する部分を有しない建築物のうち専ら工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途に供する建築物として市長が認める建築物 65の16の項の右欄第1号エ(ア)から(カ)までに掲げる床面積の合計（8の項の右欄の規定により算定した面積）の区分に応じ、それぞれ65の16の項の右欄第1号エ(ア)から</p>	審査		<p>じ、それぞれ65の16の項の右欄(1) ア(ア)から(ケ)までに定める額</p> <p>イ 共同住宅等の建築物全体（変更認定申請が住戸及び建築物全体に係るものを含む。） 65の16の項の右欄(1) ア(ア)から(ケ)まで及び同欄(1) イ(ア)から(カ)までに定める床面積の合計（8の項の右欄の規定により算定した面積）の区分に応じ、それぞれ65の16の項の右欄(1) ア(ア)から(ケ)まで及び同欄(1) イ(ア)から(カ)までに定める額を合算した額</p> <p>ウ 人の居住の用に供する部分を有しない建築物（エに掲げる建築物を除く。） 65の16の項の右欄(1) ウ(ア)から(カ)までに定める床面積の合計（8の項の右欄の規定により算定した面積）の区分に応じ、それぞれ65の16の項の右欄(1) ウ(ア)から(カ)までに定める額</p> <p>エ 人の居住の用に供する部分を有しない建築物のうち専ら工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途に供する建築物として市長が認める建築物 65の16の項の右欄(1) エ(ア)から(カ)までに定める床面積の合計（8の項の右欄の規定により算定した面積）の区分に応じ、それぞれ65の16の項の右欄(1) エ(ア)から</p>

改正後		改正前	
	<p>(カ)までに定める額</p> <p>オ 住宅・非住宅複合建築物の建築物全体（変更認定申請が住戸及び建築物全体に係るものを含む。）<u>65の16の項の右欄第1号ア(ア)から(ケ)まで、同欄第1号イ(ア)から(カ)まで及び同欄第1号ウ(ア)から(カ)まで</u>（住宅・非住宅複合建築物の住戸及び共用部分を除いた部分が工場等専用部分である場合にあっては、<u>同欄第1号エ(ア)から(カ)まで</u>）に<u>掲げる床面積の合計</u>（8の項の右欄の規定により算定した面積）（<u>65の16の項の右欄第1号ウ(ア)から(カ)までに掲げる床面積の合計</u>を算定する場合にあっては、住宅・非住宅複合建築物の住戸及び共用部分を除いた部分の床面積の合計（8の項の右欄の規定により算定した面積））の区分に応じ、それぞれ<u>65の16の項の右欄第1号ア(ア)から(ケ)まで、同欄第1号イ(ア)から(カ)まで及び同欄第1号ウ(ア)から(カ)まで</u>（住宅・非住宅複合建築物の住戸及び共用部分を除いた部分が工場等専用部分である場合にあっては、<u>同欄第1号エ(ア)から(カ)まで</u>）に定める額を合算した額</p> <p>(2) 次に掲げる部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 建築物に係る部分 <u>8の項の右欄各号</u></p>		<p>(カ)までに定める額</p> <p>オ 住宅・非住宅複合建築物の建築物全体（変更認定申請が住戸及び建築物全体に係るものを含む。）<u>65の16の項の右欄(1) ア(ア)から(ケ)まで、同欄(1)イ(ア)から(カ)まで及び同欄(1)ウ(ア)から(カ)まで</u>（住宅・非住宅複合建築物の住戸及び共用部分を除いた部分が工場等専用部分である場合にあっては、<u>同欄(1) エ(ア)から(カ)まで</u>）に<u>定める床面積の合計</u>（8の項の右欄の規定により算定した面積）（<u>65の16の項の右欄(1) ウ(ア)から(カ)までに定める床面積の合計</u>を算定する場合にあっては、住宅・非住宅複合建築物の住戸及び共用部分を除いた部分の床面積の合計（8の項の右欄の規定により算定した面積））の区分に応じ、それぞれ<u>65の16の項の右欄(1)ア(ア)から(ケ)まで、同欄(1)イ(ア)から(カ)まで及び同欄(1)ウ(ア)から(カ)まで</u>（住宅・非住宅複合建築物の住戸及び共用部分を除いた部分が工場等専用部分である場合にあっては、<u>同欄(1) エ(ア)から(カ)まで</u>）に定める額を合算した額</p> <p>(2) 次に掲げる部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 建築物に係る部分 <u>8の項の右欄</u></p>

改正後		改正前	
	<p>に掲げる申請又は通知に係る床面積の合計の区分に応じ、<u>当該各号</u>に定める額</p> <p>イ 建築設備及び工作物に係る部分 <u>9の項の右欄各号又は9の2の項の右欄に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ9の項の右欄各号又は9の2の項の右欄に定める額</u></p>		<p>に掲げる申請又は通知に係る床面積の合計の区分に応じ、<u>それぞれ同項の右欄に定める額</u></p> <p>イ 建築設備及び工作物に係る部分 <u>9の項</u>又は9の2の項の右欄<u>に定める額</u></p>
65の18及び65の19 略		65の18及び65の19 略	
65の20 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に対する審	<p>認定申請1件につき、第1号に定める額（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、その額に第2号に定める額を加算した額）</p> <p>(1) 次に掲げる建築物等の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用に供する部分を有しないものに限る。以下この項から65の22の項までにおいて同じ。）又は複合建築物（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この項から65の22の項までにおいて「省令」という。）第1条第1項第1号に規定する複合建築物をいう。以下この項から65の22の項までにおいて同じ。）であつて住戸の数が1であるものの住宅</p>		

改正後		改正前	
査	<p>部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下この項から65の22の項までにおいて同じ。）次に掲げる申請に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 床面積の合計が200平方メートル以内のもの 3万8,000円（市長が別に定める者が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証明する書類（以下この項において「適合証」という。）の提出がある場合にあっては、6,000円）</p> <p>(イ) 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの 4万3,000円（適合証の提出がある場合にあっては、6,000円）</p> <p>イ 共同住宅等（共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項から65の22の項までにおいて同じ。）（認定申請が住戸及び建築物全体に係るものを含む。）又は複合建築物であって住戸の数が2以上であるものの住宅部分 次に掲げる申請に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル</p>		

改正後		改正前	
	<p>以内のもの 7万7,000円（適合証の提出がある場合にあっては、1万1,000円）</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 12万7,000円（適合証の提出がある場合にあっては、2万3,000円）</p> <p>(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 21万7,000円（適合証の提出がある場合にあっては、5万円）</p> <p>(エ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの 31万円（適合証の提出がある場合にあっては、8万9,000円）</p> <p>ウ 非住宅建築物（省令第1条第1項第1号に規定する非住宅建築物をいう。以下この項から65の22の項までにおいて同じ。）又は複合建築物の非住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この項から65の22の項までにおいて同じ。）次に掲げる申請に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 省令第8条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準への適合性</p>		

改正後		改正前	
	<p>(以下この項において「第1基準適合性」という。)に係る認定申請にあっては25万1,000円(適合証の提出がある場合にあっては、1万1,000円)、省令第8条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準への適合性(以下この項において「第2基準適合性」という。)に係る認定申請にあっては9万6,000円(適合証の提出がある場合にあっては、1万1,000円)</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 第1基準適合性に係る認定申請にあっては40万6,000円(適合証の提出がある場合にあっては、3万円)、第2基準適合性に係る認定申請にあっては16万1,000円(適合証の提出がある場合にあっては、3万円)</p> <p>(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 第1基準適合性に係る認定申請にあっては58万円(適合証の提出がある場合にあっては、8万9,000円)、第2基準適合性に係る認定申請にあっては26万1,000円(適合証の提出がある場合にあっては、8万9,000円)</p> <p>(エ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの</p>		

改正後		改正前	
	<p>第1基準適合性に係る認定申請にあっては71万4,000円(適合証の提出がある場合にあっては、14万1,000円)、第2基準適合性に係る認定申請にあっては34万1,000円(適合証の提出がある場合にあっては、14万1,000円)</p> <p>(オ) 床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以内のもの 第1基準適合性に係る認定申請にあっては84万4,000円(適合証の提出がある場合にあっては、17万8,000円)、第2基準適合性に係る認定申請にあっては40万9,000円(適合証の提出がある場合にあっては、17万8,000円)</p> <p>(カ) 床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの 第1基準適合性に係る認定申請にあっては96万2,000円(適合証の提出がある場合にあっては、22万2,000円)、第2基準適合性に係る認定申請にあっては48万円(適合証の提出がある場合にあっては、22万2,000円)</p> <p>エ 複合建築物の建築物全体(認定申請が住戸及び建築物全体、非住宅部分及び建築物全体又は住戸、非住宅部分及び建築物全体に係るものを含む。)次に掲げ</p>		

改正後		改正前	
	<p>る複合建築物の部分の区分に応じてそれぞれ(ア)又は(イ)に定める額を合算した額</p> <p>(ア) 住宅部分 住戸の数が1である複合建築物にあってはア(ア)又は(イ)に掲げる申請に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれア(ア)又は(イ)に定める額、住戸の数が2以上である複合建築物にあってはイ(ア)から(エ)までに掲げる申請に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれイ(ア)から(エ)までに定める額</p> <p>(イ) 非住宅部分 ウ(ア)から(カ)までに掲げる申請に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれウ(ア)から(カ)までに定める額</p> <p>(2) 次に掲げる部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 建築物に係る部分 8の項の右欄各号に掲げる申請又は通知に係る床面積の合計の区分に応じ、当該各号に定める額</p> <p>イ 建築設備（建築基準法第87条の2の建築設備をいう。65の21の項において同じ。）及び工作物（同法第88条第1項及び第2項の政令で指定するものをいう。65の21の項において同じ。）に係る部分 9の項の右欄各号又は9の2の項の右欄に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ9</p>		

改正後		改正前	
65の21 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定の申請に対する審査	<p>の項の右欄各号又は9の2の項の右欄に定める額</p> <p>変更認定申請1件につき、第1号に定める額（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第2項において準用する同法第30条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、その額に第2号に定める額を加算した額）</p> <p>(1) 次に掲げる建築物等の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 一戸建ての住宅又は複合建築物であって住戸の数が1であるものの住宅部分 65の20の項の右欄第1号ア(ア)又は(イ)に掲げる申請に係る床面積の合計（8の項の右欄の規定により算定した面積）の区分に応じ、それぞれ65の20の項の右欄第1号ア(ア)又は(イ)に定める額</p> <p>イ 共同住宅等（変更認定申請が住戸及び建築物全体に係るものを含む。）又は複合建築物であって住戸の数が2以上であるものの住宅部分 65の20の項の右欄第1号イ(ア)から(エ)までに掲げる申請に係る床面積の合計（8の項の右欄の規定により算定した面積）の区分に応じ、それぞれ65の20の項の右欄第1号イ(ア)から(エ)までに定める額</p> <p>ウ 非住宅建築物又は複合建築物の非住宅</p>		

改正後		改正前	
	<p>部分 65の20の項の右欄第1号ウ(ア)から(カ)までに掲げる申請に係る床面積の合計(8の項の右欄の規定により算定した面積)の区分に応じ、それぞれ65の20の項の右欄第1号ウ(ア)から(カ)までに定める額</p> <p>エ 複合建築物の建築物全体(変更認定申請が住戸及び建築物全体、非住宅部分及び建築物全体又は住戸、非住宅部分及び建築物全体に係るものを含む。)次に掲げる複合建築物の部分の区分に応じてそれぞれ(ア)又は(イ)に定める額を合算した額</p> <p>(ア) 住宅部分 住戸の数が1である複合建築物にあっては65の20の項の右欄第1号ア(ア)又は(イ)に掲げる申請に係る床面積の合計(8の項の右欄の規定により算定した面積)の区分に応じ、それぞれ65の20の項の右欄第1号ア(ア)又は(イ)に定める額、住戸の数が2以上である複合建築物にあっては65の20の項の右欄第1号イ(ア)から(エ)までに掲げる申請に係る床面積の合計(8の項の右欄の規定により算定した面積)の区分に応じ、それぞれ65の20の項の右欄第1号イ(ア)から(エ)までに定める額</p> <p>(イ) 非住宅部分 65の20の項の右欄第</p>		

改正後		改正前	
	<p>1号ウ(ア)から(カ)までに掲げる申請に係る床面積の合計(8の項の右欄の規定により算定した面積)の区分に応じ、それぞれ65の20の項の右欄第1号ウ(ア)から(カ)までに定める額</p> <p>(2) 次に掲げる部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 建築物に係る部分 8の項の右欄各号に掲げる申請又は通知に係る床面積の合計の区分に応じ、当該各号に定める額</p> <p>イ 建築設備及び工作物に係る部分 9の項の右欄各号又は9の2の項の右欄に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ9の項の右欄各号又は9の2の項の右欄に定める額</p>		
55の22 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準	<p>建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料</p> <p>認定申請1件につき、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次の各号に定める額</p> <p>(1) 一戸建ての住宅 次に掲げる申請に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 床面積の合計が200平方メートル以内のもの 省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準への適合性(以下この項において「第1基準適合性」という。)に係る認定申請にあっては3万8,000円(市長が別に定める者が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料)</p>		

改正後		改正前	
に適合している旨の認定の申請に対する審査	<p>ギ一消費性能基準に適合していることを証明する書類（以下この項において「適合証」という。）の提出がある場合にあつては、6,000円）、省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準への適合性（以下この項において「第2基準適合性」という。）に係る認定申請にあつては2万円（適合証の提出がある場合にあつては、6,000円）</p> <p>イ 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの 第1基準適合性に係る認定申請にあつては4万3,000円（適合証の提出がある場合にあつては、6,000円）、第2基準適合性に係る認定申請にあつては2万1,000円（適合証の提出がある場合にあつては、6,000円）</p> <p>(2) 共同住宅等 次に掲げる申請に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 第1基準適合性に係る認定申請にあつては7万7,000円（適合証の提出がある場合にあつては、1万1,000円）、第2基準適合性に係る認定申請にあつては3万7,000円（適合証の提出がある場合にあつては、1万1,000円）</p> <p>イ 床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 第1</p>		

改正後		改正前	
	<p>基準適合性に係る認定申請にあつては12万7,000円（適合証の提出がある場合にあつては、2万3,000円）、第2基準適合性に係る認定申請にあつては6万3,000円（適合証の提出がある場合にあつては、2万3,000円）</p> <p>ウ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 第1基準適合性に係る認定申請にあつては21万7,000円（適合証の提出がある場合にあつては、5万円）、第2基準適合性に係る認定申請にあつては11万4,000円（適合証の提出がある場合にあつては、5万円）</p> <p>エ 床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの 第1基準適合性に係る認定申請にあつては31万円（適合証の提出がある場合にあつては、8万9,000円）、第2基準適合性に係る認定申請にあつては17万2,000円（適合証の提出がある場合にあつては、8万9,000円）</p> <p>(3) 非住宅建築物 次に掲げる申請に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 省令第1条第1項第1号イに定める基準への適合性（以下この項において「第3基準適合性」という。）に係る</p>		

改正後		改正前	
	<p>認定申請にあつては25万 1,000円（適合証の提出がある場合にあつては、1万 1,000円）、省令第1条第1項第1号ロに定める基準への適合性（以下この項において「第4基準適合性」という。）に係る認定申請にあつては9万 6,000円（適合証の提出がある場合にあつては、1万 1,000円）</p> <p>イ 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 第3基準適合性に係る認定申請にあつては40万 6,000円（適合証の提出がある場合にあつては、3万円）、第4基準適合性に係る認定申請にあつては16万 1,000円（適合証の提出がある場合にあつては、3万円）</p> <p>ウ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 第3基準適合性に係る認定申請にあつては58万円（適合証の提出がある場合にあつては、8万 9,000円）、第4基準適合性に係る認定申請にあつては26万 1,000円（適合証の提出がある場合にあつては、8万 9,000円）</p> <p>エ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの 第3基準適合性に係る認定申請にあつては71万 4,000円（適合証の提出がある場合に</p>		

改正後		改正前	
	<p>あつては、14万 1,000円）、第4基準適合性に係る認定申請にあつては34万 1,000円（適合証の提出がある場合にあつては、14万 1,000円）</p> <p>オ 床面積の合計が1万平方メートルを超え2万 5,000平方メートル以内のもの 第3基準適合性に係る認定申請にあつては84万 4,000円（適合証の提出がある場合にあつては、17万 8,000円）、第4基準適合性に係る認定申請にあつては40万 9,000円（適合証の提出がある場合にあつては、17万 8,000円）</p> <p>カ 床面積の合計が2万 5,000平方メートルを超えるもの 第3基準適合性に係る認定申請にあつては96万 2,000円（適合証の提出がある場合にあつては、22万 2,000円）、第4基準適合性に係る認定申請にあつては48万円（適合証の提出がある場合にあつては、22万 2,000円）</p> <p>(4) 複合建築物 次に掲げる複合建築物の部分の区分に応じてそれぞれア又はイに定める額を合算した額</p> <p>ア 住宅部分 住戸の数が1である複合建築物にあつては第1号ア又はイに掲げる申請に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号ア又はイに定める額、住戸の数が2以上である複合建築物にあつては第2号アからエまでに掲げる申請に係</p>		

改正後			改正前		
		<p>る床面積の合計の区分に応じ、それぞれ 同号アからエまでに定める額</p> <p>イ 非住宅部分 第3号アからカまでに掲 げる申請に係る床面積の合計の区分に応 じ、それぞれ同号アからカまでに定める 額</p>			
66から75まで 略			66から75まで 略		

議案第 64 号

盛岡市総合交流ターミナル条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

今後の施設の安定した維持管理を図るため、クア・ハウスに係る使用料の額を改定するとともに、同施設の使用料に回数使用の区分を設けるほか、繁忙期の団体客利用に対応するため、宿泊施設の1室の人数に新たな区分を設け、その使用料の額を定めようとするものである。

2 改正の内容

(1) 宿泊施設

次のとおり、1室の人数に新たな区分を設け、その使用料の額を定める。

区分	改正前		改正後	
	1室の人数	使用料（1人1泊につき）	1室の人数	使用料（1人1泊につき）
普通洋室	1人	8,235円	1人	8,235円
	2人	7,080円	2人	7,080円
	—	—	3人	5,925円
特別洋室	1人	23,250円	1人	23,250円
	2人	17,475円	2人	17,475円
	3人	15,165円	3人	15,165円
	4人	11,700円	4人	11,700円
	—	—	5人	9,390円
和室	1人	9,390円	1人	9,390円
	2人	8,235円	2人	8,235円
	3人	7,657円	3人	7,657円
	4人	7,080円	4人	7,080円
	—	—	5人	5,925円

(2) クア・ハウス

次のとおり、大浴場の使用料の額を改定するとともに、回数使用の区分を設ける。

区分	使用料		
	単位	金額	
		改正前	改正後
中学校生徒以上の者	普通使用（1回につき）	500円	600円
	回数使用（10回につき）	—	5,400円
小学校児童以下の者（3歳未満の者を除く。）	普通使用（1回につき）	250円	300円
	回数使用（10回につき）	—	2,700円

3 施行期日

平成28年4月1日

改正後	改正前																																						
<p>○盛岡市総合交流ターミナル条例 平成17年12月26日条例第83号 改正 略 <u>平成28年3月 日条例第 号</u> 盛岡市総合交流ターミナル条例</p> <p>第1条から第7条まで 略 (使用料)</p> <p>第8条 使用者及び特別利用者から別表に定める使用料を徴収する。 2 前項に定めるもののほか、附属の設備を使用する者から規則で定める使用料を徴収する。 3 使用料は、許可の際に徴収する。</p> <p>第9条から第20条まで 略 附 則 略 附 則 (平成28年条例第 号) <u>この条例は、平成28年4月1日から施行する。</u></p> <p>別表 (第8条関係)</p> <p>(1) 宿泊施設</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>1室の人数</th> <th>使用料(1人1泊につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">普通洋室</td> <td>1人</td> <td>8,235円</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>7,080円</td> </tr> <tr> <td>3人</td> <td>5,925円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">特別洋室</td> <td>1人</td> <td>23,250円</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>17,475円</td> </tr> <tr> <td>3人</td> <td>15,165円</td> </tr> <tr> <td>4人</td> <td>11,700円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	1室の人数	使用料(1人1泊につき)	普通洋室	1人	8,235円	2人	7,080円	3人	5,925円	特別洋室	1人	23,250円	2人	17,475円	3人	15,165円	4人	11,700円	<p>○盛岡市総合交流ターミナル条例 平成17年12月26日条例第83号 改正 略</p> <p>盛岡市総合交流ターミナル条例</p> <p>第1条から第7条まで 略 (使用料)</p> <p>第8条 使用者及び特別利用者から別表に定める使用料を徴収する。 2 前項に定めるもののほか、附属の設備を使用する者から規則で定める使用料を徴収する。 3 使用料は、許可の際に徴収する。</p> <p>第9条から第20条まで 略 附 則 略</p> <p>別表 (第8条関係)</p> <p>(1) 宿泊施設</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>1室の人数</th> <th>使用料(1人1泊につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">普通洋室</td> <td>1人</td> <td>8,235円</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>7,080円</td> </tr> <tr> <td>3人</td> <td>5,925円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">特別洋室</td> <td>1人</td> <td>23,250円</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>17,475円</td> </tr> <tr> <td>3人</td> <td>15,165円</td> </tr> <tr> <td>4人</td> <td>11,700円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	1室の人数	使用料(1人1泊につき)	普通洋室	1人	8,235円	2人	7,080円	3人	5,925円	特別洋室	1人	23,250円	2人	17,475円	3人	15,165円	4人	11,700円
区分	1室の人数	使用料(1人1泊につき)																																					
普通洋室	1人	8,235円																																					
	2人	7,080円																																					
	3人	5,925円																																					
特別洋室	1人	23,250円																																					
	2人	17,475円																																					
	3人	15,165円																																					
	4人	11,700円																																					
区分	1室の人数	使用料(1人1泊につき)																																					
普通洋室	1人	8,235円																																					
	2人	7,080円																																					
	3人	5,925円																																					
特別洋室	1人	23,250円																																					
	2人	17,475円																																					
	3人	15,165円																																					
	4人	11,700円																																					

改正後	改正前																																																												
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>人数</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">和室</td> <td>5人</td> <td>9,390円</td> </tr> <tr> <td>1人</td> <td>9,390円</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>8,235円</td> </tr> <tr> <td>3人</td> <td>7,657円</td> </tr> <tr> <td>4人</td> <td>7,080円</td> </tr> <tr> <td>5人</td> <td>5,925円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 使用料には、食事を含まないものとする。 2 次に掲げる日の使用料の額は、この表の使用料の額に1,000円を加算した額とする。 (1) 土曜日 (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日の前日 (3) 4月29日から5月4日までの日(前号に掲げる日を除く。) (4) 8月9日から8月16日までの日(第2号に掲げる日を除く。)</p> <p>3 備考2の規定にかかわらず、12月30日から翌年の1月3日までの日の使用料の額は、この表の使用料の額に1,500円を加算した額とする。 4 小学校児童の使用料の額は、この表の使用料の額に10分の7を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。</p> <p>(2) 休憩施設</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">使用料</th> </tr> <tr> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>和室</td> <td>1室1時間までごとに</td> <td>1,050円</td> </tr> <tr> <td>交流ホール</td> <td>1室1時間までごとに</td> <td>2,100円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 研修室等</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	人数	使用料	和室	5人	9,390円	1人	9,390円	2人	8,235円	3人	7,657円	4人	7,080円	5人	5,925円	区分	使用料		単位	金額	和室	1室1時間までごとに	1,050円	交流ホール	1室1時間までごとに	2,100円	区分	使用料			<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>人数</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">和室</td> <td>1人</td> <td>9,390円</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>8,235円</td> </tr> <tr> <td>3人</td> <td>7,657円</td> </tr> <tr> <td>4人</td> <td>7,080円</td> </tr> <tr> <td>5人</td> <td>5,925円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 使用料には、食事を含まないものとする。 2 次に掲げる日の使用料の額は、この表の使用料の額に1,000円を加算した額とする。 (1) 土曜日 (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日の前日(次号に掲げる日を除く。) (3) 4月29日から5月4日までの日 (4) 8月9日から8月16日までの日</p> <p>3 _____12月30日から翌年の1月3日までの日の使用料の額は、この表の使用料の額に1,500円を加算した額とする。 4 小学校児童の使用料の額は、この表の使用料の額に10分の7を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。</p> <p>(2) 休憩施設</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">使用料</th> </tr> <tr> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>和室</td> <td>1室1時間までごとに</td> <td>1,050円</td> </tr> <tr> <td>交流ホール</td> <td>1室1時間までごとに</td> <td>2,100円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 研修室等</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	人数	使用料	和室	1人	9,390円	2人	8,235円	3人	7,657円	4人	7,080円	5人	5,925円	区分	使用料		単位	金額	和室	1室1時間までごとに	1,050円	交流ホール	1室1時間までごとに	2,100円	区分	使用料		
区分	人数	使用料																																																											
和室	5人	9,390円																																																											
	1人	9,390円																																																											
	2人	8,235円																																																											
	3人	7,657円																																																											
	4人	7,080円																																																											
	5人	5,925円																																																											
区分	使用料																																																												
	単位	金額																																																											
和室	1室1時間までごとに	1,050円																																																											
交流ホール	1室1時間までごとに	2,100円																																																											
区分	使用料																																																												
区分	人数	使用料																																																											
和室	1人	9,390円																																																											
	2人	8,235円																																																											
	3人	7,657円																																																											
	4人	7,080円																																																											
	5人	5,925円																																																											
区分	使用料																																																												
	単位	金額																																																											
和室	1室1時間までごとに	1,050円																																																											
交流ホール	1室1時間までごとに	2,100円																																																											
区分	使用料																																																												

改正後			改正前		
	単位	金額		単位	金額
研修室	1時間までごとに	1,575円	研修室	1時間までごとに	1,575円
食品加工研修室	1時間までごとに	1,575円	食品加工研修室	1時間までごとに	1,575円
食工房	1室1月までごとに	52,500円	食工房	1室1月までごとに	52,500円
展示即売室	1月までごとに	販売額に12パーセントを乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)	展示即売室	1月までごとに	販売額に12パーセントを乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)

(4) クア・ハウス

区分		使用料	
		単位	金額
大浴場	中学校生徒以上の者	普通使用(1回につき)	600円
		回数使用(10回につき)	5,400円
	小学校児童以下の者(3歳未満の者を除く。)	普通使用(1回につき)	300円
		回数使用(10回につき)	2,700円
家族風呂		1室1時間までごとに	1,050円

備考

- 1 家族風呂を使用する場合は、大浴場の使用料を併せて徴収する。
- 2 宿泊者(総合交流ターミナルの宿泊施設に係る第5条第1項の許可を受けた者をいう。)の使用料は、無料とする。

(5) 第6条第1項の許可を受けて使用する場合

区分		使用料	
		単位	金額
物品の販売、募金その他これらに類する行為		1日までごとに	1,050円
業として行う写真の撮影	撮影機1台1日までごと		1,050円

(4) クア・ハウス

区分		使用料	
		単位	金額
中学校生徒以上の者		1人1回につき	500円
		小学校児童以下の者(3歳未満の者を除く。)	1人1回につき

備考

- 1 宿泊者の使用料は、無料とする。
- 2 家族風呂を使用する場合の使用料の額は、この表の使用料の額に1団体につき1,050円を加算した額とする。

(5) 第6条第1項の許可を受けて使用する場合

区分		使用料	
		単位	金額
物品の販売、募金その他これらに類する行為		1日までごとに	1,050円
業として行う写真の撮影	撮影機1台1日までごと		1,050円

改正後			改正前		
影その他これに類する行為			影その他これに類する行為		
音楽、芸能等の興行	100平方メートル1日までごとに	3,150円	音楽、芸能等の興行	100平方メートル1日までごとに	3,150円
集会、展示会その他これらに類する催し	100平方メートル1日までごとに	3,150円	集会、展示会その他これらに類する催し	100平方メートル1日までごとに	3,150円

議案第 65 号

盛岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第 171号）の改正に伴い、基準該当生活介護、基準該当自立訓練（機能訓練）及び基準該当自立訓練（生活訓練）の範囲を拡大するとともに、基準該当生活介護とみなされる通いサービスの要件及び基準該当短期入所の基準を改めるほか、必要な規定の整備をしようとするものである。

2 改正の内容

- (1) 介護保険制度における指定地域密着型通所介護事業者が提供する通所介護を基準該当生活介護、基準該当自立訓練（機能訓練）及び基準該当自立訓練（生活訓練）に加える。
- (2) 介護保険制度における指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者が提供する通いサービスが一定の要件を満たしている場合は、当該通いサービスを基準該当自立訓練（機能訓練）又は基準該当自立訓練（生活訓練）とみなすこととする。
- (3) 基準該当生活介護とみなされる通いサービスの登録定員、利用定員及び従業者の員数の要件に、(2) により基準該当自立訓練（機能訓練）又は基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービスの利用者に関する事項を加える。
- (4) 基準該当短期入所の宿泊サービスの提供及び利用定員の基準に、(2) により基準該当自立訓練（機能訓練）又は基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービスの利用者に関する事項を加える。

3 施行期日

平成28年4月1日

改正後	改正前
<p>○盛岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例</p> <p style="text-align: right;">平成24年12月25日条例第50号</p> <p style="text-align: center;">改正 略</p> <p style="text-align: center;">平成28年3月 日条例第 号</p> <p>盛岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条～第4条）</p> <p>第2章 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護</p> <p>第1節 基本方針（第5条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第6条～第8条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第9条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第10条～第44条）</p> <p>第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第45条～第49条）</p> <p>第3章 療養介護</p> <p>第1節 基本方針（第50条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第51条・第52条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第53条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第54条～第78条）</p> <p>第4章 生活介護</p> <p>第1節 基本方針（第79条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第80条～第82条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第83条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第84条～第95条）</p> <p>第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第96条～第98条）</p>	<p>○盛岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例</p> <p style="text-align: right;">平成24年12月25日条例第50号</p> <p style="text-align: center;">改正 略</p> <p>盛岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条～第4条）</p> <p>第2章 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護</p> <p>第1節 基本方針（第5条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第6条～第8条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第9条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第10条～第44条）</p> <p>第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第45条～第49条）</p> <p>第3章 療養介護</p> <p>第1節 基本方針（第50条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第51条・第52条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第53条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第54条～第78条）</p> <p>第4章 生活介護</p> <p>第1節 基本方針（第79条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第80条～第82条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第83条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第84条～第95条）</p> <p>第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第96条～第98条）</p>

改正後	改正前
<p>第5章 短期入所</p> <p>第1節 基本方針（第99条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第100条・第101条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第102条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第103条～第110条）</p> <p>第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第111条・第112条）</p> <p>第6章 重度障害者等包括支援</p> <p>第1節 基本方針（第113条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第114条・第115条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第116条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第117条～第123条）</p> <p>第7章 削除</p> <p>第8章 自立訓練（機能訓練）</p> <p>第1節 基本方針（第142条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第143条・第144条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第145条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第146条～第149条）</p> <p>第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第150条～第151条）</p> <p>第9章 自立訓練（生活訓練）</p> <p>第1節 基本方針（第152条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第153条・第154条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第155条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第156条～第159条）</p> <p>第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第160条～第161条）</p> <p>第10章 就労移行支援</p> <p>第1節 基本方針（第162条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第163条～第165条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第166条・第167条）</p>	<p>第5章 短期入所</p> <p>第1節 基本方針（第99条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第100条・第101条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第102条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第103条～第110条）</p> <p>第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第111条・第112条）</p> <p>第6章 重度障害者等包括支援</p> <p>第1節 基本方針（第113条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第114条・第115条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第116条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第117条～第123条）</p> <p>第7章 削除</p> <p>第8章 自立訓練（機能訓練）</p> <p>第1節 基本方針（第142条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第143条・第144条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第145条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第146条～第149条）</p> <p>第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第150条・第151条）</p> <p>第9章 自立訓練（生活訓練）</p> <p>第1節 基本方針（第152条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第153条・第154条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第155条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第156条～第159条）</p> <p>第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第160条・第161条）</p> <p>第10章 就労移行支援</p> <p>第1節 基本方針（第162条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第163条～第165条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第166条・第167条）</p>

改正後	改正前
<p>第4節 運営に関する基準 (第168条～第172条)</p> <p>第11章 就労継続支援A型</p> <p>第1節 基本方針 (第173条)</p> <p>第2節 人員に関する基準 (第174条・第175条)</p> <p>第3節 設備に関する基準 (第176条)</p> <p>第4節 運営に関する基準 (第177条～第185条)</p> <p>第12章 就労継続支援B型</p> <p>第1節 基本方針 (第186条)</p> <p>第2節 人員に関する基準 (第187条)</p> <p>第3節 設備に関する基準 (第188条)</p> <p>第4節 運営に関する基準 (第189条・第190条)</p> <p>第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準 (第191条～第194条)</p> <p>第13章 共同生活援助</p> <p>第1節 基本方針 (第195条)</p> <p>第2節 人員に関する基準 (第196条・第197条)</p> <p>第3節 設備に関する基準 (第198条)</p> <p>第4節 運営に関する基準 (第198条の2～第201条)</p> <p>第5節 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準</p> <p>第1款 趣旨及び基本方針 (第201条の2・第201条の3)</p> <p>第2款 人員に関する基準 (第201条の4・第201条の5)</p> <p>第3款 設備に関する基準 (第201条の6)</p> <p>第4款 運営に関する基準 (第201条の7～第201条の12)</p> <p>第14章 多機能型に関する特例 (第202条・第203条)</p> <p>第15章 削除</p> <p>第16章 山間のへき地その他の地域における基準該当障害福祉サービスに関する基準 (第206条～第210条)</p> <p>第17章 雑則 (第211条)</p>	<p>第4節 運営に関する基準 (第168条～第172条)</p> <p>第11章 就労継続支援A型</p> <p>第1節 基本方針 (第173条)</p> <p>第2節 人員に関する基準 (第174条・第175条)</p> <p>第3節 設備に関する基準 (第176条)</p> <p>第4節 運営に関する基準 (第177条～第185条)</p> <p>第12章 就労継続支援B型</p> <p>第1節 基本方針 (第186条)</p> <p>第2節 人員に関する基準 (第187条)</p> <p>第3節 設備に関する基準 (第188条)</p> <p>第4節 運営に関する基準 (第189条・第190条)</p> <p>第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準 (第191条～第194条)</p> <p>第13章 共同生活援助</p> <p>第1節 基本方針 (第195条)</p> <p>第2節 人員に関する基準 (第196条・第197条)</p> <p>第3節 設備に関する基準 (第198条)</p> <p>第4節 運営に関する基準 (第198条の2～第201条)</p> <p>第5節 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準</p> <p>第1款 趣旨及び基本方針 (第201条の2・第201条の3)</p> <p>第2款 人員に関する基準 (第201条の4・第201条の5)</p> <p>第3款 設備に関する基準 (第201条の6)</p> <p>第4款 運営に関する基準 (第201条の7～第201条の12)</p> <p>第14章 多機能型に関する特例 (第202条・第203条)</p> <p>第15章 削除</p> <p>第16章 山間のへき地その他の地域における基準該当障害福祉サービスに関する基準 (第206条～第210条)</p> <p>第17章 雑則 (第211条)</p>

改正後	改正前
<p>附則</p> <p>第1条から第78条まで 略</p> <p>第4章 生活介護</p> <p>第79条から第95条まで 略</p> <p>第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準 (基準該当生活介護の基準)</p> <p>第96条 生活介護に係る基準該当障害福祉サービス (第206条に規定する特定基準該当生活介護を除く。以下この節において「基準該当生活介護」という。)の事業を行う者 (以下この節において「基準該当生活介護事業者」という。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 指定通所介護事業者 (盛岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 (平成24年条例第62号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。)第100条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。)又は指定地域密着型通所介護事業者 (盛岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 (平成24年条例第64号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。)第60条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。)(以下「指定通所介護事業者等」という。)であって、地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護 (指定居宅サービス等基準条例第99条に規定する指定通所介護をいう。)又は指定地域密着型通所介護 (指定地域密着型サービス基準条例第60条の2に規定する指定地域密着型通所介護をいう。)(以下「指定通所介護等」という。)を提供するものであること。</p> <p>(2) 指定通所介護事業所 (指定居宅サービス等基準条例第100条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。)又は指定地域密着型通所介護事業所 (指定地域密着型サービス基準条例第60条の3第1項に規定する</p>	<p>附則</p> <p>第1条から第78条まで 略</p> <p>第4章 生活介護</p> <p>第79条から第95条まで 略</p> <p>第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準 (基準該当生活介護の基準)</p> <p>第96条 生活介護に係る基準該当障害福祉サービス (第206条に規定する特定基準該当生活介護を除く。以下この節において「基準該当生活介護」という。)の事業を行う者 (以下この節において「基準該当生活介護事業者」という。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 指定通所介護事業者 (盛岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 (平成24年条例第62号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。)第100条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。)</p> <p>であって、地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護 (指定居宅サービス等基準条例第99条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。)</p> <p>を提供するものであること。</p> <p>(2) 指定通所介護事業所 (指定居宅サービス等基準条例第100条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。)</p>

改正後	改正前
<p>指定地域密着型通所介護事業所をいう。) (以下「指定通所介護事業所等」という。) の食堂及び機能訓練室 (指定居宅サービス等基準条例第102条第1項第1号又は指定地域密着型サービス基準条例第60条の5第1項第1号の食堂及び指定居宅サービス等基準条例第102条第1項第2号又は指定地域密着型サービス基準条例第60条の5第1項第2号の機能訓練室をいう。以下同じ。) の面積を、指定通所介護等の利用者の数と基準該当生活介護を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。</p> <p>(3) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者及び基準該当生活介護を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。</p> <p>(4) 基準該当生活介護を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</p> <p>(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)</p> <p>第97条 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者 (指定地域密着型サービス基準条例</p>	<p>の食堂及び機能訓練室 (指定居宅サービス等基準条例第102条第2項第1号</p> <p>の食堂及び同項第2号</p> <p>の機能訓練室をいう。以下同じ。) の面積を、指定通所介護の利用者の数と基準該当生活介護を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。</p> <p>(3) 指定通所介護事業所 従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護の利用者の数を指定通所介護の利用者及び基準該当生活介護を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所として必要とされる数以上であること。</p> <p>(4) 基準該当生活介護を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</p> <p>(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)</p> <p>第97条 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者 (盛岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 (平成24年条例第64号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。) 第83条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。第111条第1号において同じ。) 又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者 (指定地域密着型サービス基準条例第192条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。第111条第1号において同じ。) が地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護 (指定地域密着型サービス基準条例第82条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。以下</p>
<p>第83条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下</p> <p>同じ。) 又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者 (指定地域密着型サービス基準条例第192条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下</p> <p>同じ。) が地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護 (指定地域密着型サービス基準条例第82条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。以下</p> <p>同じ。) 又は指定看護小規模多機能型居宅介護 (指定地域密着型サービス基準条例第191条に規定する</p>	<p>を定める条例 (平成24年条例第64号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。) 第83条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。第111条第1号において同じ。) 又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者 (指定地域密着型サービス基準条例第192条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。第111条第1号において同じ。) が地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護 (指定地域密着型サービス基準条例第82条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。第111条第1号において同じ。) 又は指定看護小規模多機能型居宅介護 (指定地域密着型サービス基準条例第191条に規定する</p>

改正後	改正前
<p>指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。以下</p> <p>同じ。) のうち、通いサービス (指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項第1号又は第192条第1項第1号アに規定する通いサービスをいう。以下同じ。) を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当生活介護と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所 (指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。) 又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所 (指定地域密着型サービス基準条例第192条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。) (以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。) を基準該当生活介護事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。</p> <p>(1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録員 (当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者 (指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項第1号又は第192条第1項第1号アに規定する登録者をいう。以下同じ。) の数とこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第150条の2の規定により基準該当自立訓練 (機能訓練) とみなされる通いサービス若しくは第160条の2の規定により基準該当自立訓練 (生活訓練) とみなされる通いサービス又は指定障害児通所支援の事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例 (平成24年岩手県条例第79号。以下「県条例」という。) 第55条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは県条例第72条の4において準用する県条例第55条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス</p> <p>を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等</p>	<p>指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。第111条第1号において同じ。) のうち、通いサービス (指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項第1号又は第192条第1項第1号アに規定する通いサービスをいう。以下同じ。) を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当生活介護と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所 (指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。) 又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所 (指定地域密着型サービス基準条例第192条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。) (以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。) を基準該当生活介護事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。</p> <p>(1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録員 (当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者 (指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項第1号又は第192条第1項第1号アに規定する登録者をいう。以下同じ。) の数とこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、</p> <p>指定障害児通所支援の事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例 (平成24年岩手県条例第79号。以下「県条例」という。) 第55条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは県条例第72条の4において準用する県条例第55条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第34条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令 (平成15年厚生労働省令第132号。以下「特区省令」という。) 第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等</p>

改正後	改正前																
<p>に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。)を29人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準条例第83条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。)にあっては、18人)以下とすること。</p> <p>(2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数とこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、<u>第150条の2の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス若しくは第160条の2の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又は県条例第55条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは県条例第72条の4において準用する県条例第55条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス</u>を受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この号において同じ。)を登録定員の2分の1から15人(登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては次表の左欄に掲げる登録定員の区分に応じ、同表の当該右欄に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては12人)までの範囲内とすること。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">登録定員</th> <th style="text-align: center;">利用定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">26人又は27人</td> <td style="text-align: center;">16人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">28人</td> <td style="text-align: center;">17人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">29人</td> <td style="text-align: center;">18人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂(指定地域密着型サービス基準条例第87条第2項第1号又は第196条第2項第1号の居間及び食堂をいう。以下同じ。)は、機能を十分に発揮すること</p>	登録定員	利用定員	26人又は27人	16人	28人	17人	29人	18人	<p>に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。)を29人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準条例第83条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。)にあっては、18人)以下とすること。</p> <p>(2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数とこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、<u>_____</u>の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは県条例第72条の4において準用する県条例第55条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は<u>特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス</u>を受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下_____同じ。)を登録定員の2分の1から15人(登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては次表の左欄に掲げる登録定員の区分に応じ、同表の当該右欄に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては12人)までの範囲内とすること。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">登録定員</th> <th style="text-align: center;">利用定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">26人又は27人</td> <td style="text-align: center;">16人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">28人</td> <td style="text-align: center;">17人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">29人</td> <td style="text-align: center;">18人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂(指定地域密着型サービス基準条例第87条第2項第1号又は第196条第2項第1号の居間及び食堂をいう_____。)は、機能を十分に発揮すること</p>	登録定員	利用定員	26人又は27人	16人	28人	17人	29人	18人
登録定員	利用定員																
26人又は27人	16人																
28人	17人																
29人	18人																
登録定員	利用定員																
26人又は27人	16人																
28人	17人																
29人	18人																

改正後	改正前
<p>ができる適当な広さを有すること。</p> <p>(4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者の数を通いサービスの利用者の数並びにこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、<u>第150条の2の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス若しくは第160条の2の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又は県条例第55条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは県条例第72条の4において準用する県条例第55条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス</u>を受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準条例第83条又は第192条に規定する基準を満たしていること。</p> <p>(5) この条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービスを受ける障害者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</p> <p>第98条 略</p> <p>第5章 短期入所</p> <p>第99条から第110条まで 略</p> <p>第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準 (指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)</p> <p>第111条 短期入所に係る基準該当障害福祉サービス(以下この節において「基準該当短期入所」という。)の事業を行う者(以下この節において「基準該当短期入所事業者」という。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者であって、第97条の規定により基準該当生活介護とみなさ</p>	<p>ができる適当な広さを有すること。</p> <p>(4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者の数を通いサービスの利用者の数及びこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、<u>_____</u>の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは県条例第72条の4において準用する県条例第55条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は<u>特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス</u>を受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準条例第83条又は第192条に規定する基準を満たしていること。</p> <p>(5) この条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービスを受ける障害者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</p> <p>第98条 略</p> <p>第5章 短期入所</p> <p>第99条から第110条まで 略</p> <p>第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準 (指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)</p> <p>第111条 短期入所に係る基準該当障害福祉サービス(以下この節において「基準該当短期入所」という。)の事業を行う者(以下この節において「基準該当短期入所事業者」という。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者であって、第97条の規定により基準該当生活介護とみなさ</p>

改正後	改正前
<p>であること。</p> <p>(4) 基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</p> <p><u>（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）</u></p> <p><u>第150条の2 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者が地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（機能訓練）を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護のうち、通いサービスを提供する場合には、当該通いサービスを基準該当自立訓練（機能訓練）と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当自立訓練（機能訓練）事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。</u></p> <p><u>(1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス、第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第160条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は県条例第55条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは県条例第72条の4において準用する県条例第55条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。）を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人）以下とすること。</u></p>	<p>であること。</p> <p>(4) 基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</p>

改正後	改正前								
<p><u>(2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス、第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第160条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は県条例第55条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは県条例第72条の4において準用する県条例第55条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この号において同じ。）を登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては次表の左欄に掲げる登録定員の区分に依り、同表の当該右欄に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては12人）までの範囲内とすること。</u></p> <table border="1" data-bbox="140 1632 778 1769"> <thead> <tr> <th>登録定員</th> <th>利用定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>26人又は27人</td> <td>16人</td> </tr> <tr> <td>28人</td> <td>17人</td> </tr> <tr> <td>29人</td> <td>18人</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮することができる適当な広さを有すること。</u></p> <p><u>(4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者の数を通いサービスの利用者の数並びにこの条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス、第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第160条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は県条例第55条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは県条例第72条の4において準用する県条例第55条の8の</u></p>	登録定員	利用定員	26人又は27人	16人	28人	17人	29人	18人	
登録定員	利用定員								
26人又は27人	16人								
28人	17人								
29人	18人								

改正後	改正前
<p>規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準条例第83条又は第192条に規定する基準を満たしていること。</p> <p>(5) この条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービスを受ける障害者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</p> <p>第151条 略</p> <p>第9章 自立訓練（生活訓練）</p> <p>第152条から第159条まで 略</p> <p>第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（基準該当自立訓練（生活訓練）の基準）</p> <p>第160条 自立訓練（生活訓練）に係る基準該当障害福祉サービス（第206条に規定する特定基準該当自立訓練（生活訓練）を除く。以下この節において「基準該当自立訓練（生活訓練）」という。）の事業を行う者（以下この節において「基準該当自立訓練（生活訓練）事業者」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 指定通所介護事業者等であって、地域において自立訓練（生活訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（生活訓練）を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護等を提供するものであること。</p> <p>(2) 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数と基準該当自立訓練（生活訓練）を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。</p> <p>(3) 指定通所介護事業所等の従業員の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者及び基準該当自立訓練（生活訓練）を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上</p>	<p>第151条 略</p> <p>第9章 自立訓練（生活訓練）</p> <p>第152条から第159条まで 略</p> <p>第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（基準該当自立訓練（生活訓練）の基準）</p> <p>第160条 自立訓練（生活訓練）に係る基準該当障害福祉サービス（第206条に規定する特定基準該当自立訓練（生活訓練）を除く。以下この節において「基準該当自立訓練（生活訓練）」という。）の事業を行う者（以下この節において「基準該当自立訓練（生活訓練）事業者」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 指定通所介護事業者等であって、地域において自立訓練（生活訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（生活訓練）を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護等を提供するものであること。</p> <p>(2) 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数と基準該当自立訓練（生活訓練）を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。</p> <p>(3) 指定通所介護事業所等の従業員の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者及び基準該当自立訓練（生活訓練）を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上</p>

改正後	改正前
<p>であること。</p> <p>(4) 基準該当自立訓練（生活訓練）を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（生活訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</p> <p><u>（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）</u></p> <p>第160条の2 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者が地域において自立訓練（生活訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（生活訓練）を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護のうち、通いサービスを提供する場合には、当該通いサービスを基準該当自立訓練（生活訓練）と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当自立訓練（生活訓練）事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。</p> <p>(1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス、第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第150条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス又は県条例第55条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは県条例第72条の4において準用する県条例第55条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。）を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人）以下とすること。</p> <p>(2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者</p>	<p>であること。</p> <p>(4) 基準該当自立訓練（生活訓練）を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（生活訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</p>

改正後	改正前								
<p>の数とこの条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス、第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第150条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス又は県条例第55条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは県条例第72条の4において準用する県条例第55条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この号において同じ。）を登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等においては次表の左欄に掲げる登録定員の区分に応じ、同表の当該右欄に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所においては12人）までの範囲内とすること。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">登録定員</th> <th style="text-align: center;">利用定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">26人又は27人</td> <td style="text-align: center;">16人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">28人</td> <td style="text-align: center;">17人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">29人</td> <td style="text-align: center;">18人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮することができる適当な広さを有すること。</p> <p>(4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者の数を通いサービスの利用者の数並びにこの条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス、第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第150条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス又は県条例第55条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは県条例第72条の4において準用する県条例第55条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地</p>	登録定員	利用定員	26人又は27人	16人	28人	17人	29人	18人	
登録定員	利用定員								
26人又は27人	16人								
28人	17人								
29人	18人								

改正後	改正前
<p>域密着型サービス基準条例第83条又は第192条に規定する基準を満たしていること。</p> <p>(5) この条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービスを受ける障害者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（生活訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</p> <p>第161条から第211条まで 略 附 則 略 附 則（平成28年条例第 号） この条例は、平成28年4月1日から施行する。</p>	<p>第161条から第211条まで 略 附 則 略</p>

議案第 66 号

盛岡市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例等の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

介護保険制度の見直しに伴い、施設サービス、居宅サービス、介護予防サービス、地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスの事業に関する基準を改めようとするものである。

2 一部改正を行う条例

- (1) 盛岡市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例（平成24年条例第60号）（第1条）
- (2) 盛岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第62号）（第2条）
- (3) 盛岡市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年条例第63号）（第3条）
- (4) 盛岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第64号）（第4条、第5条）
- (5) 盛岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年条例第65号）（第6条）

3 改正の内容

- (1) 盛岡市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例の一部改正

地域密着型特別養護老人ホームに併設された事業所であって従業者を置かないことができるものに、指定地域密着型通所介護事業所を加える。

- (2) 盛岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正

ア 通所介護

(7) 利用定員が10人以下の場合の看護職員及び介護職員の配置基準の特例を廃止する。

(1) 指定療養通所介護の事業の基本方針、人員並びに設備及び運営に関する基準を削る。

イ 短期入所生活介護

基準該当短期入所生活介護事業所を併設しなければならない事業所に、指定地域密着型通所介護事業所を加える。

ウ 特定施設入居者生活介護

- (7) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護における受託居宅サービス事業者が提供する受託居宅サービスの種類に、指定地域密着型通所介護を加える。
 - (4) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業を開始するに当たり、業務を委託する契約を締結しなければならない受託居宅サービス事業者に、指定地域密着型通所介護を提供する事業者を加える。
- (3) 盛岡市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正

ア 介護予防通所介護

指定介護予防通所介護事業者が指定地域密着型通所介護事業者の指定を併せて受け、一体的に事業を運営する場合の人員及び設備の基準を定める。

イ 介護予防特定施設入居者生活介護

- (7) 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を委託することができる事業者に、指定地域密着型サービス事業者を加える。
 - (4) 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護における受託介護予防サービス事業者が提供する受託居宅サービスの種類に、指定地域密着型通所介護を加える。
 - (7) 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を開始するに当たり、業務を委託する契約を締結しなければならない受託介護予防サービスの事業者に、指定地域密着型通所介護事業者を加える。
- (4) 盛岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正

ア 地域密着型通所介護

- (7) 指定地域密着型通所介護に係る基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準を定める。
- (4) 指定療養通所介護を指定地域密着型通所介護の一部に位置付け、基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準を定める。
- (7) 指定地域密着型通所介護事業者が指定介護予防通所介護事業者の指定を併せて受け、一体的に事業を運営する場合の人員及び設備の基準を削る。

イ 認知症対応型通所介護

指定認知症対応型通所介護事業者は、助言等を聴くために運営推進会議を設置し、当該助言等の記録を公表しなければならないものとする。

ウ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

地域密着型介護老人福祉施設に併設された事業所であって従業者を置かないことができるものに、指定地域密着型通所介護事業所を加える。

(5) 盛岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正

指定介護予防認知症対応型通所介護事業者等は、助言等を聴くために運営推進会議を設置し、当該助言等の記録を公表しなければならないものとする。

4 施行期日

(1) 3 (1) ・ (2) ・ (3) ・ (4) (ア(ウ)を除く。) ・ (5) 平成28年4月1日

(2) 3 (4) ア(ウ) 平成30年4月1日

【第1条】盛岡市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例 平成24年12月25日条例第60号</p> <p>改正 略</p> <p>平成28年3月 日条例第 号</p> <p>盛岡市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例 目次及び第1条から第44条まで 略</p> <p>(職員の配置)</p> <p>第45条 地域密着型特別養護老人ホームに置くべき職員は、次の各号に掲げるものとし、その員数は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 施設長 1人</p> <p>(2) 医師 入所者に対し、健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数</p> <p>(3) 生活相談員 1人以上</p> <p>(4) 介護職員又は看護職員 ア 介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算方法で、1人に、入所者の数が3人を超えて3人又は3人に満たない増数を増すごとに1人を加えて得た数以上とすること。 イ 看護職員の数は、1人以上とすること。</p> <p>(5) 栄養士 1人以上</p> <p>(6) 機能訓練指導員 1人以上</p> <p>(7) 調理員、事務員その他の職員 当該地域密着型特別養護老人ホームの実情に応じた適当な数</p> <p>2 前項、第5項及び第7項の常勤換算方法とは、職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該地域密着型特別養護老人ホームにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより常勤の職員の数に換算する方法をいう。</p>	<p>○盛岡市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例 平成24年12月25日条例第60号</p> <p>改正 略</p> <p>盛岡市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例 目次及び第1条から第44条まで 略</p> <p>(職員の配置)</p> <p>第45条 地域密着型特別養護老人ホームに置くべき職員は、次の各号に掲げるものとし、その員数は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 施設長 1人</p> <p>(2) 医師 入所者に対し、健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数</p> <p>(3) 生活相談員 1人以上</p> <p>(4) 介護職員又は看護職員 ア 介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算方法で、1人に、入所者の数が3人を超えて3人又は3人に満たない増数を増すごとに1人を加えて得た数以上とすること。 イ 看護職員の数は、1人以上とすること。</p> <p>(5) 栄養士 1人以上</p> <p>(6) 機能訓練指導員 1人以上</p> <p>(7) 調理員、事務員その他の職員 当該地域密着型特別養護老人ホームの実情に応じた適当な数</p> <p>2 前項、第5項及び第7項の常勤換算方法とは、職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該地域密着型特別養護老人ホームにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより常勤の職員の数に換算する方法をいう。</p>

改正後	改正前
<p>3 第1項第1号の施設長は、常勤の者でなければならない。</p> <p>4 第1項第2号の規定にかかわらず、サテライト型居住施設の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型居住施設の入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>5 第1項第3号の生活相談員は、常勤の者でなければならない。ただし、サテライト型居住施設にあっては、常勤換算方法で1人以上とする。</p> <p>6 第1項第4号の介護職員のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。</p> <p>7 第1項第4号の看護職員のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、サテライト型居住施設にあっては、常勤換算方法で1人以上とする。</p> <p>8 第1項第3号及び第5号から第7号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員については、次の各号に掲げる本体施設の区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>(1) 特別養護老人ホーム 栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員</p> <p>(2) 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士、理学療法士若しくは作業療法士又は調理員、事務員その他の従業者</p> <p>(3) 病院 栄養士(病床数が100以上の病院の場合に限る。)</p> <p>(4) 診療所 事務員その他の従業者</p> <p>9 第1項第6号の機能訓練指導員は、当該地域密着型特別養護老人ホームの他の職務に従事することができる。</p> <p>10 地域密着型特別養護老人ホームに盛岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年条例第62号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。)第148条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所又は盛岡市指定介護予防サービス等の事業の人員</p>	<p>3 第1項第1号の施設長は、常勤の者でなければならない。</p> <p>4 第1項第2号の規定にかかわらず、サテライト型居住施設の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型居住施設の入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>5 第1項第3号の生活相談員は、常勤の者でなければならない。ただし、サテライト型居住施設にあっては、常勤換算方法で1人以上とする。</p> <p>6 第1項第4号の介護職員のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。</p> <p>7 第1項第4号の看護職員のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、サテライト型居住施設にあっては、常勤換算方法で1人以上とする。</p> <p>8 第1項第3号及び第5号から第7号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員については、次の各号に掲げる本体施設の区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>(1) 特別養護老人ホーム 栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員</p> <p>(2) 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士、理学療法士若しくは作業療法士又は調理員、事務員その他の従業者</p> <p>(3) 病院 栄養士(病床数が100以上の病院の場合に限る。)</p> <p>(4) 診療所 事務員その他の従業者</p> <p>9 第1項第6号の機能訓練指導員は、当該地域密着型特別養護老人ホームの他の職務に従事することができる。</p> <p>10 地域密着型特別養護老人ホームに盛岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年条例第62号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。)第148条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所又は盛岡市指定介護予防サービス等の事業の人員</p>

改正後	改正前
<p>員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年条例第63号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。）第130条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該地域密着型特別養護老人ホームの医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>11 地域密着型特別養護老人ホームに指定居宅サービス等基準条例第100条第1項に規定する指定通所介護事業所若しくは指定介護予防サービス等基準条例第98条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等又は盛岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第64号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）第60条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所若しくは指定地域密着型サービス基準条例第62条第1項に規定する併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは盛岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年条例第65号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第6条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員その他の従業者については、当該地域密着型特別養護老人ホームの生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>12 地域密着型特別養護老人ホームに併設される指定短期入所生活介護事業所等の入所定員は、当該地域密着型特別養護老人ホームの入所定員と同数</p>	<p>員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年条例第63号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。）第130条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該地域密着型特別養護老人ホームの医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>11 地域密着型特別養護老人ホームに指定居宅サービス等基準条例第100条第1項に規定する指定通所介護事業所若しくは指定介護予防サービス等基準条例第98条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等又は盛岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第64号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）</p> <p>第62条第1項に規定する併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは盛岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年条例第65号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第6条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員その他の従業者については、当該地域密着型特別養護老人ホームの生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>12 地域密着型特別養護老人ホームに併設される指定短期入所生活介護事業所等の入所定員は、当該地域密着型特別養護老人ホームの入所定員と同数</p>

改正後	改正前
<p>を上限とする。</p> <p>13 地域密着型特別養護老人ホームに指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定地域密着型サービス基準条例第192条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該地域密着型特別養護老人ホームが前各項に定める職員の配置の基準を満たす職員を置くほか、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に指定地域密着型サービス基準条例第83条若しくは第192条又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条に定める人員に関する基準を満たす従業者が置かれているときは、当該地域密着型特別養護老人ホームの職員は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の職務に従事することができる。</p> <p>14 第1項第2号の医師及び同項第7号の調理員、事務員その他の職員の数は、サテライト型居住施設の本体施設である地域密着型特別養護老人ホームであって、当該サテライト型居住施設に医師又は調理員、事務員その他の職員を置かない場合にあつては、当該地域密着型特別養護老人ホームの入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。</p> <p>第46条から第53条まで 略 附 則 略 附 則（平成28年条例第 号）</p> <p>1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第5条の規定は、平成30年4月1日から施行する。</p>	<p>を上限とする。</p> <p>13 地域密着型特別養護老人ホームに指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定地域密着型サービス基準条例第192条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該地域密着型特別養護老人ホームが前各項に定める職員の配置の基準を満たす職員を置くほか、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に指定地域密着型サービス基準条例第83条若しくは第192条又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条に定める人員に関する基準を満たす従業者が置かれているときは、当該地域密着型特別養護老人ホームの職員は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の職務に従事することができる。</p> <p>14 第1項第2号の医師及び同項第7号の調理員、事務員その他の職員の数は、サテライト型居住施設の本体施設である地域密着型特別養護老人ホームであって、当該サテライト型居住施設に医師又は調理員、事務員その他の職員を置かない場合にあつては、当該地域密着型特別養護老人ホームの入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。</p> <p>第46条から第53条まで 略 附 則 略</p>

【第2条】盛岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例</p> <p style="text-align: right;">平成24年12月25日条例第62号</p> <p style="text-align: center;">改正 略</p> <p style="text-align: center;">平成28年3月 日条例第 号</p> <p>盛岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条～第4条）</p> <p>第2章 訪問介護</p> <p>第1節 基本方針（第5条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第6条・第7条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第8条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第9条～第42条）</p> <p>第5節 基準該当居宅サービスに関する基準（第43条～第47条）</p> <p>第3章 訪問入浴介護</p> <p>第1節 基本方針（第48条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第49条・第50条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第51条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第52条～第59条）</p> <p>第5節 基準該当居宅サービスに関する基準（第60条～第63条）</p> <p>第4章 訪問看護</p> <p>第1節 基本方針（第64条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第65条・第66条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第67条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第68条～第79条）</p>	<p>○盛岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例</p> <p style="text-align: right;">平成24年12月25日条例第62号</p> <p style="text-align: center;">改正 略</p> <p>盛岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条～第4条）</p> <p>第2章 訪問介護</p> <p>第1節 基本方針（第5条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第6条・第7条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第8条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第9条～第42条）</p> <p>第5節 基準該当居宅サービスに関する基準（第43条～第47条）</p> <p>第3章 訪問入浴介護</p> <p>第1節 基本方針（第48条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第49条・第50条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第51条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第52条～第59条）</p> <p>第5節 基準該当居宅サービスに関する基準（第60条～第63条）</p> <p>第4章 訪問看護</p> <p>第1節 基本方針（第64条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第65条・第66条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第67条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第68条～第79条）</p>

改正後	改正前
<p>第5章 訪問リハビリテーション</p> <p>第1節 基本方針（第80条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第81条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第82条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第83条～第89条）</p> <p>第6章 居宅療養管理指導</p> <p>第1節 基本方針（第90条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第91条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第92条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第93条～第98条）</p> <p>第7章 通所介護</p> <p>第1節 基本方針（第99条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第100条・第101条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第102条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第103条～第113条）</p> <p>第5節 削除</p> <p>第6節 基準該当居宅サービスに関する基準（第132条～第135条）</p> <p>第8章 通所リハビリテーション</p> <p>第1節 基本方針（第136条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第137条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第138条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第139条～第146条）</p> <p>第9章 短期入所生活介護</p>	<p>第5章 訪問リハビリテーション</p> <p>第1節 基本方針（第80条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第81条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第82条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第83条～第89条）</p> <p>第6章 居宅療養管理指導</p> <p>第1節 基本方針（第90条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第91条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第92条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第93条～第98条）</p> <p>第7章 通所介護</p> <p>第1節 基本方針（第99条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第100条・第101条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第102条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第103条～第113条）</p> <p>第5節 <u>指定療養通所介護の事業の基本方針、人員並びに設備及び運営に関する基準</u></p> <p>第1款 <u>趣旨及び基本方針（第114条・第115条）</u></p> <p>第2款 <u>人員に関する基準（第116条・第117条）</u></p> <p>第3款 <u>設備に関する基準（第118条・第119条）</u></p> <p>第4款 <u>運営に関する基準（第120条～第131条）</u></p> <p>第6節 基準該当居宅サービスに関する基準（第132条～第135条）</p> <p>第8章 通所リハビリテーション</p> <p>第1節 基本方針（第136条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第137条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第138条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第139条～第146条）</p> <p>第9章 短期入所生活介護</p>

改正後	改正前
第1節 基本方針 (第147条)	第1節 基本方針 (第147条)
第2節 人員に関する基準 (第148条・第149条)	第2節 人員に関する基準 (第148条・第149条)
第3節 設備に関する基準 (第150条・第151条)	第3節 設備に関する基準 (第150条・第151条)
第4節 運営に関する基準 (第152条～第168条)	第4節 運営に関する基準 (第152条～第168条)
第5節 ユニット型指定短期入所生活介護の事業の基本方針並びに設備及び運営に関する基準	第5節 ユニット型指定短期入所生活介護の事業の基本方針並びに設備及び運営に関する基準
第1款 趣旨及び基本方針 (第169条・第170条)	第1款 趣旨及び基本方針 (第169条・第170条)
第2款 設備に関する基準 (第171条・第172条)	第2款 設備に関する基準 (第171条・第172条)
第3款 運営に関する基準 (第173条～第181条)	第3款 運営に関する基準 (第173条～第181条)
第6節 基準該当居宅サービスに関する基準 (第182条～第188条)	第6節 基準該当居宅サービスに関する基準 (第182条～第188条)
第10章 短期入所療養介護	第10章 短期入所療養介護
第1節 基本方針 (第189条)	第1節 基本方針 (第189条)
第2節 人員に関する基準 (第190条)	第2節 人員に関する基準 (第190条)
第3節 設備に関する基準 (第191条)	第3節 設備に関する基準 (第191条)
第4節 運営に関する基準 (第192条～第204条)	第4節 運営に関する基準 (第192条～第204条)
第5節 ユニット型指定短期入所療養介護の事業の基本方針並びに設備及び運営に関する基準	第5節 ユニット型指定短期入所療養介護の事業の基本方針並びに設備及び運営に関する基準
第1款 趣旨及び基本方針 (第205条・第206条)	第1款 趣旨及び基本方針 (第205条・第206条)
第2款 設備に関する基準 (第207条)	第2款 設備に関する基準 (第207条)
第3款 運営に関する基準 (第208条～第216条)	第3款 運営に関する基準 (第208条～第216条)
第11章 特定施設入居者生活介護	第11章 特定施設入居者生活介護
第1節 基本方針 (第217条)	第1節 基本方針 (第217条)
第2節 人員に関する基準 (第218条・第219条)	第2節 人員に関する基準 (第218条・第219条)
第3節 設備に関する基準 (第220条)	第3節 設備に関する基準 (第220条)
第4節 運営に関する基準 (第221条～第237条)	第4節 運営に関する基準 (第221条～第237条)
第5節 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業の基本方針、人員並びに設備及び運営に関する基準	第5節 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業の基本方針、人員並びに設備及び運営に関する基準
第1款 趣旨及び基本方針 (第238条・第239条)	第1款 趣旨及び基本方針 (第238条・第239条)

改正後	改正前
第2款 人員に関する基準 (第240条・第241条)	第2款 人員に関する基準 (第240条・第241条)
第3款 設備に関する基準 (第242条)	第3款 設備に関する基準 (第242条)
第4款 運営に関する基準 (第243条～第248条)	第4款 運営に関する基準 (第243条～第248条)
第12章 福祉用具貸与	第12章 福祉用具貸与
第1節 基本方針 (第249条)	第1節 基本方針 (第249条)
第2節 人員に関する基準 (第250条・第251条)	第2節 人員に関する基準 (第250条・第251条)
第3節 設備に関する基準 (第252条)	第3節 設備に関する基準 (第252条)
第4節 運営に関する基準 (第253条～第263条)	第4節 運営に関する基準 (第253条～第263条)
第5節 基準該当居宅サービスに関する基準 (第264条・第265条)	第5節 基準該当居宅サービスに関する基準 (第264条・第265条)
第13章 特定福祉用具販売	第13章 特定福祉用具販売
第1節 基本方針 (第266条)	第1節 基本方針 (第266条)
第2節 人員に関する基準 (第267条・第268条)	第2節 人員に関する基準 (第267条・第268条)
第3節 設備に関する基準 (第269条)	第3節 設備に関する基準 (第269条)
第4節 運営に関する基準 (第270条～第276条)	第4節 運営に関する基準 (第270条～第276条)
第14章 雑則 (第277条)	第14章 雑則 (第277条)
附則	附則
第1条から第99条まで 略 (従業者の員数)	第1条から第99条まで 略 (従業者の員数)
第100条 指定通所介護の事業を行う者(以下「指定通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定通所介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者(以下この節から第4節までにおいて「通所介護従業者」という。)は、次の各号に掲げるものとし、その員数は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 生活相談員 指定通所介護の提供日ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に生活相談員(専ら当該指定通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間帯の合計数を当該指定通所介護を提供している時間帯の時間帯で除して得た数が1以上確保されるために必要な数	第100条 指定通所介護の事業を行う者(以下「指定通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定通所介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者(以下この節から第4節までにおいて「通所介護従業者」という。)は、次の各号に掲げるものとし、その員数は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 生活相談員 指定通所介護の提供日ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に生活相談員(専ら当該指定通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間帯の合計数を当該指定通所介護を提供している時間帯の時間帯で除して得た数が1以上確保されるために必要な数

改正後	改正前
<p>(2) 看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。）指定通所介護の単位ごとに、専ら当該指定通所介護の提供に当たる看護職員が1人以上確保されるために必要な数</p> <p>(3) 介護職員 指定通所介護の単位ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定通所介護を提供している時間数で除して得た数が利用者（当該指定通所介護事業者が第1号通所事業（旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして市が定めるものに限る。）に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定通所介護又は当該第1号通所事業の利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数が15人までの場合にあっては1以上、15人を超える場合にあっては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えて得た数以上確保されるために必要な数</p> <p>(4) 機能訓練指導員 1人以上</p> <p>2. 指定通所介護事業者は、指定通所介護の単位ごとに、前項第3号の介護職員を、常時1人以上当該指定</p>	<p>(2) 看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。）指定通所介護の単位ごとに、専ら当該指定通所介護の提供に当たる看護職員が1人以上確保されるために必要な数</p> <p>(3) 介護職員 指定通所介護の単位ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定通所介護を提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該指定通所介護事業者が第1号通所事業（旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして市が定めるものに限る。）に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定通所介護又は当該第1号通所事業の利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数が15人までの場合にあっては1以上、15人を超える場合にあっては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えて得た数以上確保されるために必要な数</p> <p>(4) 機能訓練指導員 1人以上</p> <p>2. 指定通所介護事業者は、指定通所介護の単位ごとに、前項第3号の介護職員（第2項の規定の適用を受ける場合にあっては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第7項において同じ。）を、常時1人以上当該指定</p>

改正後	改正前
<p>通所介護に従事させなければならない。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定通所介護の単位の介護職員として従事することができる。</p> <p>4 前3項の指定通所介護の単位は、指定通所介護であってその提供が同時に1人又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。</p> <p>5 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定通所介護事業所の他の職務に従事することができる。</p> <p>6 第1項第1号の生活相談員又は同項第3号の介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。</p> <p>7 指定通所介護事業者が第1項第3号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、当該第1号通所事業に係る市の定める人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>第101条 略 （設備、備品等）</p> <p>第102条 指定通所介護事業所は、次に掲げる設備を設けるとともに、指定通所介護の提供に必要なその他の設備、備品等を備えなければならない</p> <p>(1) 食堂 (2) 機能訓練室 (3) 静養室 (4) 相談室 (5) 事務室 (6) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備</p> <p>2 前項第1号、第2号及び第4号に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げ</p>	<p>通所介護に従事させなければならない。</p> <p>4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定通所介護の単位の介護職員として従事することができる。</p> <p>5 前各項の指定通所介護の単位は、指定通所介護であってその提供が同時に1人又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。</p> <p>6 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定通所介護事業所の他の職務に従事することができる。</p> <p>7 第1項第1号の生活相談員又は同項第3号の介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。</p> <p>8 指定通所介護事業者が第1項第3号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、当該第1号通所事業に係る市の定める人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>第101条 略 （設備、備品等）</p> <p>第102条 指定通所介護事業所は、次に掲げる設備を設けるとともに、指定通所介護の提供に必要なその他の設備、備品等を備えなければならない</p> <p>(1) 食堂 (2) 機能訓練室 (3) 静養室 (4) 相談室 (5) 事務室 (6) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備</p> <p>2 前項第1号、第2号及び第4号に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げ</p>

改正後	改正前
<p>る設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 食堂及び機能訓練室</p> <p>ア それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに当該指定通所介護事業所の利用定員（当該指定通所介護事業所において同時に指定通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。次節において同じ。）を乗じて得た面積以上とすること。</p> <p>イ アの規定にかかわらず、食事を提供する場合はその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う場合はその実施に支障がない広さを確保できるときにあっては、同一の場所とすることができること。</p> <p>(2) 相談室 相談内容の秘密を保持するための間仕切り等を設けること。</p> <p>3 第1項各号に掲げる設備は、専ら当該指定通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>4 前項ただし書の場合（指定通所介護事業者が第1項各号に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該指定通所介護事業者は、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出なければならない。</p> <p>5 指定通所介護事業者が第100条第1項第3号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、当該第1号通所事業に係る市の定める設備に関する基準を満たすことをもって、第1項から第3項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>第103条から第106条まで 略 (運営規程)</p>	<p>る設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 食堂及び機能訓練室</p> <p>ア それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに_____利用定員_____を乗じて得た面積以上とすること。</p> <p>イ アの規定にかかわらず、食事を提供する場合はその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う場合はその実施に支障がない広さを確保できるときにあっては、同一の場所とすることができること。</p> <p>(2) 相談室 相談内容の秘密を保持するための間仕切り等を設けること。</p> <p>3 第1項各号に掲げる設備は、専ら当該指定通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>4 前項ただし書の場合（指定通所介護事業者が第1項各号に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該指定通所介護事業者は、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出なければならない。</p> <p>5 指定通所介護事業者が第100条第1項第3号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、当該第1号通所事業に係る市の定める設備に関する基準を満たすことをもって、第1項から第3項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>第103条から第106条まで 略 (運営規程)</p>

改正後	改正前
<p>第107条 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章_____において「運営規程」という。）を定めておかななければならない。</p> <p>(1) 事業の目的及び運営の方針</p> <p>(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>(3) 営業日及び営業時間</p> <p>(4) 指定通所介護の利用定員</p> <p>(5) 指定通所介護の内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>(6) 通常の事業の実施地域</p> <p>(7) サービスの利用に当たっての留意事項</p> <p>(8) 緊急時等における対応方法</p> <p>(9) 非常災害対策</p> <p>(10) その他運営に関する重要事項</p> <p>第108条から第113条まで 略 第5節 削除</p> <p>第114条から第131条まで 削除</p>	<p>第107条 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章（第5節を除く。）において「運営規程」という。）を定めておかななければならない。</p> <p>(1) 事業の目的及び運営の方針</p> <p>(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>(3) 営業日及び営業時間</p> <p>(4) 指定通所介護の利用定員</p> <p>(5) 指定通所介護の内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>(6) 通常の事業の実施地域</p> <p>(7) サービスの利用に当たっての留意事項</p> <p>(8) 緊急時等における対応方法</p> <p>(9) 非常災害対策</p> <p>(10) その他運営に関する重要事項</p> <p>第108条から第113条まで 略 第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針、人員並びに設備及び運営に関する基準 第1款 総旨及び基本方針 (総旨)</p> <p>第114条 第1節から前節までの規定にかかわらず、指定療養通所介護（指定通所介護であって、難病等を有する重度要介護者又はがん末期の者であつて、サービスの提供に当たり常時看護節による観察が必要なものを対象者とし、第124条第1項に規定する療養通所介護計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うものをいう。以下同じ。）の事業の基本方針、人員並びに設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。 (基本方針)</p> <p>第115条 指定療養通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居室において、その有する能力に応じ、自立した</p>

改正後	改正前
	<p>日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的な孤立の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。</p> <p>2 指定療養通所介護の事業者(以下「指定療養通所介護事業者」という。)は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者の主治の医師及び当該利用者の利用している訪問看護事業者(指定訪問看護事業者又は健康保険法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下この節において同じ。)その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者(以下「訪問看護事業者等」という。)との密接な連携に努めなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第2款 人員に関する基準 (従業者の員数)</p> <p>第116条 指定療養通所介護事業者が指定療養通所介護事業を行う事業所(以下「指定療養通所介護事業所」という。)ごとに置くべき指定療養通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員(以下この節において「療養通所介護従業者」という。)の員数は、利用者の数が1.5人に対し、提供時間帯を通じて専ら当該指定療養通所介護の提供に当たる療養通所介護従業者が1人以上確保されるために必要な数以上とする。</p> <p>2 前項の療養通所介護従業者のうち1人以上は、常勤の看護師であって専ら指定療養通所介護の職務に従事するものでなければならない。 (管理者)</p> <p>第117条 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p> <p>2 指定療養通所介護事業所の管理者は、看護師でなければならない。</p>

改正後	改正前
	<p>3 指定療養通所介護事業所の管理者は、適切な指定療養通所介護を行うために必要な知識及び技能を有する者でなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第3款 設備に関する基準 (利用定員)</p> <p>第118条 指定療養通所介護事業所の利用定員(当該指定療養通所介護事業所において同時に指定療養通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。)は、9人以下とする。 (設備、備品等)</p> <p>第119条 指定療養通所介護事業所は、指定療養通所介護を行うのにふさわしい専用の部屋を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定療養通所介護の提供に必要な設備、備品等を備えなければならない。</p> <p>2 前項の専用の部屋の面積は、6.4平方メートルに利用定員を乗じた面積以上とする。</p> <p>3 第1項の設備は、専ら当該指定療養通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定療養通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>4 前項ただし書の場合(指定療養通所介護事業者が第1項に規定する設備を利用し、夜間及び深夜に指定療養通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)には、当該指定療養通所介護事業者は、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出なければならない。</p> <p style="text-align: center;">第4款 運営に関する基準 (内容及び手続の説明並びに同意)</p> <p>第120条 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第125条第1項に規定する利用者ごとに定めた緊急時等の対応策、第127条に規定する運営規程の要、主治の医師及び第128条第1項に規定する緊急時対応医療機関との連携の体制、第131条において準用する第108条第1項に規定する療養通所介護</p>

改正後	改正前
	<p>従業者の勤務の体制並びにその他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。</p> <p>2 第9条第2項から第5項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。</p> <p>(心身の状況等の把握)</p> <p>第121条 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が関係するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>2 指定療養通所介護事業者は、体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、特に利用者の主治の医師及び当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、利用者の心身の状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>(居宅介護支援事業者等との連携)</p> <p>第122条 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護を提供するに当たっては、居宅介護支援事業者等との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供の適否について、主治の医師を含めたサービス担当者会議において検討するため、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対して必要な情報を提供するように努めなければならない。</p> <p>3 指定療養通所介護事業者は、利用者に係る居宅介護支援事業者に対し、居宅サービス計画の作成及び変更等に必要な情報を提供するように努めなければならない。</p> <p>4 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p>

改正後	改正前
	<p>(具体的取扱方針)</p> <p>第123条 指定療養通所介護の方針は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 指定療養通所介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する療養通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。</p> <p>(2) 療養通所介護従業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。</p> <p>(3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。</p> <p>(4) 指定療養通所介護事業者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師、当該利用者の利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に図るものとする。</p> <p>(5) 指定療養通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握するとともに、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の要望に添って適切に提供するものとする。</p> <p>(療養通所介護計画の作成)</p> <p>第124条 指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、要望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した療養通所介護計画（以下この章において「療養通所介護計画」という。）を作成しなければならない。</p> <p>2 療養通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。</p> <p>3 療養通所介護計画は、既に訪問看護計画書（第74条第1項に規定する訪問看護計画書）又は指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準（平成12年厚生省令第80号）第17条第1項に規定する訪問看護計画書をいう。以</p>

改正後	改正前
	<p>下この節において同じ。)が作成されている場合は、当該訪問看護計画書の内容との整合を図り、作成しなければならない。</p> <p>4 指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得なければならない。</p> <p>5 指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画を作成したときは、当該療養通所介護計画を記載した文書を利用者に交付しなければならない。</p> <p>6 療養通所介護従業者は、それぞれの利用者について、療養通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行わなければならない。</p> <p>(緊急時等の対応)</p> <p>第125条 指定療養通所介護事業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合等に備え、主治の医師とともに、その場合の対応策(以下この節において「緊急時等の対応策」という。)について利用者ごとに検討し、緊急時等の対応策をあらかじめ定めておかななければならない。</p> <p>2 指定療養通所介護事業者は、緊急時等の対応策について、利用者及びその家族に対して十分に説明し、利用者及びその家族が安心してサービスを利用できるよう配慮しなければならない。</p> <p>3 療養通所介護従業者は、現に指定療養通所介護を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、緊急時等の対応策に基づき、直ちに主治の医師又は第128条第1項に規定する緊急時対応医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>4 指定療養通所介護事業者は、利用者の主治の医師と密接な連携をとりながら、利用者の状態の変化に応じて緊急時等の対応策の変更を行うものとする。</p> <p>5 第1項及び第2項の規定は、前項に規定する緊急時等の対応策の変更に</p>

改正後	改正前
	<p>ついて準用する。</p> <p>(管理者の責務)</p> <p>第126条 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護事業所の従業者の管理及び指定療養通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。</p> <p>2 指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師及び当該利用者が用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に行わなければならない。</p> <p>3 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の提供に適切な環境を整備しなければならない。</p> <p>4 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の利用者それぞれの療養通所介護計画の作成に関し、必要な指導及び管理を行わなければならない。</p> <p>5 指定療養通所介護事業所の管理者は、当該指定療養通所介護事業所の従業者にこの款の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第127条 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この節において「運営規程」という。)を定めておかななければならない。</p> <p>(1) 事業の目的及び運営の方針</p> <p>(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>(3) 営業日及び営業時間</p> <p>(4) 指定療養通所介護の利用定員</p> <p>(5) 指定療養通所介護の内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>(6) 通常の事業の実施地域</p> <p>(7) サービスの利用に当たっての留意事項</p> <p>(8) 非常災害対策</p>

改正後	改正前
	<p>(9) <u>その他運営に関する重要事項</u> (緊急時対応医療機関)</p> <p>第128条 指定療養通所介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、緊急時対応医療機関を定めておかなければならない。</p> <p>2 緊急時対応医療機関は、指定療養通所介護事業所と同一の敷地内に存し、又は隣接し、若しくは近接していなければならない。</p> <p>3 指定療養通所介護事業者は、緊急時において円滑な協力を得るため、緊急時対応医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておかなければならない。</p> <p>(安全・サービス提供管理委員会の設置)</p> <p>第129条 指定療養通所介護事業者は、安全かつ適切なサービスの提供を確保するため、地域の医療関係団体に属する者、地域の保健、医療又は福祉の分野を専門とする者その他指定療養通所介護の安全かつ適切なサービスの提供を確保するために必要と認められる者で構成される安全・サービス提供管理委員会（以下この条において「委員会」という。）を設置しなければならない。</p> <p>2 指定療養通所介護事業者は、おおむね6月に1回以上委員会を開催することとし、事故事例等の安全管理に必要なデータの収集を行うとともに、当該データ等を踏まえ、指定療養通所介護事業所における安全かつ適切なサービスの提供を確保するための方策の検討を行い、当該検討の結果についての記録を作成しなければならない。</p> <p>3 指定療養通所介護事業者は、前項の検討の結果を踏まえ、必要に応じて対策を講じなければならない。</p> <p>(記録等の整備)</p> <p>第130条 指定療養通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>第6節 基準該当居宅サービスに関する基準 (従業者の員数)</p> <p>第132条 基準該当居宅サービスに該当する通所介護又はこれに相当するサービス（以下「基準該当通所介護」という。）の事業を行う者（以下「基準該当通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この節において「通所介護従業者」という。）は、次の各号に掲げるものとし、その員数は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 生活相談員 基準該当通所介護の提供日ごとに、当該基準該当通所</p>	<p>ばならない。</p> <p>(1) 療養通所介護計画 (2) 前条第2項の規定による検討の結果についての記録 (3) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 (4) 次条において準用する第27条に規定による市町村への通知に係る記録 (5) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録 (6) 次条において準用する第111条の2第2項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録 (準用)</p> <p>第131条 第10条から第13条まで、第16条から第18条まで、第20条、第22条、第27条、第34条から第39条まで、第41条、第103条（第3項第2号を除く。）、第104条及び第108条から第111条の2までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第108条第3項中「通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第111条の2第4項中「第102条第4項」とあるのは「第119条第4項」と読み替えるものとする。</p> <p>第6節 基準該当居宅サービスに関する基準 (従業者の員数)</p> <p>第132条 基準該当居宅サービスに該当する通所介護又はこれに相当するサービス（以下「基準該当通所介護」という。）の事業を行う者（以下「基準該当通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この節において「通所介護従業者」という。）は、次の各号に掲げるものとし、その員数は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 生活相談員 基準該当通所介護の提供日ごとに、当該基準該当通所</p>

改正後	改正前
<p>介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該基幹該当通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該基幹該当通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要な数</p> <p>(2) 看護職員 基幹該当通所介護の単位ごとに、専ら当該基幹該当通所介護の提供に当たる看護職員が1人以上確保されるために必要な数</p> <p>(3) 介護職員 基幹該当通所介護の単位ごとに、当該基幹該当通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該基幹該当通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該基幹該当通所介護を提供している時間数で除して得た数が利用者（当該基幹該当通所介護事業者が基幹該当通所介護の事業と第1号通所事業（旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護及び基幹該当介護予防サービスに相当するものとして市が定めるものに限る。）の事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所における基幹該当通所介護又は当該第1号通所事業の利用者。以下この条及び第134条において同じ。）の数が15人までの場合にあつては1以上、15人を超える場合にあつては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えて得た数以上確保されるために必要な数</p> <p>(4) 機能訓練指導員 1人以上</p>	<p>介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該基幹該当通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該基幹該当通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要な数</p> <p>(2) 看護職員 基幹該当通所介護の単位ごとに、専ら当該基幹該当通所介護の提供に当たる看護職員が1人以上確保されるために必要な数</p> <p>(3) 介護職員 基幹該当通所介護の単位ごとに、当該基幹該当通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該基幹該当通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該基幹該当通所介護を提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該基幹該当通所介護事業者が基幹該当通所介護の事業と第1号通所事業（旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護及び基幹該当介護予防サービスに相当するものとして市が定めるものに限る。）の事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所における基幹該当通所介護又は当該第1号通所事業の利用者。以下この条において同じ。）の数が15人までの場合にあつては1以上、15人を超える場合にあつては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えて得た数以上確保されるために必要な数</p> <p>(4) 機能訓練指導員 1人以上</p>
	<p>2 基幹該当通所介護事業所の利用定員（当該基幹該当通所介護事業所において同時に基幹該当通所介護の提供を受けることができる利用者の数の限をいう。以下この節において同じ。）が10人以下である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、基幹該当通所介護の単位ごとに、当該基幹該当通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該基幹該当通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要な数とすることができる。</p>

改正後	改正前
<p>2 基幹該当通所介護事業者は、基幹該当通所介護の単位ごとに、前項第3号の介護職員を、常時1人以上当該基幹該当通所介護に従事させなければならない。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の基幹該当通所介護の単位の介護職員として従事することができる。</p> <p>4 前3項の基幹該当通所介護の単位は、基幹該当通所介護であつてその提供が同時に1人又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。</p> <p>5 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該基幹該当通所介護事業所の他の職務に従事することができる。</p> <p>6 基幹該当通所介護の事業と第1項第3号に規定する第1号通所事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該第1号通所事業に係る市の定める人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>第133条 略 (設備、備品等)</p>	<p>3 基幹該当通所介護事業者は、基幹該当通所介護の単位ごとに、第1項第3号の介護職員（第2項の適用を受ける場合にあつては、同項の看護職員又は介護職員。次項において同じ。）を、常時1人以上当該基幹該当通所介護に従事させなければならない。</p> <p>4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の基幹該当通所介護の単位の介護職員として従事することができる。</p> <p>5 前各項の基幹該当通所介護の単位は、基幹該当通所介護であつてその提供が同時に1人又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。</p> <p>6 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該基幹該当通所介護事業所の他の職務に従事することができる。</p> <p>7 基幹該当通所介護の事業と第1項第3号に規定する第1号通所事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該第1号通所事業に係る市の定める人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>第133条 略 (設備、備品等)</p>
<p>第134条 基幹該当通所介護事業所には、次に掲げる設備を設けるとともに、基幹該当通所介護の提供に必要なその他の設備、備品等を備えなければならない。</p> <p>(1) 食事を行う場所</p> <p>(2) 機能訓練を行う場所</p> <p>(3) 静養のための場所</p> <p>(4) 生活相談のための場所</p> <p>(5) 事務連絡のための場所</p> <p>(6) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備</p>	<p>第134条 基幹該当通所介護事業所には、次に掲げる設備を設けるとともに、基幹該当通所介護の提供に必要なその他の設備、備品等を備えなければならない。</p> <p>(1) 食事を行う場所</p> <p>(2) 機能訓練を行う場所</p> <p>(3) 静養のための場所</p> <p>(4) 生活相談のための場所</p> <p>(5) 事務連絡のための場所</p> <p>(6) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備</p>

改正後	改正前
<p>2 前項第1号、第2号及び第4号に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 食事を行う場所及び機能訓練を行う場所</p> <p>ア それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに当該基準該当通所介護事業所の利用定員（当該基準該当通所介護事業所において同時に基準該当通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）を乗じて得た面積以上とすること。</p> <p>イ アの規定にかかわらず、食事を提供する場合はその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う場合はその実施に支障がない広さを確保できるときにあっては、同一の場所とすることができること。</p> <p>(2) 生活相談のための場所 相談内容の秘密を保持するための間仕切り等を設けること。</p> <p>3 第1項各号に掲げる設備は、専ら当該基準該当通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する基準該当通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>4 基準該当通所介護の事業と第132条第1項第3号に規定する第1号通所事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営される場合にあっては、当該第1号通所事業に係る市の定める設備に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>第135条から第181条まで 略</p> <p>(指定通所介護事業所等との併設)</p> <p>第182条 基準該当居宅サービスに該当する短期入所生活介護又はこれに相当するサービス（以下「基準該当短期入所生活介護」という。）の事業を行う者（以下「基準該当短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当短期入所生活介護事業所」という。）は、</p>	<p>2 前項第1号、第2号及び第4号に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 食事を行う場所及び機能訓練を行う場所</p> <p>ア それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに_____利用定員_____を乗じて得た面積以上とすること。</p> <p>イ アの規定にかかわらず、食事を提供する場合はその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う場合はその実施に支障がない広さを確保できるときにあっては、同一の場所とすることができること。</p> <p>(2) 生活相談のための場所 相談内容の秘密を保持するための間仕切り等を設けること。</p> <p>3 第1項各号に掲げる設備は、専ら当該基準該当通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する基準該当通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>4 基準該当通所介護の事業と第132条第1項第3号に規定する第1号通所事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営される場合にあっては、当該第1号通所事業に係る市の定める設備に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>第135条から第181条まで 略</p> <p>(指定通所介護事業所等との併設)</p> <p>第182条 基準該当居宅サービスに該当する短期入所生活介護又はこれに相当するサービス（以下「基準該当短期入所生活介護」という。）の事業を行う者（以下「基準該当短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当短期入所生活介護事業所」という。）は、</p>

改正後	改正前
<p>指定通所介護事業所、指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第60条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。）、指定認知症対応型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第72条第1項に規定する指定認知症対応型通所介護事業所をいう。）若しくは指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又は社会福祉施設（以下「指定通所介護事業所等」という。）に併設しなければならない。</p> <p>第183条から第245条まで 略</p> <p>(受託居宅サービス事業者への委託)</p> <p>第246条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が、受託居宅サービスの提供に関する業務を委託する契約を締結するときは、受託居宅サービス事業所ごとに文書により行わなければならない。</p> <p>2 受託居宅サービス事業者は、指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者でなければならない。</p> <p>3 受託居宅サービス事業者が提供する受託居宅サービスの種類は、指定訪問介護、指定訪問入浴介護、指定訪問看護、指定訪問リハビリテーション、指定通所介護、指定通所リハビリテーション、指定福祉用具貸与（第249条に規定する指定福祉用具貸与をいう。）、指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準条例第60条の2に規定する指定地域密着型通所介護をいう。以下同じ。）及び指定認知症対応型通所介護（指定地域密着型サービス基準条例第61条に規定する指定認知症対応型通所介護をいう。）とする。</p> <p>4 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、事業の開始に当たっては、次に掲げる事業_____を提供する事業者と、第1項に規定する提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。</p> <p>(1) 指定訪問介護</p>	<p>指定通所介護事業所_____</p> <p>_____、指定認知症対応型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第72条第1項に規定する指定認知症対応型通所介護事業所をいう。）若しくは指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又は社会福祉施設（以下「指定通所介護事業所等」という。）に併設しなければならない。</p> <p>第183条から第245条まで 略</p> <p>(受託居宅サービス事業者への委託)</p> <p>第246条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が、受託居宅サービスの提供に関する業務を委託する契約を締結するときは、受託居宅サービス事業所ごとに文書により行わなければならない。</p> <p>2 受託居宅サービス事業者は、指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者でなければならない。</p> <p>3 受託居宅サービス事業者が提供する受託居宅サービスの種類は、指定訪問介護、指定訪問入浴介護、指定訪問看護、指定訪問リハビリテーション、指定通所介護、指定通所リハビリテーション、第249条に規定する指定福祉用具貸与及び指定地域密着型サービス基準条例第61条に規定する指定認知症対応型通所介護_____とする。</p> <p>4 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、事業の開始に当たっては、指定訪問介護、指定訪問看護及び指定通所介護を提供する事業者と、第1項に規定する提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。</p>

改正後	改正前
<p>(2) 指定訪問看護 (3) 指定通所介護又は指定地域密着型通所介護</p> <p>5 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、第3項に規定する受託居宅サービス事業者が提供する受託居宅サービスのうち、前項の規定により事業の開始に当たって契約を締結すべき受託居宅サービス以外のものについては、利用者の状況に応じて、第1項に規定する提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。</p> <p>6 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、第3項の指定認知症対応型通所介護の提供に関する業務を受託居宅サービス事業者に委託する契約を締結する場合にあっては、指定特定施設と市の区域内に所在する指定認知症対応型通所介護の事業を行う受託居宅サービス事業所において受託居宅サービスが提供される契約を締結しなければならない。</p> <p>7 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、受託居宅サービス事業者に、業務について必要な管理及び指揮命令を行うものとする。</p> <p>8 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、受託居宅サービスに係る業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。</p> <p>第247条から第277条まで 略 附 則 略 附 則 (平成28年条例第 号)</p> <p>1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第5条の規定は、平成30年4月1日から施行する。</p>	<p>5 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、第3項に規定する受託居宅サービス事業者が提供する受託居宅サービスのうち、前項の規定により事業の開始に当たって契約を締結すべき受託居宅サービス以外のものについては、利用者の状況に応じて、第1項に規定する提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。</p> <p>6 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、第3項の指定認知症対応型通所介護の提供に関する業務を受託居宅サービス事業者に委託する契約を締結する場合にあっては、指定特定施設と市の区域内に所在する指定認知症対応型通所介護の事業を行う受託居宅サービス事業所において受託居宅サービスが提供される契約を締結しなければならない。</p> <p>7 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、受託居宅サービス事業者に、業務について必要な管理及び指揮命令を行うものとする。</p> <p>8 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、受託居宅サービスに係る業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。</p> <p>第247条から第277条まで 略 附 則 略</p>

【第3条】盛岡市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例 平成24年12月25日条例第63号 改正 略 平成28年3月 日条例第 号</p> <p>盛岡市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例 目次及び第1条から第5条まで 略 (訪問介護員等の員数)</p> <p>第6条 指定介護予防訪問介護の事業を行う者（以下「指定介護予防訪問介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防訪問介護事業所」という。）ごとに置くべき訪問介護員等（指定介護予防訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条の2第2項に規定する政令で定める者をいう。以下この節から第5節までにおいて同じ。）の員数は、常勤換算方法で、2.5人以上とする。</p> <p>2 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち、1人に、利用者（当該指定介護予防訪問介護事業者が指定訪問介護事業者（盛岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第62号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第6条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問介護の事業と指定訪問介護（指定居宅サービス等基準条例第5条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所にお</p>	<p>○盛岡市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例 平成24年12月25日条例第63号 改正 略</p> <p>盛岡市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例 目次及び第1条から第5条まで 略 (訪問介護員等の員数)</p> <p>第6条 指定介護予防訪問介護の事業を行う者（以下「指定介護予防訪問介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防訪問介護事業所」という。）ごとに置くべき訪問介護員等（指定介護予防訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条の2第2項に規定する政令で定める者をいう。以下この節から第5節までにおいて同じ。）の員数は、常勤換算方法で、2.5人以上とする。</p> <p>2 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち、1人に、利用者（当該指定介護予防訪問介護事業者が指定訪問介護事業者（盛岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第62号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第6条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問介護の事業と指定訪問介護（指定居宅サービス等基準条例第5条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所にお</p>

改正後	改正前
<p>いて一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定介護予防訪問介護及び指定訪問介護の利用者。以下この条において同じ。)の数が40人を超えて40人又は40人に満たない端数を増すごとに1人を加えて得た数以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。</p> <p>3 前項の利用者の数は、前3月の1日当たりの利用者の数の平均値とする。ただし、新規に法第53条第1項本文の指定を受ける場合は、1日当たりの利用者の数の推定数とする。</p> <p>4 第2項のサービス提供責任者は、介護福祉士その他介護保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成27年厚生労働省令第4号)附則第2条の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第5条の規定による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号)第5条第4項本文の厚生労働大臣が定める者であって、専ら指定介護予防訪問介護に従事するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定介護予防訪問介護の提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所(盛岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年条例第64号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。))第7条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。)又は指定夜間対応型訪問介護事業所(指定地域密着型サービス基準条例第48条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。)に従事することができる。</p> <p>5 第2項の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している指定介護予防訪問介護事業所において、サービス提供責任者が</p>	<p>いて一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定介護予防訪問介護及び指定訪問介護の利用者。以下この条において同じ。)の数が40人を超えて40人又は40人に満たない端数を増すごとに1人を加えて得た数以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。</p> <p>3 前項の利用者の数は、前3月の1日当たりの利用者の数の平均値とする。ただし、新規に法第53条第1項本文の指定を受ける場合は、1日当たりの利用者の数の推定数とする。</p> <p>4 第2項のサービス提供責任者は、介護福祉士その他</p> <hr/> <p>指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号。以下「基準省令」という。))第5条第4項本文の厚生労働大臣が定める者であって、専ら指定介護予防訪問介護に従事するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定介護予防訪問介護の提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所(盛岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年条例第64号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。))第7条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。)又は指定夜間対応型訪問介護事業所(指定地域密着型サービス基準条例第48条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。)に従事することができる。</p> <p>5 第2項の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している指定介護予防訪問介護事業所において、サービス提供責任者が</p>

改正後	改正前
<p>行う業務が効率的に行われている場合にあっては、当該指定介護予防訪問介護事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、1人に、利用者の数が50人を超えて50人又は50人に満たない端数を増すごとに1人を加えて得た数以上とすることができる。</p> <p>6 指定介護予防訪問介護事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問介護の事業と指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第6条第1項から第4項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>第7条から第97条まで 略 (従業者の員数)</p> <p>第98条 指定介護予防通所介護の事業を行う者(以下「指定介護予防通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防通所介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者(以下この節から第5節までにおいて「介護予防通所介護従業者」という。)は、次の各号に掲げるものとし、その員数は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 生活相談員 指定介護予防通所介護の提供日ごとに、指定介護予防通所介護を提供している時間帯に生活相談員(専ら当該指定介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計を当該指定介護予防通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要な数</p> <p>(2) 看護師又は准看護師(以下この章において「看護職員」という。) 指定介護予防通所介護の単位ごとに、専ら当該指定介護予防通所介護の提供に当たる看護職員が1人以上確保されるために必要な数</p> <p>(3) 介護職員 指定介護予防通所介護の単位ごとに、当該指定介護予防通所介護を提供している時間帯に介護職員(専ら当該指定介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該</p>	<p>行う業務が効率的に行われている場合にあっては、当該指定介護予防訪問介護事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、1人に、利用者の数が50人を超えて50人又は50人に満たない端数を増すごとに1人を加えて得た数以上とすることができる。</p> <p>6 指定介護予防訪問介護事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問介護の事業と指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第6条第1項から第4項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>第7条から第97条まで 略 (従業者の員数)</p> <p>第98条 指定介護予防通所介護の事業を行う者(以下「指定介護予防通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防通所介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者(以下この節から第5節までにおいて「介護予防通所介護従業者」という。)は、次の各号に掲げるものとし、その員数は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 生活相談員 指定介護予防通所介護の提供日ごとに、指定介護予防通所介護を提供している時間帯に生活相談員(専ら当該指定介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計を当該指定介護予防通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要な数</p> <p>(2) 看護師又は准看護師(以下この章において「看護職員」という。) 指定介護予防通所介護の単位ごとに、専ら当該指定介護予防通所介護の提供に当たる看護職員が1人以上確保されるために必要な数</p> <p>(3) 介護職員 指定介護予防通所介護の単位ごとに、当該指定介護予防通所介護を提供している時間帯に介護職員(専ら当該指定介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該</p>

改正後	改正前
<p>指定介護予防通所介護を提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該指定介護予防通所介護事業者が指定通所介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第100条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第60条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）（以下「指定通所介護事業者等」という。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護の事業と指定通所介護（指定居宅サービス等基準条例第99条に規定する指定通所介護をいう。）又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準条例第60条の2に規定する指定地域密着型通所介護をいう。）（以下「指定通所介護等」という。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定介護予防通所介護又は指定通所介護等の利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数が15人までの場合にあっては1以上、利用者の数が15人を超える場合にあっては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えて得た数以上確保されるために必要な数</p> <p>(4) 機能訓練指導員 1人以上</p> <p>2 指定介護予防通所介護事業所の利用定員（当該指定介護予防通所介護事業所において同時に指定介護予防通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。）が10人以下である場合にあっては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定介護予防通所介護の単位ごとに、当該指定介護予防通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該指定介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要な数とすることができる。</p> <p>3 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護の単位ごとに、第1項第3号の介護職員（第2項の規定の適用を受ける場合にあっては、</p>	<p>指定介護予防通所介護を提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該指定介護予防通所介護事業者が指定通所介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第100条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。）</p> <p>の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護の事業と指定通所介護（指定居宅サービス等基準条例第99条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）</p> <p>の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定介護予防通所介護又は指定通所介護の利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数が15人までの場合にあっては1以上、利用者の数が15人を超える場合にあっては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えて得た数以上確保されるために必要な数</p> <p>(4) 機能訓練指導員 1人以上</p> <p>2 指定介護予防通所介護事業所の利用定員（当該指定介護予防通所介護事業所において同時に指定介護予防通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。）が10人以下である場合にあっては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定介護予防通所介護の単位ごとに、当該指定介護予防通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該指定介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要な数とすることができる。</p> <p>3 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護の単位ごとに、第1項第3号の介護職員（第2項の規定の適用を受ける場合にあっては、</p>

改正後	改正前
<p>同項の看護職員又は介護職員。次項及び第7項において同じ。）を、常時1人以上当該指定介護予防通所介護に従事させなければならない。</p> <p>4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定介護予防通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。</p> <p>5 前各項の指定介護予防通所介護の単位は、指定介護予防通所介護であってその提供が同時に1人又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。</p> <p>6 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定介護予防通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。</p> <p>7 第1項第1号の生活相談員又は同項第3号の介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。</p> <p>8 指定介護予防通所介護事業者が指定通所介護事業者等の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護の事業と指定通所介護等の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第100条第1項から第6項まで又は指定地域密着型サービス基準条例第60条の3第1項から第7項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>第99条 略 (設備、備品等)</p> <p>第100条 指定介護予防通所介護事業所は、次に掲げる設備を設けるとともに、指定介護予防通所介護の提供に必要なその他の設備、備品等を備えなければならない。</p> <p>(1) 食堂 (2) 機能訓練室 (3) 静養室</p>	<p>同項の看護職員又は介護職員。次項及び第7項において同じ。）を、常時1人以上当該指定介護予防通所介護に従事させなければならない。</p> <p>4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定介護予防通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。</p> <p>5 前各項の指定介護予防通所介護の単位は、指定介護予防通所介護であってその提供が同時に1人又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。</p> <p>6 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定介護予防通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。</p> <p>7 第1項第1号の生活相談員又は同項第3号の介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。</p> <p>8 指定介護予防通所介護事業者が指定通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護の事業と指定通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第100条第1項から第7項</p> <p>までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>第99条 略 (設備、備品等)</p> <p>第100条 指定介護予防通所介護事業所は、次に掲げる設備を設けるとともに、指定介護予防通所介護の提供に必要なその他の設備、備品等を備えなければならない。</p> <p>(1) 食堂 (2) 機能訓練室 (3) 静養室</p>

改正後	改正前
<p>(4) 相談室</p> <p>(5) 事務室</p> <p>(6) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備</p> <p>2 前項第1号、第2号及び第4号に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 食堂及び機能訓練室</p> <p>ア それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。</p> <p>イ アの規定にかかわらず、食事を提供する場合はその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う場合はその実施に支障がない広さを確保できるときにあっては、同一の場所とすることができること。</p> <p>(2) 相談室 相談内容の秘密を保持するための間仕切り等を設けること。</p> <p>3 第1項各号に掲げる設備は、専ら当該指定介護予防通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定介護予防通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>4 前項ただし書の場合（指定介護予防通所介護事業者が第1項各号に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定介護予防通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該指定介護予防通所介護事業者は、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出なければならない。</p> <p>5 指定介護予防通所介護事業者が指定通所介護事業者等の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護の事業と指定通所介護等の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第102条第1項から第3項まで又は指定地域密着型サービス基準条例第60条の5第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみな</p>	<p>(4) 相談室</p> <p>(5) 事務室</p> <p>(6) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備</p> <p>2 前項第1号、第2号及び第4号に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 食堂及び機能訓練室</p> <p>ア それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。</p> <p>イ アの規定にかかわらず、食事を提供する場合はその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う場合はその実施に支障がない広さを確保できるときにあっては、同一の場所とすることができること。</p> <p>(2) 相談室 相談内容の秘密を保持するための間仕切り等を設けること。</p> <p>3 第1項各号に掲げる設備は、専ら当該指定介護予防通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定介護予防通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>4 前項ただし書の場合（指定介護予防通所介護事業者が第1項各号に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定介護予防通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該指定介護予防通所介護事業者は、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出なければならない。</p> <p>5 指定介護予防通所介護事業者が指定通所介護事業者等の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護の事業と指定通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第102条第1項から第3項まで _____ に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみな</p>

改正後	改正前
<p>すことができる。</p> <p>(利用料等の受領)</p> <p>第101条 指定介護予防通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防通所介護を提供したときは、利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防通所介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防通所介護事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。</p> <p>2 指定介護予防通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防通所介護を提供した際に利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防通所介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。</p> <p>3 指定介護予防通所介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。</p> <p>(1) 利用者の選択により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用</p> <p>(2) 食事の提供に要する費用</p> <p>(3) おむつ代</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、指定介護予防通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者負担させることが適当と認められる費用</p> <p>4 前項第2号に掲げる費用については、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令附則第4条の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第5条の規定による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準第100条第4項の厚生労働大臣が定めるところによるものとする。</p> <p>5 指定介護予防通所介護事業者は、第3項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当</p>	<p>すことができる。</p> <p>(利用料等の受領)</p> <p>第101条 指定介護予防通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防通所介護を提供したときは、利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防通所介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防通所介護事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。</p> <p>2 指定介護予防通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防通所介護を提供した際に利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防通所介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。</p> <p>3 指定介護予防通所介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。</p> <p>(1) 利用者の選択により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用</p> <p>(2) 食事の提供に要する費用</p> <p>(3) おむつ代</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、指定介護予防通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者負担させることが適当と認められる費用</p> <p>4 前項第2号に掲げる費用については、基準省令 _____ 第100条第4項の厚生労働大臣が定めるところによるものとする。</p> <p>5 指定介護予防通所介護事業者は、第3項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当</p>

改正後	改正前
<p>該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。</p> <p>第102条から第112条まで 略 (従業者の員数)</p> <p>第113条 基準該当介護予防サービスに該当する介護予防通所介護又はこれに相当するサービス（以下「基準該当介護予防通所介護」という。）の事業を行う者（以下「基準該当介護予防通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当介護予防通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この節において「介護予防通所介護従業者」という。）は、次の各号に掲げるものとし、その員数は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 生活相談員 基準該当介護予防通所介護の提供日ごとに、当該基準該当介護予防通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該基準該当介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該基準該当介護予防通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要な数</p> <p>(2) 看護職員 基準該当介護予防通所介護の単位ごとに、専ら当該基準該当介護予防通所介護の提供に当たる看護職員が1人以上確保されるために必要な数</p> <p>(3) 介護職員 基準該当介護予防通所介護の単位ごとに、当該基準該当介護予防通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該基準該当介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該基準該当介護予防通所介護を提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該基準該当介護予防通所介護事業者が基準該当介護予防通所介護の事業と基準該当通所介護（指定居宅サービス等基準条例第132条第1項に規定する基準該当通所介護をいう。以下同じ。）の事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、当該事業所における基準該当</p>	<p>該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。</p> <p>第102条から第112条まで 略 (従業者の員数)</p> <p>第113条 基準該当介護予防サービスに該当する介護予防通所介護又はこれに相当するサービス（以下「基準該当介護予防通所介護」という。）の事業を行う者（以下「基準該当介護予防通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当介護予防通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この節において「介護予防通所介護従業者」という。）は、次の各号に掲げるものとし、その員数は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 生活相談員 基準該当介護予防通所介護の提供日ごとに、当該基準該当介護予防通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該基準該当介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該基準該当介護予防通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要な数</p> <p>(2) 看護職員 基準該当介護予防通所介護の単位ごとに、専ら当該基準該当介護予防通所介護の提供に当たる看護職員が1人以上確保されるために必要な数</p> <p>(3) 介護職員 基準該当介護予防通所介護の単位ごとに、当該基準該当介護予防通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該基準該当介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該基準該当介護予防通所介護を提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該基準該当介護予防通所介護事業者が基準該当介護予防通所介護の事業と基準該当通所介護（指定居宅サービス等基準条例第132条第1項に規定する基準該当通所介護をいう。以下同じ。）の事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、当該事業所における基準該当</p>

改正後	改正前
<p>介護予防通所介護又は基準該当通所介護の利用者。以下この節において同じ。）の数が15人までの場合にあっては1以上、利用者の数が15人を超える場合にあっては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えて得た数以上確保されるために必要な数</p> <p>(4) 機能訓練指導員 1人以上</p> <p>2 当該基準該当介護予防通所介護事業所の利用定員（当該基準該当介護予防通所介護事業所において同時に基準該当介護予防通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。）が10人以下である場合にあっては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、基準該当介護予防通所介護の単位ごとに、当該基準該当介護予防通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該基準該当介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要な数とすることができる。</p> <p>3 基準該当介護予防通所介護事業者は、基準該当介護予防通所介護の単位ごとに、第1項第3号の介護職員（第2項の適用を受ける場合にあっては、同項の看護職員又は介護職員。次項において同じ。）を、常時1人以上当該基準該当介護予防通所介護に従事させなければならない。</p> <p>4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の基準該当介護予防通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。</p> <p>5 前各項の基準該当介護予防通所介護の単位は、基準該当介護予防通所介護であってその提供が同時に1人又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。</p> <p>6 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該基準該当介護予防通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。</p> <p>7 基準該当介護予防通所介護の事業と基準該当通所介護の事業とが、同一</p>	<p>介護予防通所介護又は基準該当通所介護の利用者。以下この節において同じ。）の数が15人までの場合にあっては1以上、利用者の数が15人を超える場合にあっては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えて得た数以上確保されるために必要な数</p> <p>(4) 機能訓練指導員 1人以上</p> <p>2 当該基準該当介護予防通所介護事業所の利用定員（当該基準該当介護予防通所介護事業所において同時に基準該当介護予防通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。）が10人以下である場合にあっては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、基準該当介護予防通所介護の単位ごとに、当該基準該当介護予防通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該基準該当介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要な数とすることができる。</p> <p>3 基準該当介護予防通所介護事業者は、基準該当介護予防通所介護の単位ごとに、第1項第3号の介護職員（第2項の適用を受ける場合にあっては、同項の看護職員又は介護職員。次項において同じ。）を、常時1人以上当該基準該当介護予防通所介護に従事させなければならない。</p> <p>4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の基準該当介護予防通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。</p> <p>5 前各項の基準該当介護予防通所介護の単位は、基準該当介護予防通所介護であってその提供が同時に1人又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。</p> <p>6 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該基準該当介護予防通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。</p> <p>7 基準該当介護予防通所介護の事業と基準該当通所介護の事業とが、同一</p>

改正後	改正前
<p>の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第132条第1項から第5項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>第114条から第135条まで 略 (利用料等の受領)</p> <p>第136条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防短期入所生活介護を提供したときは、利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防短期入所生活介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防短期入所生活介護事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。</p> <p>2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所生活介護を提供した際に利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防短期入所生活介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。</p> <p>3 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。</p> <p>(1) 食事の提供に要する費用(法第61条の3第1項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額(同条第4項の規定に基づき当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防短期入所生活介護事業者に支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額)を限度とする。)</p> <p>(2) 滞在に要する費用(法第61条の3第1項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する滞在費の基準費用額(同条第4項の規定に基づき当該特定入所者</p>	<p>の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第132条第1項から第6項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>第114条から第135条まで 略 (利用料等の受領)</p> <p>第136条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防短期入所生活介護を提供したときは、利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防短期入所生活介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防短期入所生活介護事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。</p> <p>2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所生活介護を提供した際に利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防短期入所生活介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。</p> <p>3 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。</p> <p>(1) 食事の提供に要する費用(法第61条の3第1項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額(同条第4項の規定に基づき当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防短期入所生活介護事業者に支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額)を限度とする。)</p> <p>(2) 滞在に要する費用(法第61条の3第1項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する滞在費の基準費用額(同条第4項の規定に基づき当該特定入所者</p>

改正後	改正前
<p>介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防短期入所生活介護事業者に支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する滞在費の負担限度額)を限度とする。)</p> <p>(3) <u>指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(以下「基準省令」という。)</u>第135条第3項第3号の厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選択する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用</p> <p>(4) 基準省令第135条第3項第4号の厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選択する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用</p> <p>(5) 送迎に要する費用(基準省令第135条第3項第5号の厚生労働大臣が別に定める場合を除く。)</p> <p>(6) 理容及び美容に要する費用</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、指定介護予防短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに関する費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>4 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、基準省令第135条第4項の厚生労働大臣が定めるところによるものとする。</p> <p>5 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、第3項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記載した文書を交付して説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。ただし、同項第1号から第4号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。</p> <p>第136条から第232条まで 略 (受託介護予防サービス事業者への委託)</p> <p>第233条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が、受託介護予防サービスの提供に関する業務を委託する契約を締結する</p>	<p>介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防短期入所生活介護事業者に支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する滞在費の負担限度額)を限度とする。)</p> <p>(3) _____</p> <p>_____ 基準省令 _____ 第135条第3項第3号の厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選択する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用</p> <p>(4) 基準省令第135条第3項第4号の厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選択する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用</p> <p>(5) 送迎に要する費用(基準省令第135条第3項第5号の厚生労働大臣が別に定める場合を除く。)</p> <p>(6) 理容及び美容に要する費用</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、指定介護予防短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに関する費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>前項第1号から第4号までに掲げる費用については、基準省令第135条第4項の厚生労働大臣が定めるところによるものとする。</p> <p>5 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、第3項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記載した文書を交付して説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。ただし、同項第1号から第4号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。</p> <p>第136条から第232条まで 略 (受託介護予防サービス事業者への委託)</p> <p>第233条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が、受託介護予防サービスの提供に関する業務を委託する契約を締結する</p>

改正後	改正前
<p>ときは、受託介護予防サービス事業所ごとに文書により締結しなければならない。</p> <p>2 受託介護予防サービス事業者は、指定居宅サービス事業者、<u>指定地域密着型サービス事業者</u>、指定介護予防サービス事業者若しくは指定地域密着型介護予防サービス事業者又は法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者（次項において「指定事業者」という。）でなければならない。</p> <p>3 受託介護予防サービス事業者が提供する受託介護予防サービスの種類は、指定訪問介護、指定通所介護、<u>指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基本条例第60条の2に規定する指定地域密着型通所介護をいう。以下同じ。）</u>、指定介護予防訪問介護、指定介護予防訪問入浴介護、指定介護予防訪問看護、指定介護予防訪問リハビリテーション、指定介護予防通所介護、指定介護予防通所リハビリテーション、第238条に規定する指定介護予防福祉用具貸与及び指定地域密着型介護予防サービス基本条例第5条に規定する指定介護予防認知症対応型通所介護並びに第1号訪問事業（指定事業者により行われるものに限る。以下「指定第1号訪問事業」という。）に係るサービス及び第1号通所事業（指定事業者により行われるものに限る。以下「指定第1号通所事業」という。）に係るサービスとする。</p> <p>4 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、事業の開始に当たっては、次に掲げる事業を行う事業者と、第1項に規定する提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。</p> <p>(1) 指定訪問介護、指定介護予防訪問介護又は指定第1号訪問事業に係るサービス</p> <p>(2) 指定通所介護若しくは<u>指定地域密着型通所介護</u>、指定介護予防通所介護又は指定第1号通所事業（機能訓練を行う事業を含むものに限る。）に係るサービス</p> <p>(3) 指定介護予防訪問看護</p> <p>5 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、第</p>	<p>ときは、受託介護予防サービス事業所ごとに文書により締結しなければならない。</p> <p>2 受託介護予防サービス事業者は、指定居宅サービス事業者_____、指定介護予防サービス事業者若しくは指定地域密着型介護予防サービス事業者又は法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者（次項において「指定事業者」という。）でなければならない。</p> <p>3 受託介護予防サービス事業者が提供する受託介護予防サービスの種類は、指定訪問介護、指定通所介護_____、指定介護予防訪問介護、指定介護予防訪問入浴介護、指定介護予防訪問看護、指定介護予防訪問リハビリテーション、指定介護予防通所介護、指定介護予防通所リハビリテーション、第238条に規定する指定介護予防福祉用具貸与及び指定地域密着型介護予防サービス基本条例第5条に規定する指定介護予防認知症対応型通所介護並びに第1号訪問事業（指定事業者により行われるものに限る。以下「指定第1号訪問事業」という。）に係るサービス及び第1号通所事業（指定事業者により行われるものに限る。以下「指定第1号通所事業」という。）に係るサービスとする。</p> <p>4 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、事業の開始に当たっては、次に掲げる事業を行う事業者と、第1項に規定する提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。</p> <p>(1) 指定訪問介護、指定介護予防訪問介護又は指定第1号訪問事業に係るサービス</p> <p>(2) 指定通所介護_____、指定介護予防通所介護又は指定第1号通所事業（機能訓練を行う事業を含むものに限る。）に係るサービス</p> <p>(3) 指定介護予防訪問看護</p> <p>5 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、第</p>

改正後	改正前
<p>3項に規定する受託介護予防サービス事業者が提供する受託介護予防サービスのうち、前項の規定により事業の開始に当たって契約を締結すべき受託介護予防サービス以外のものについては、利用者の状況に応じ、第1項に規定する提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。</p> <p>6 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、第3項の指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する業務を受託介護予防サービス事業者に委託する契約を締結する場合にあっては、指定介護予防特定施設と市の区域内に所在する指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う受託介護予防サービス事業所において当該受託介護予防サービスが提供される契約を締結しなければならない。</p> <p>7 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、受託介護予防サービス事業者に対し、業務について必要な管理及び指揮命令を行うものとする。</p> <p>8 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、受託介護予防サービスに係る業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。</p> <p>第234条から第267条まで 略 附 則 略 附 則 (平成28年条例第 号)</p> <p>1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第5条の規定は、平成30年4月1日から施行する。</p>	<p>3項に規定する受託介護予防サービス事業者が提供する受託介護予防サービスのうち、前項の規定により事業の開始に当たって契約を締結すべき受託介護予防サービス以外のものについては、利用者の状況に応じ、第1項に規定する提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。</p> <p>6 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、第3項の指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する業務を受託介護予防サービス事業者に委託する契約を締結する場合にあっては、指定介護予防特定施設と市の区域内に所在する指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う受託介護予防サービス事業所において当該受託介護予防サービスが提供される契約を締結しなければならない。</p> <p>7 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、受託介護予防サービス事業者に対し、業務について必要な管理及び指揮命令を行うものとする。</p> <p>8 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、受託介護予防サービスに係る業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。</p> <p>第234条から第267条まで 略 附 則 略</p>

【第4条】盛岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例</p> <p style="text-align: right;">平成24年12月25日条例第64号</p> <p style="text-align: center;">改正 略</p> <p style="text-align: center;">平成28年3月 日条例第 号</p> <p>盛岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条～第4条）</p> <p>第2章 定期巡回・随時対応型訪問介護看護</p> <p>第1節 基本方針等（第5条・第6条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第7条・第8条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第9条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第10条～第43条）</p> <p>第5節 連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の人員及び運営に関する基準の特例（第44条・第45条）</p> <p>第3章 夜間対応型訪問介護</p> <p>第1節 基本方針等（第46条・第47条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第48条・第49条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第50条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第51条～第60条）</p> <p>第3章の2 地域密着型通所介護</p> <p>第1節 基本方針（第60条の2）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第60条の3・第60条の4）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第60条の5）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第60条の6～第60条の20）</p>	<p>○盛岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例</p> <p style="text-align: right;">平成24年12月25日条例第64号</p> <p style="text-align: center;">改正 略</p> <p>盛岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条～第4条）</p> <p>第2章 定期巡回・随時対応型訪問介護看護</p> <p>第1節 基本方針等（第5条・第6条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第7条・第8条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第9条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第10条～第43条）</p> <p>第5節 連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の人員及び運営に関する基準の特例（第44条・第45条）</p> <p>第3章 夜間対応型訪問介護</p> <p>第1節 基本方針等（第46条・第47条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第48条・第49条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第50条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第51条～第60条）</p>

改正後	改正前
<p>第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準</p> <p>第1款 趣旨及び基本方針（第60条の21・第60条の22）</p> <p>第2款 人員に関する基準（第60条の23・第60条の24）</p> <p>第3款 設備に関する基準（第60条の25・第60条の26）</p> <p>第4款 運営に関する基準（第60条の27～第60条の38）</p> <p>第4章 認知症対応型通所介護</p> <p>第1節 基本方針（第61条）</p> <p>第2節 人員及び設備に関する基準</p> <p>第1款 単独型指定認知症対応型通所介護及び併設型指定認知症対応型通所介護（第62条～第64条）</p> <p>第2款 共用型指定認知症対応型通所介護（第65条～第67条）</p> <p>第3節 運営に関する基準（第68条～第81条）</p> <p>第5章 小規模多機能型居宅介護</p> <p>第1節 基本方針（第82条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第83条～第85条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第86条・第87条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第88条～第109条）</p> <p>第6章 認知症対応型共同生活介護</p> <p>第1節 基本方針（第110条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第111条～第113条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第114条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第115条～第129条）</p> <p>第7章 地域密着型特定施設入居者生活介護</p> <p>第1節 基本方針（第130条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第131条・第132条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第133条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第134条～第150条）</p>	<p>第4章 認知症対応型通所介護</p> <p>第1節 基本方針（第61条）</p> <p>第2節 人員及び設備に関する基準</p> <p>第1款 単独型指定認知症対応型通所介護及び併設型指定認知症対応型通所介護（第62条～第64条）</p> <p>第2款 共用型指定認知症対応型通所介護（第65条～第67条）</p> <p>第3節 運営に関する基準（第68条～第81条）</p> <p>第5章 小規模多機能型居宅介護</p> <p>第1節 基本方針（第82条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第83条～第85条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第86条・第87条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第88条～第109条）</p> <p>第6章 認知症対応型共同生活介護</p> <p>第1節 基本方針（第110条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第111条～第113条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第114条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第115条～第129条）</p> <p>第7章 地域密着型特定施設入居者生活介護</p> <p>第1節 基本方針（第130条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第131条・第132条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第133条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第134条～第150条）</p>

改正後	改正前
<p>第8章 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</p> <p>第1節 基本方針 (第151条)</p> <p>第2節 人員に関する基準 (第152条)</p> <p>第3節 設備に関する基準 (第153条)</p> <p>第4節 運営に関する基準 (第154条～第178条)</p> <p>第5節 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準</p> <p>第1款 趣旨及び基本方針 (第179条・第180条)</p> <p>第2款 設備に関する基準 (第181条)</p> <p>第3款 運営に関する基準 (第182条～190条)</p> <p>第9章 看護小規模多機能型居宅介護</p> <p>第1節 基本方針 (第191条)</p> <p>第2節 人員に関する基準 (第192条～第194条)</p> <p>第3節 設備に関する基準 (第195条・第196条)</p> <p>第4節 運営に関する基準 (第197条～第203条)</p> <p>第10章 雑則 (第204条)</p> <p>附則</p> <p>第1条から第14条まで 略</p> <p>(心身の状況等の把握)</p> <p>第15条 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、計画作成責任者による利用者の面接によるほか、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議(盛岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(平成26年条例第49号。以下「指定居宅介護支援等基準条例」という。))第16条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下この章、<u>第60条の6、第60条の28及び第60条の29</u>において同じ。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p>	<p>第8章 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</p> <p>第1節 基本方針 (第151条)</p> <p>第2節 人員に関する基準 (第152条)</p> <p>第3節 設備に関する基準 (第153条)</p> <p>第4節 運営に関する基準 (第154条～第178条)</p> <p>第5節 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準</p> <p>第1款 趣旨及び基本方針 (第179条・第180条)</p> <p>第2款 設備に関する基準 (第181条)</p> <p>第3款 運営に関する基準 (第182条～190条)</p> <p>第9章 看護小規模多機能型居宅介護</p> <p>第1節 基本方針 (第191条)</p> <p>第2節 人員に関する基準 (第192条～第194条)</p> <p>第3節 設備に関する基準 (第195条・第196条)</p> <p>第4節 運営に関する基準 (第197条～第203条)</p> <p>第10章 雑則 (第204条)</p> <p>附則</p> <p>第1条から第14条まで 略</p> <p>(心身の状況等の把握)</p> <p>第15条 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、計画作成責任者による利用者の面接によるほか、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議(盛岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(平成26年条例第49号。以下「指定居宅介護支援等基準条例」という。))第16条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下この章及び<u>第68条</u>において同じ。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>第16条から第30条まで 略</p> <p>(管理者等の責務)</p> <p>第31条 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理者は、当該指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行わなければならない。</p> <p>2 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理者は、当該指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の従業者に<u>この節</u>の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。</p> <p>3 計画作成責任者は、指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に対する指定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用の申込みに係る調整等のサービスの内容の管理を行うものとする。</p> <p>第32条から第54条まで 略</p> <p>(管理者等の責務)</p> <p>第55条 指定夜間対応型訪問介護事業所の管理者は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行わなければならない。</p> <p>2 指定夜間対応型訪問介護事業所の管理者は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の従業者に<u>この節</u>の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。</p> <p>3 オペレーションセンター従業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所に対する指定夜間対応型訪問介護の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導等のサービスの内容の管理を行うものとする。</p> <p>第56条から第60条まで 略</p> <p>第3章の2 地域密着型通所介護</p> <p>第1節 基本方針</p> <p>第60条の2 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型通所介護(以下「指定地域密着型通所介護」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に <u>応じ、自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上</u></p>	<p>第16条から第30条まで 略</p> <p>(管理者等の責務)</p> <p>第31条 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理者は、当該指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行わなければならない。</p> <p>2 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理者は、当該指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の従業者に<u>この章</u>の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。</p> <p>3 計画作成責任者は、指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に対する指定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用の申込みに係る調整等のサービスの内容の管理を行うものとする。</p> <p>第32条から第54条まで 略</p> <p>(管理者等の責務)</p> <p>第55条 指定夜間対応型訪問介護事業所の管理者は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行わなければならない。</p> <p>2 指定夜間対応型訪問介護事業所の管理者は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の従業者に<u>この章</u>の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。</p> <p>3 オペレーションセンター従業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所に対する指定夜間対応型訪問介護の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導等のサービスの内容の管理を行うものとする。</p> <p>第56条から第60条まで 略</p>

改正後	改正前
<p>を旨とし、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的な孤立の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減を図るものでなければならない。</p> <p>第2節 人員に関する基準 (従業者の員数)</p> <p>第60条の3 指定地域密着型通所介護の事業を行う者（以下「指定地域密着型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定地域密着型通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この節から第4節までにおいて「地域密着型通所介護従業者」という。）は、次の各号に掲げるものとし、その員数は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 生活相談員 指定地域密着型通所介護の提供日ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要な数</p> <p>(2) 看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。） 指定地域密着型通所介護の単位ごとに、専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる看護職員が1人以上確保されるために必要な数</p> <p>(3) 介護職員 指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該指定地域密着型通所介護事業者が第1号通所事業（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条の規定による改正前の法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして市が定めるものに限る。）に係る指定事業者又は指定介護予防通所介護事業者（指定介護予防サービス</p>	

改正後	改正前
<p>等基準条例第98条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業又は指定介護予防通所介護（指定介護予防サービス等基準条例第97条に規定する指定介護予防通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定地域密着型通所介護又は当該第1号通所事業若しくは当該指定介護予防通所介護の利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数が15人までの場合にあっては1以上、15人を超える場合にあっては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えて得た数以上確保されるために必要な数</p> <p>(4) 機能訓練指導員 1人以上</p> <p>2 当該指定地域密着型通所介護事業所の利用定員（当該指定地域密着型通所介護事業所において同時に指定地域密着型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。）が10人以下である場合にあっては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要な数とすることができる。</p> <p>3 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、第1項第3号の介護職員（前項の適用を受ける場合にあっては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第7項において同じ。）を、常時1人以上当該指定地域密着型通所介護に従事させなければならない。</p> <p>4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定地域密着型通所介護の単位の介護職員として従事することができる。</p> <p>5 前各項の指定地域密着型通所介護の単位は、指定地域密着型通所介護で</p>	

改正後	改正前
<p>あつてその提供が同時に1人又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。</p> <p>6 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事することができる。</p> <p>7 第1項第1号の生活相談員又は同項第3号の介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。</p> <p>8 指定地域密着型通所介護事業者が第1項第3号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者又は指定介護予防通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業又は指定介護予防通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、当該第1号通所事業又は当該指定介護予防通所介護に係る市の定める人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>(管理者)</p> <p>第60条の4 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p> <p>第3節 設備に関する基準</p> <p>(設備、備品等)</p> <p>第60条の5 指定地域密着型通所介護事業所には、次に掲げる設備を設けるとともに、指定地域密着型通所介護の提供に必要なその他の設備、備品等を備えなければならない。</p> <p>(1) 食堂</p> <p>(2) 機能訓練室</p> <p>(3) 静養室</p>	

改正後	改正前
<p>(4) 相談室</p> <p>(5) 事務室</p> <p>(6) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備</p> <p>2 前項第1号、第2号及び第4号に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 食堂及び機能訓練室</p> <p>ア それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。</p> <p>イ アの規定にかかわらず、食事を提供する場合はその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う場合はその実施に支障がない広さを確保できるときにあっては、同一の場所とすることができること。</p> <p>(2) 相談室 相談内容の秘密を保持するための間仕切り等を設けること。</p> <p>3 第1項各号に掲げる設備は、専ら当該指定地域密着型通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>4 前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第1項各号に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該指定地域密着型通所介護事業者は、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出なければならない。</p> <p>5 指定地域密着型通所介護事業者が第60条の3第1項第3号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者又は指定介護予防通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業又は指定介護予防通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、当該第1号通所事業又は当該指定介護予防通所介護に係る市の定める設備に関する基準を満たすことをもって、第1項</p>	

改正後	改正前
<p>から第3項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>第4節 運営に関する基準 (心身の状況等の把握)</p> <p>第60条の6 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>(利用料等の受領)</p> <p>第60条の7 指定地域密着型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定地域密着型通所介護を提供したときは、利用者から利用料の一部として、当該指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定地域密着型通所介護事業者を支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。</p> <p>2 指定地域密着型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型通所介護を提供した際に利用者から支払を受ける利用料の額と、指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。</p> <p>3 指定地域密着型通所介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。</p> <p>(1) 利用者の選択により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用</p> <p>(2) 指定地域密着型通所介護に通常要する時間を超える指定地域密着型通所介護であって利用者の選択に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額を超える費用</p> <p>(3) 食事の提供に要する費用</p>	

改正後	改正前
<p>(4) おむつ代</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、指定地域密着型通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者負担させることが適当と認められる費用</p> <p>4 前項第3号の費用については、基準省令第24条第4項の厚生労働大臣が定めるところによるものとする。</p> <p>指定地域密着型通所介護事業者は、第3項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。</p> <p>(基本取扱方針)</p> <p>第60条の8 指定地域密着型通所介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、目標を設定し、計画的に行われなければならない。</p> <p>2 指定地域密着型通所介護事業者は、自らその提供する指定地域密着型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>(具体的取扱方針)</p> <p>第60条の9 指定地域密着型通所介護の方針は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 指定地域密着型通所介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流及び地域活動への参加を図るとともに、利用者の心身の状況を踏まえ、適切に行うものとする。</p> <p>(2) 指定地域密着型通所介護は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を営むことができるよう配慮して行うものとする。</p> <p>(3) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、次条第1項の地域密着型通所介護計画に基づき、澁然かつ画一的にならないよう、利用者の機能訓練及び利用者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。</p>	

改正後	改正前
<p>(4) 地域密着型通所介護従業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。</p> <p>(5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。</p> <p>(6) 指定地域密着型通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握するとともに、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の要望に添って適切に提供するものとする。この場合において、特に認知症である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えるものとする。</p> <p>(地域密着型通所介護計画の作成)</p> <p>第60条の10 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、要望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した地域密着型通所介護計画（以下この節において「地域密着型通所介護計画」という。）を作成しなければならない。</p> <p>2 地域密着型通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。</p> <p>3 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得なければならない。</p> <p>4 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画を作成したときは、当該地域密着型通所介護計画を記載した文書を利用者に交付しなければならない。</p> <p>5 地域密着型通所介護従業者は、それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行わなければならない。</p>	

改正後	改正前
<p>(管理者の責務)</p> <p>第60条の11 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者の管理及び指定地域密着型通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。</p> <p>2 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第60条の12 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。</p> <p>(1) 事業の目的及び運営の方針</p> <p>(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>(3) 営業日及び営業時間</p> <p>(4) 指定地域密着型通所介護の利用定員</p> <p>(5) 指定地域密着型通所介護の内容及び利用料その他の費用の概</p> <p>(6) 通常の事業の実施地域</p> <p>(7) サービスの利用に当たっての留意事項</p> <p>(8) 緊急時等における対応方法</p> <p>(9) 非常災害対策</p> <p>(10) その他事業の運営に関する重要事項</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第60条の13 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対し、適切な指定地域密着型通所介護を提供できるよう、指定地域密着型通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。</p> <p>2 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者によって指定地域密着型</p>	

改正後	改正前
<p>通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>指定地域密着型通所介護事業者は、地域密着型通所介護従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</p> <p>(定員の遵守)</p> <p>第60条の14 指定地域密着型通所介護事業者は、利用定員を超えて指定地域密着型通所介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>(非常災害対策)</p> <p>第60条の15 指定地域密着型通所介護事業者は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び当該関係機関との連携の体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難及び救出の訓練その他必要な訓練を行わなければならない。</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第60条の16 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者の使用する施設、設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 指定地域密着型通所介護事業者は、当該指定地域密着型通所介護事業所において感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>(地域との連携等)</p> <p>第60条の17 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市町村の職員又は当該指定地域密着型通所介護事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会(以下この項において「運営推進会議」という。)を設け、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し、活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要</p>	

改正後	改正前
<p>な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</p> <p>2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。</p> <p>3 指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民等との連携及び協力を行う等により地域との交流を図らなければならない。</p> <p>指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定地域密着型通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p> <p>5 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定地域密着型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の方に対しても指定地域密着型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。</p> <p>(事故発生時の対応)</p> <p>第60条の18 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。</p> <p>3 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p> <p>4 指定地域密着型通所介護事業者は、第60条の5第4項の指定地域密着型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(記録等の整備)</p>	

改正後	改正前
<p>第60条の19 指定地域密着型通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 地域密着型通所介護計画</p> <p>(2) 次条において準用する第21条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 次条において準用する第29条の規定による市町村への通知に係る記録</p> <p>(4) 次条において準用する第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(5) 前条第2項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録</p> <p>(6) 第60条の17第2項の規定による報告、評価、要望、助言等の記録(準用)</p> <p>第60条の20 第10条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、第42条及び第54条の規定は、指定地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第60条の12に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と読み替えるものとする。</p> <p>第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準</p> <p>第1款 総旨及び基本方針</p> <p>(総旨)</p>	

改正後	改正前
<p>第60条の21 第1節から前節までの規定にかかわらず、指定療養通所介護(指定地域密着型通所介護であって、難病等を有する重度要介護者又はがん末期の者であって、サービスの提供に当たり常時看護師による観察が必要なものを対象者とし、第60条の31第1項に規定する療養通所介護計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話を及び機能訓練を行うものをいう。以下同じ。)の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。</p> <p>(基本方針)</p> <p>第60条の22 指定療養通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居室において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的な孤立の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減を図るものでなければならない。</p> <p>2 指定療養通所介護の事業を行う者(以下「指定療養通所介護事業者」という。)は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者の主治の医師及び当該利用者の利用している訪問看護事業者(指定訪問看護事業者又は健康保険法(大正11年法律第70号)第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下この節において同じ。)その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者(以下「訪問看護事業者等」という。)との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>第2款 人員に関する基準</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第60条の23 指定療養通所介護事業者が指定療養通所介護事業を行う事業所(以下「指定療養通所介護事業所」という。)ごとに置くべき指定療養通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員(以下この節において「療養通所介護従業者」という。)の員数は、利用者の数が1.5人に対し、当該指定療養通所介護を提供する時間帯を通じて専ら当該指定療養通所介護の</p>	

改正後	改正前
<p>提供に当たる療養通所介護従業者が1人以上確保されるために必要な数以上とする。</p> <p>前項の療養通所介護従業者のうち1人以上は、常勤の看護師であって専ら指定療養通所介護の職務に従事するものでなければならない。</p> <p>(管理者)</p> <p>第60条の24 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p> <p>2 指定療養通所介護事業所の管理者は、看護師でなければならない。</p> <p>3 指定療養通所介護事業所の管理者は、適切な指定療養通所介護を行うために必要な知識及び技能を有する者でなければならない。</p> <p>第3款 設備に関する基準</p> <p>(利用定員)</p> <p>第60条の25 指定療養通所介護事業所の利用定員(当該指定療養通所介護事業所において同時に指定療養通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。)は、9人以下とする。</p> <p>(設備、備品等)</p> <p>第60条の26 指定療養通所介護事業所には、指定療養通所介護を行うのにふさわしい専用の部屋を設けるほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備及び指定療養通所介護の提供に必要な設備、備品等を備えなければならない。</p> <p>2 前項の専用の部屋の面積は、6.4平方メートルに利用定員を乗じた面積以上とする。</p> <p>3 第1項の設備は、専ら当該指定療養通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定療養通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。</p>	

改正後	改正前
<p>4 前項ただし書の場合(指定療養通所介護事業者が第1項の設備を利用し、夜間及び深夜に療養通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)には、当該指定療養通所介護事業者は、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出なければならない。</p> <p>第4款 運営に関する基準</p> <p>(内容及び手続の説明並びに同意)</p> <p>第60条の27 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第60条の32第1項に規定する利用者ごとに定めた緊急時等の対応策、第60条の34に規定する運営規程の概要、主治の医師及び第60条の35第1項に規定する緊急時対応医療機関との連絡の体制、第60条の38において準用する第60条の13第1項に規定する療養通所介護従業者の勤務の体制並びにその他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。</p> <p>2 第10条第2項から第5項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。</p> <p>(心身の状況等の把握)</p> <p>第60条の28 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>2 指定療養通所介護事業者は、体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、特に利用者の主治の医師及び当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、利用者の心身の状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>(指定居宅介護支援事業者等との連携)</p>	

改正後	改正前
<p>第60条の29 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護を提供するに当たっては、指定居宅介護支援事業者等との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供の適否について、主治の医師を含めたサービス担当者会議において検討するため、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対して必要な情報を提供するように努めなければならない。</p> <p>3 指定療養通所介護事業者は、利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対し、居宅サービス計画の作成及び変更等に必要な情報を提供するように努めなければならない。</p> <p>4 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>(具体的取扱方針)</p> <p>第60条の30 指定療養通所介護の方針は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 指定療養通所介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する療養通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。</p> <p>(2) 療養通所介護従業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。</p> <p>(3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。</p> <p>(4) 指定療養通所介護事業者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師、当該利用者の利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に図るものとする。</p>	

改正後	改正前
<p>(5) 指定療養通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握するとともに、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の要望に添って適切に提供するものとする。</p> <p>(療養通所介護計画の作成)</p> <p>第60条の31 指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、要望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した療養通所介護計画(以下この節において「療養通所介護計画」という。)を作成しなければならない。</p> <p>2 療養通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。</p> <p>3 療養通所介護計画は、既に訪問看護計画書(指定居宅サービス等基準条例第74条第1項に規定する訪問看護計画書又は指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準(平成12年厚生省令第80号)第17条第1項に規定する訪問看護計画書をいう。以下この節において同じ。)が作成されている場合は、当該訪問看護計画書の内容との整合を図り、作成しなければならない。</p> <p>4 指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得なければならない。</p> <p>5 指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画を作成したときは、当該療養通所介護計画を記載した文書を利用者に交付しなければならない。</p> <p>6 療養通所介護従業者は、それぞれの利用者について、療養通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行わなければならない。</p> <p>(緊急時等の対応)</p> <p>第60条の32 指定療養通所介護事業者は、現に指定療養通所介護の提供を行</p>	

改正後	改正前
<p>っているときに利用者の病状の急変が生じた場合等に備え、主治の医師とともに、その場合の対応策（以下この節において「緊急時等の対応策」という。）について利用者ごとに検討し、緊急時等の対応策をあらかじめ定めておかなければならない。</p> <p>2 指定療養通所介護事業者は、緊急時等の対応策について、利用者及びその家族に対して十分に説明し、利用者及びその家族が安心してサービスを利用できるよう配慮しなければならない。</p> <p>3 療養通所介護事業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、緊急時等の対応策に基づき、直ちに主治の医師又は第60条の35第1項に規定する緊急時対応医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>4 指定療養通所介護事業者は、利用者の主治の医師と密接な連携をとりながら、利用者の状態の変化に応じて緊急時等の対応策の変更を行うものとする。</p> <p>5 第1項及び第2項の規定は、前項に規定する緊急時等の対応策の変更について準用する。</p> <p><u>（管理者の責務）</u></p> <p>第60条の33 指定療養通所介護事業所の管理者は、当該指定療養通所介護事業所の従業者の管理及び指定療養通所介護の利用の申込みに係る図籍、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。</p> <p>2 指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師及び当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に行わなければならない。</p> <p>3 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の提供に適切な環境を整備しなければならない。</p> <p>4 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の利用者それぞれの療養通所介護計画の作成に関し、必要な指導及び管理を行わなければ</p>	

改正後	改正前
<p>ならない。</p> <p>5 指定療養通所介護事業所の管理者は、当該指定療養通所介護事業所の従業者にこの款の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。</p> <p><u>（運営規程）</u></p> <p>第60条の34 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1) 事業の目的及び運営の方針</p> <p>(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>(3) 営業日及び営業時間</p> <p>(4) 指定療養通所介護の利用定員</p> <p>(5) 指定療養通所介護の内容及び利用料その他の費用の概</p> <p>(6) 通常の事業の実施地域</p> <p>(7) サービスの利用に当たっての留意事項</p> <p>(8) 非常災害対策</p> <p>(9) その他事業の運営に関する重要事項</p> <p><u>（緊急時対応医療機関）</u></p> <p>第60条の35 指定療養通所介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、緊急時対応医療機関を定めておかなければならない。</p> <p>2 緊急時対応医療機関は、指定療養通所介護事業所と同一の敷地内に存し、又は隣接し、若しくは近接していなければならない。</p> <p>3 指定療養通所介護事業者は、緊急時において円滑な協力を得るため、緊急時対応医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておかなければならない。</p> <p><u>（安全・サービス提供管理委員会の設置）</u></p> <p>第60条の36 指定療養通所介護事業者は、安全かつ適切なサービスの提供を確保するため、地域の医療関係団体に属する者、地域の保健、医療又は福祉の分野を専門とする者その他指定療養通所介護の安全かつ適切なサービ</p>	

改正後	改正前
<p>スの提供を確保するために必要と認められる者で構成される安全・サービス提供管理委員会（次項において「委員会」という。）を設置しなければならない。</p> <p>2 指定療養通所介護事業者は、おおむね6月に1回以上委員会を開催することとし、事故事例等の安全管理に必要なデータの収集を行うとともに、当該データ等を踏まえ、指定療養通所介護事業所における安全かつ適切なサービスの提供を確保するための方策の検討を行い、当該検討の結果についての記録を作成しなければならない。</p> <p>3 指定療養通所介護事業者は、前項の検討の結果を踏まえ、必要に応じて対策を講じなければならない。</p> <p>（記録等の整備）</p> <p>第60条の37 指定療養通所介護事業者は、従業員、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかななければならない。</p> <p>2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 療養通所介護計画</p> <p>(2) 前条第2項の規定による検討の結果についての記録</p> <p>(3) 次条において準用する第21条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(4) 次条において準用する第29条の規定による市町村への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 次条において準用する第60条の17第2項の規定による報告、評価、要望、助言等の記録</p> <p>(7) 次条において準用する第60条の18第2項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録</p>	

改正後	改正前
<p>（準用）</p> <p>第60条の38 第11条から第14条まで、第17条から第19条まで、第21条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、第42条、第60条の7（第3項第2号を除く。）、第60条の8及び第60条の13から第60条の18までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第60条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「療養通所介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「12月」と、同条第3項中「当たっては」とあるのは「当たっては、利用者の状態に応じて」と、第60条の18第4項中「第60条の5第4項」とあるのは「第60条の26第4項」と読み替えるものとする。</p> <p>第61条から第67条まで 略</p> <p>第68条及び第69条 削除</p>	<p>第61条から第67条まで 略</p> <p>（心身の状況等の把握）</p> <p>第68条 指定認知症対応型通所介護事業者（単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者及び共用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）は、指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>（利用料等の受領）</p> <p>第69条 指定認知症対応型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定認知症対応型通所介護を提供したときは、利用者から利用料の一部として、当該指定認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定認知症対応型通所介護事業者を支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。</p> <p>2 指定認知症対応型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当した</p>

改正後	改正前
<p>(基本取扱方針)</p> <p>第70条 指定認知症対応型通所介護は、利用者の認知症の症状の進行の緩和に資するよう、目標を設定し、計画的に行われなければならない。</p> <p>2 指定認知症対応型通所介護事業者(単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者及び共用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。)は、自らその提供する指定認知症対応型通所介護の質の評価を行い、</p>	<p>い指定認知症対応型通所介護を提供した際に利用者から支払を受ける利用料の額と、指定認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。</p> <p>3 指定認知症対応型通所介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。</p> <p>(1) 利用者の選択により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用</p> <p>(2) 指定認知症対応型通所介護に通常要する時間を超える指定認知症対応型通所介護であって利用者の選択に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額を超える費用</p> <p>(3) 食事の提供に要する費用</p> <p>(4) おむつ代</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、指定認知症対応型通所介護の提供において供与される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者負担させることが適当と認められる費用</p> <p>4 前項第3号に掲げる費用については、基準省令第49条第4項の厚生労働大臣が定めるところによるものとする。</p> <p>5 指定認知症対応型通所介護事業者は、第3項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。</p> <p>(基本取扱方針)</p> <p>第70条 指定認知症対応型通所介護は、利用者の認知症の症状の進行の緩和に資するよう、目標を設定し、計画的に行われなければならない。</p> <p>2 指定認知症対応型通所介護事業者_____は、自らその提供する指定認知症対応型通所介護の質の評価を行い、</p>

改正後	改正前
<p>常にその改善を図らなければならない。</p> <p>第71条及び第72条 略</p> <p>第73条 削除</p> <p>(運営規程)</p> <p>第74条 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。</p> <p>(1) 事業の目的及び運営の方針</p> <p>(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>(3) 営業日及び営業時間</p> <p>(4) 指定認知症対応型通所介護の利用定員(第62条第4項又は第66条第1項の利用定員をいう。)</p> <p>(5) 指定認知症対応型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>(6) 通常の事業の実施地域</p> <p>(7) サービスの利用に当たっての留意事項</p> <p>(8) 緊急時等における対応方法</p> <p>(9) 非常災害対策</p> <p>(10) その他運営に関する重要事項</p> <p>第75条から第79条まで 削除</p>	<p>常にその改善を図らなければならない。</p> <p>第71条及び第72条 略</p> <p>(管理者の責務)</p> <p>第73条 指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は、指定認知症対応型通所介護事業所の従業者の管理及び指定認知症対応型通所介護の利用の申込みに係る個数、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。</p> <p>2 指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は、当該指定認知症対応型通所介護事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第74条 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。</p> <p>(1) 事業の目的及び運営の方針</p> <p>(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>(3) 営業日及び営業時間</p> <p>(4) 指定認知症対応型通所介護の利用定員(第62条第4項又は第66条第1項の利用定員をいう。第76条において同じ。)</p> <p>(5) 指定認知症対応型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>(6) 通常の事業の実施地域</p> <p>(7) サービスの利用に当たっての留意事項</p> <p>(8) 緊急時等における対応方法</p> <p>(9) 非常災害対策</p> <p>(10) その他運営に関する重要事項</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第75条 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対し、適切な指定認知症対応型通所介護を提供できるよう、指定認知症対応型通所介護事業所</p>

改正後	改正前
	<p><u>ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。</u></p> <p>2 <u>指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護事業所ごとに、当該指定認知症対応型通所介護事業所の従業者によって指定認知症対応型通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</u></p> <p>3 <u>指定認知症対応型通所介護事業者は、認知症対応型通所介護従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</u> (定員の遵守)</p> <p>第76条 <u>指定認知症対応型通所介護事業者は、利用定員を超えて指定認知症対応型通所介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</u> (非常災害対策)</p> <p>第77条 <u>指定認知症対応型通所介護事業者は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び当該関係機関との連携の体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難及び救出の訓練その他必要な訓練を行わなければならない。</u> (衛生管理等)</p> <p>第78条 <u>指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者の使用する施設、設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>2 <u>指定認知症対応型通所介護事業者は、当該指定認知症対応型通所介護事業所において感染症の発生を予防し、及びそのまん延を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u> (地域との連携等)</p> <p>第79条 <u>指定認知症対応型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民等との連携及び協力を行う等により地域との交流を図らなければならない。</u></p> <p>2 <u>指定認知症対応型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提</u></p>

改正後	改正前
<p>(記録等の整備)</p> <p>第80条 <u>指定認知症対応型通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。</u></p> <p>2 <u>指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完了の日から2年間保存しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>認知症対応型通所介護計画</u></p> <p>(2) <u>次条において準用する第21条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</u></p> <p>(3) <u>次条において準用する第29条の規定による市町村への通知に係る記録</u></p> <p>(4) <u>次条において準用する第39条第2項の規定による苦情の内容等の記</u></p>	<p>供した指定認知症対応型通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p> <p>(事故発生時の対応)</p> <p>第79条の2 <u>指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>2 <u>指定認知症対応型通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。</u></p> <p>3 <u>指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</u></p> <p>4 <u>指定認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。</u> (記録等の整備)</p> <p>第80条 <u>指定認知症対応型通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。</u></p> <p>2 <u>指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完了の日から2年間保存しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>認知症対応型通所介護計画</u></p> <p>(2) <u>次条において準用する第21条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</u></p> <p>(3) <u>次条において準用する第29条の規定による市町村への通知に係る記録</u></p> <p>(4) <u>次条において準用する第39条第2項の規定による苦情の内容等の記</u></p>

改正後	改正前
<p>録</p> <p>(5) 次条において準用する第60条の17第2項の規定による報告、評価、要望、助言等の記録</p> <p>(6) 次条において準用する第60条の18第2項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録</p> <p>(準用)</p> <p>第81条 第10条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、第42条、第54条、第60条の6、第60条の7、第60条の11及び第60条の13から第60条の18までの規定は、指定認知症対応型通所介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第74条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型通所介護について知見を有する者」と、第60条の18第4項中「第60条の5第4項」とあるのは「第64条第4項」と読み替えるものとする。</p>	<p>録</p> <p>(5) 前条第2項 _____ の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録</p> <p>(準用)</p> <p>第81条 第10条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、第42条及び第54条 _____ の規定は、指定認知症対応型通所介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第74条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と</p>
<p>第82条から第105条まで 略</p>	<p>第82条から第105条まで 略</p>
<p>第106条 削除</p>	<p>(地域との連携等)</p> <p>第106条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市町村の職員又は指定小規模多機能型居宅介護事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対して通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等</p>

改正後	改正前
<p>第107条 略</p> <p>(記録等の整備)</p> <p>第108条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 居宅サービス計画</p> <p>(2) 小規模多機能型居宅介護計画</p> <p>(3) 次条において準用する第21条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(4) 第93条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、そのとき</p>	<p>を置く機会を設けなければならない。</p> <p>2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。</p> <p>3 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民等との連携及び協力を行う等により地域との交流を図らなければならない。</p> <p>4 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定小規模多機能型居宅介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p> <p>5 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定小規模多機能型居宅介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定小規模多機能型居宅介護の提供を行うよう努めなければならない。</p> <p>第107条 略</p> <p>(記録等の整備)</p> <p>第108条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 居宅サービス計画</p> <p>(2) 小規模多機能型居宅介護計画</p> <p>(3) 次条において準用する第21条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(4) 第93条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、そのとき</p>

改正後	改正前
<p>における利用者の心身の状況並びに緊急かつやむを得ない理由の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第29条の規定による市町村への通知に係る記録</p> <p>(6) 次条において準用する第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(7) 次条において準用する第41条第2項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録</p> <p>(8) 次条において準用する第60条の17第2項の規定による報告、評価、要望、助言等の記録 (準用)</p> <p>第109条 第10条から第14条まで、第21条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、第41条、第42条、第60条の11、第60条の13、第60条の16及び第60条の17の規定は、指定小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第101条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第5章第4節」と、第60条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。</p>	<p>における利用者の心身の状況並びに緊急かつやむを得ない理由の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第29条の規定による市町村への通知に係る記録</p> <p>(6) 次条において準用する第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(7) 次条において準用する第41条第2項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録</p> <p>(8) 第106条第2項 _____ の規定による報告、評価、要望、助言等の記録 (準用)</p> <p>第109条 第10条から第14条まで、第21条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、第41条、第42条、第73条、第75条及び第78条 _____ の規定は、指定小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第101条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第73条第2項 _____ 中「この節」とあるのは「第5章第4節」と、第75条第3項中「認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と _____</p> <p>_____ 読み替えるものとする。</p>
<p>第110条から第127条まで 略 (記録等の整備)</p> <p>第128条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。</p>	<p>第110条から第127条まで 略 (記録等の整備)</p> <p>第128条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 認知症対応型共同生活介護計画</p> <p>(2) 第116条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第118条第6項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、そのときにおける利用者の心身の状況並びに緊急かつやむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 次条において準用する第29条の規定による市町村への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 次条において準用する第41条第2項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録</p> <p>(7) 次条において準用する第60条の17第2項の規定による報告、評価、要望、助言等の記録 (準用)</p> <p>第129条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29条、第35条から第37条まで、第39条、第41条、第42条、第60条の11、第60条の16、第60条の17第1項から第4項まで、第100条、第103条及び第105条 _____ の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第123条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第6章第4節」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」</p>	<p>2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 認知症対応型共同生活介護計画</p> <p>(2) 第116条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第118条第6項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、そのときにおける利用者の心身の状況並びに緊急かつやむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 次条において準用する第29条の規定による市町村への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 次条において準用する第41条第2項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録</p> <p>(7) 次条において準用する第106条第2項 _____ の規定による報告、評価、要望、助言等の記録 (準用)</p> <p>第129条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29条、第35条から第37条まで、第39条、第41条、第42条、第73条、第78条 _____、第100条、第103条、第105条及び第106条第1項から第4項までの規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第123条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第73条第2項 _____ 中「この節」とあるのは「第6章第4節」と、</p>

改正後	改正前
<p>とあるのは「2月」と、第100条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第103条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と。</p>	<p>、第100条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第103条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と、第106条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と読み替えるものとする。</p>
<p>読み替えるものとする。</p>	<p>読み替えるものとする。</p>
<p>第130条から第148条まで 略 (記録等の整備)</p>	<p>第130条から第148条まで 略 (記録等の整備)</p>
<p>第149条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完了の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 地域密着型特定施設サービス計画</p> <p>(2) 第137条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第139条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、そのときにおける利用者の心身の状況並びに緊急かつやむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 第147条第3項の規定による結果等の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第29条の規定による市町村への通知に係る記録</p> <p>(6) 次条において準用する第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(7) 次条において準用する第41条第2項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録</p> <p>(8) 次条において準用する第60条の17第2項の規定による報告、評価、要望、助言等の記録</p>	<p>第149条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完了の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 地域密着型特定施設サービス計画</p> <p>(2) 第137条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第139条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、そのときにおける利用者の心身の状況並びに緊急かつやむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 第147条第3項の規定による結果等の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第29条の規定による市町村への通知に係る記録</p> <p>(6) 次条において準用する第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(7) 次条において準用する第41条第2項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録</p> <p>(8) 次条において準用する第106条第2項の規定による報告、評価、要望、助言等の記録</p>

改正後	改正前
<p>(準用)</p> <p>第150条 第13条、第14条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、第41条、第42条、第60条の11、第60条の15、第60条の16、第60条の17第1項から第4項まで及び第100条の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第35条中「定期巡回・随時対応型介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第7章第4節」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。</p>	<p>(準用)</p> <p>第150条 第13条、第14条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、第41条、第42条、第73条、第77条、第78条、第100条及び第106条第1項から第4項までの規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第35条中「定期巡回・随時対応型介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第73条第2項中「この節」とあるのは「第7章第4節」と、第106条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と読み替えるものとする。</p>
<p>第151条 略 (従業者の員数)</p>	<p>第151条 略 (従業者の員数)</p>
<p>第152条 指定地域密着型介護老人福祉施設に置くべき従業者は、次の各号に掲げるものとし、その員数は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数</p> <p>(2) 生活相談員 1人以上</p> <p>(3) 看護師若しくは准看護師(以下この章において「看護職員」という。)又は介護職員 ア及びイに定める数 ア 介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算方法で、1人に、入所者の数が3人を超えて3人又は3人に満たない端数を増すごとに1人を加えて得た数以上とすること。 イ 看護職員の数は、1人以上とすること。</p> <p>(4) 栄養士 1人以上</p> <p>(5) 機能訓練指導員 1人以上</p> <p>(6) 介護支援専門員 1人以上</p> <p>2 前項の利用者の数は、前年度の1日当たりの利用者の数の平均値とする。</p>	<p>第152条 指定地域密着型介護老人福祉施設に置くべき従業者は、次の各号に掲げるものとし、その員数は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数</p> <p>(2) 生活相談員 1人以上</p> <p>(3) 看護師若しくは准看護師(以下この章において「看護職員」という。)又は介護職員 ア及びイに定める数 ア 介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算方法で、1人に、入所者の数が3人を超えて3人又は3人に満たない端数を増すごとに1人を加えて得た数以上とすること。 イ 看護職員の数は、1人以上とすること。</p> <p>(4) 栄養士 1人以上</p> <p>(5) 機能訓練指導員 1人以上</p> <p>(6) 介護支援専門員 1人以上</p> <p>2 前項の利用者の数は、前年度の1日当たりの利用者の数の平均値とする。</p>

改正後	改正前
<p>ただし、新たに法第42条の2第1項本文の指定を受ける場合は、1日当たりの利用者の数の推定数による。</p> <p>3 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、指定地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（第179条のユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。以下この条において同じ。）及びユニット型指定介護老人福祉施設（盛岡市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第66号）第43条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。）を併設する場合又は指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合の介護職員及び看護職員（第188条第2項の規定により配置される看護職員に限る。）を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>4 第1項第1号の規定にかかわらず、サテライト型居住施設（当該サテライト型居住施設を設置しようとする者により設置される当該サテライト型居住施設以外の指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設（サテライト型居住施設である指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。第8項第1号及び第17項、次条第2項第6号並びに第181条第2項第3号において同じ。）、介護老人保健施設又は病院若しくは診療所であって当該サテライト型居住施設に対する支援機能を有するもの（以下この章において「本体施設」という。）との密接な連携を確保するとともに、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型居住施設の入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>5 第1項第2号の生活相談員は、常勤の者でなければならない。ただし、サテライト型居住施設にあっては、常勤換算方法で1人以上とする。</p>	<p>ただし、新たに法第42条の2第1項本文の指定を受ける場合は、1日当たりの利用者の数の推定数による。</p> <p>3 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、指定地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（第179条のユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。以下この条において同じ。）及びユニット型指定介護老人福祉施設（盛岡市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第66号）第43条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。）を併設する場合又は指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合の介護職員及び看護職員（第188条第2項の規定により配置される看護職員に限る。）を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>4 第1項第1号の規定にかかわらず、サテライト型居住施設（当該サテライト型居住施設を設置しようとする者により設置される当該サテライト型居住施設以外の指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設（サテライト型居住施設である指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。第8項第1号及び第17項、次条第2項第6号並びに第181条第2項第3号において同じ。）、介護老人保健施設又は病院若しくは診療所であって当該サテライト型居住施設に対する支援機能を有するもの（以下この章において「本体施設」という。）との密接な連携を確保するとともに、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型居住施設の入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>5 第1項第2号の生活相談員は、常勤の者でなければならない。ただし、サテライト型居住施設にあっては、常勤換算方法で1人以上とする。</p>

改正後	改正前
<p>6 第1項第3号の介護職員のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。</p> <p>7 第1項第3号の看護職員のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、サテライト型居住施設にあっては、常勤換算方法で1人以上とする。</p> <p>8 第1項（第1号及び第3号を除く。）の規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次の各号に掲げる本体施設の区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>(1) 指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設 栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員</p> <p>(2) 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士、理学療法士若しくは作業療法士又は介護支援専門員</p> <p>(3) 病院 栄養士（病床数が100以上の病院の場合に限る。）又は介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）</p> <p>9 第1項第5号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う能力を有すると認められる者でなければならない。</p> <p>10 第1項第5号の機能訓練指導員は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の他の職務に従事することができる。</p> <p>11 第1項第6号の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の他の職務に従事することができる。</p> <p>12 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定短期入所生活介護事業所又は盛岡市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年条例第63号。以下「指定介護予防サービス等基</p>	<p>6 第1項第3号の介護職員のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。</p> <p>7 第1項第3号の看護職員のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、サテライト型居住施設にあっては、常勤換算方法で1人以上とする。</p> <p>8 第1項（第1号及び第3号を除く。）の規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次の各号に掲げる本体施設の区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>(1) 指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設 栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員</p> <p>(2) 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士、理学療法士若しくは作業療法士又は介護支援専門員</p> <p>(3) 病院 栄養士（病床数が100以上の病院の場合に限る。）又は介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）</p> <p>9 第1項第5号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う能力を有すると認められる者でなければならない。</p> <p>10 第1項第5号の機能訓練指導員は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の他の職務に従事することができる。</p> <p>11 第1項第6号の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の他の職務に従事することができる。</p> <p>12 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定短期入所生活介護事業所又は盛岡市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年条例第63号。以下「指定介護予防サービス等基</p>

改正後	改正前
<p>準条例」という。)第130条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所(以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。)が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p>	<p>準条例」という。)第130条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所(以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。)が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p>
<p>13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所(指定居宅サービス等基準条例第100条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。)若しくは指定介護予防サービス等基準条例第98条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等、<u>指定地域密着型通所介護事業所又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準条例第6条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所</u>が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p>	<p>13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所(指定居宅サービス等基準条例第100条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。)若しくは指定介護予防サービス等基準条例第98条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等、<u>又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準条例第6条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所</u>が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p>
<p>14 指定地域密着型介護老人福祉施設に併設される指定短期入所生活介護事業所等の入所定員は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員と同数を上限とする。</p>	<p>14 指定地域密着型介護老人福祉施設に併設される指定短期入所生活介護事業所等の入所定員は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員と同数を上限とする。</p>
<p>15 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が併設される場合において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の介護支援専門員については、当該併設される指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員により当該指定地域密着型介護老人福祉施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p>	<p>15 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が併設される場合において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の介護支援専門員については、当該併設される指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員により当該指定地域密着型介護老人福祉施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p>
<p>16 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定小規模多機能型居宅介護事業</p>	<p>16 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定小規模多機能型居宅介護事業</p>

改正後	改正前
<p>所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第60条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)が併設される場合においては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設が前各項に定める人員に関する基準を満たす従業者のほか、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に第83条若しくは第192条又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第60条に定める人員に関する基準を満たす従業者が置かれているときは、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の職務に従事することができる。</p>	<p>所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第60条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)が併設される場合においては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設が前各項に定める人員に関する基準を満たす従業者のほか、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に第83条若しくは第192条又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第60条に定める人員に関する基準を満たす従業者が置かれているときは、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の職務に従事することができる。</p>
<p>17 第1項第1号の医師及び同項第6号の介護支援専門員の数は、サテライト型居住施設の本体施設である指定地域密着型介護老人福祉施設であって、当該サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かない場合にあっては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。この場合において、介護支援専門員の数は、同号の規定にかかわらず、1人以上(1人に、入所者の数が100人を超えて100人又は100人に満たない増数を増すごとに1人を加えて得た数を標準とする。)とする。</p>	<p>17 第1項第1号の医師及び同項第6号の介護支援専門員の数は、サテライト型居住施設の本体施設である指定地域密着型介護老人福祉施設であって、当該サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かない場合にあっては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。この場合において、介護支援専門員の数は、同号の規定にかかわらず、1人以上(1人に、入所者の数が100人を超えて100人又は100人に満たない増数を増すごとに1人を加えて得た数を標準とする。)とする。</p>
<p>第153条から第176条まで 略 (記録等の整備)</p>	<p>第153条から第176条まで 略 (記録等の整備)</p>
<p>第177条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者、設備及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。</p>	<p>第177条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者、設備及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。</p>
<p>2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p>	<p>2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p>
<p>(1) 地域密着型施設サービス計画 (2) 第156条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p>	<p>(1) 地域密着型施設サービス計画 (2) 第156条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p>

改正後	改正前
<p>(3) 第158条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、そのときにおける入所者の心身の状況並びに緊急かつやむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 次条において準用する第29条の規定による市町村への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 前条第3項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録</p> <p>(7) 次条において準用する第60条の17第2項の規定による報告、評価、要望、助言等の記録 (準用)</p>	<p>(3) 第158条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、そのときにおける入所者の心身の状況並びに緊急かつやむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 次条において準用する第29条の規定による市町村への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 前条第3項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録</p> <p>(7) 次条において準用する第106条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録 (準用)</p>
<p>第178条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29条、第35条、第37条、第39条、第42条、<u>第60条の11、第60条の15及び第60条の17第1項から第4項までの規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。</u>この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第169条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第14条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、<u>第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月</u></p>	<p>第178条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29条、第35条、第37条、第39条、第42条、<u>第73条、第77条及び第106条第1項から第4項まで</u>の規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第169条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第14条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、<u>第73条第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と、第106条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と読み替えるものとする。</u></p>
<p>第179条から第189条まで 略 (準用)</p>	<p>第179条から第189条まで 略 (準用)</p>

改正後	改正前
<p>第190条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29条、第35条、第37条、第39条、第42条、<u>第60条の11、第60条の15、第60条の17第1項から第4項まで、第154条から第156条まで、第159条、第162条、第164条から第168条まで及び第172条から第177条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。</u>この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第187条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第14条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、<u>第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第5節」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月</u></p> <p>_____」と、第168条中「第159条」とあるのは「第190条において準用する第159条」と、同条第5号中「第158条第5項」とあるのは「第183条第7項」と、同条第6号中「第178条」とあるのは「第190条」と、同条第7号中「第176条第3項」とあるのは「第190条において準用する第176条第3項」と、第177条第2項第2号中「第156条第2項」とあるのは「第190条において準用する第156条第2項」と、同項第3号中「第158条第5項」とあるのは「第183条第7項」と、同項第4号及び第5号中「次条」とあるのは「第190条」と、同項第6号中「前条第3項」とあるのは「第190条において準用する前条第3項」と読み替えるものとする。</p>	<p>第190条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29条、第35条、第37条、第39条、第42条、<u>第73条、第77条、第106条第1項から第4項まで</u>、第154条から第156条まで、第159条、第162条、第164条から第168条まで及び第172条から第177条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第187条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第14条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、<u>第73条第2項中「この節」とあるのは「第8章第5節」と、第106条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と、第168条中「第159条」とあるのは「第190条において準用する第159条」と、同条第5号中「第158条第5項」とあるのは「第183条第7項」と、同条第6号中「第178条」とあるのは「第190条」と、同条第7号中「第176条第3項」とあるのは「第190条において準用する第176条第3項」と、第177条第2項第2号中「第156条第2項」とあるのは「第190条において準用する第156条第2項」と、同項第3号中「第158条第5項」とあるのは「第183条第7項」と、同項第4号及び第5号中「次条」とあるのは「第190条」と、同項第6号中「前条第3項」とあるのは「第190条において準用する前条第3項」と読み替えるものとする。</u></p>
<p>第191条から第201条まで 略 (記録等の整備)</p> <p>第202条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、従業者、設備、備品及</p>	<p>第191条から第201条まで 略 (記録等の整備)</p> <p>第202条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、従業者、設備、備品及</p>

改正後	改正前
<p>び会計に関する記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完了の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 居宅サービス計画</p> <p>(2) 看護小規模多機能型居宅介護計画</p> <p>(3) 第198条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、そのときにおける利用者の心身の状況並びに緊急かつやむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 第199条第2項の規定による主治の医師による指示の文書</p> <p>(5) 第200条第9項の看護小規模多機能型居宅介護報告書</p> <p>(6) 次条において準用する第21条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(7) 次条において準用する第29条の規定による市町村への通知に係る記録</p> <p>(8) 次条において準用する第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(9) 次条において準用する第41条第2項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録</p> <p>(10) 次条において準用する第60条の17第2項の規定による報告、評価、要望、助言等の記録 (準用)</p>	<p>び会計に関する記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完了の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 居宅サービス計画</p> <p>(2) 看護小規模多機能型居宅介護計画</p> <p>(3) 第198条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、そのときにおける利用者の心身の状況並びに緊急かつやむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 第199条第2項の規定による主治の医師による指示の文書</p> <p>(5) 第200条第9項の看護小規模多機能型居宅介護報告書</p> <p>(6) 次条において準用する第21条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(7) 次条において準用する第29条の規定による市町村への通知に係る記録</p> <p>(8) 次条において準用する第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(9) 次条において準用する第41条第2項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録</p> <p>(10) 次条において準用する第106条第2項の規定による報告、評価、要望、助言等の記録 (準用)</p>
<p>第203条 第10条から第14条まで、第21条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、第41条、第42条、第60条の11、第60条の13、第60条の16、第60条の17、第88条から第91条まで、第94条から第96条まで、第98条、第99条、第101条から第105条まで及び第107条の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第203条において準用する第101条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護</p>	<p>第203条 第10条から第14条まで、第21条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、第41条、第42条、第73条、第75条、第78条、第88条から第91条まで、第94条から第96条まで、第98条、第99条及び第101条から第107条まで の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第203条において準用する第101条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護</p>

改正後	改正前
<p>看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第60条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第90条及び第98条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第107条中「第83条第6項」とあるのは「第192条第7項各号」と読み替えるものとする。</p> <p>第204条 略</p> <p>附 則 略</p> <p>附 則 (平成28年条例第 号)</p> <p>1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第5条の規定は、平成30年4月1日から施行する。</p>	<p>看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあり、第75条第3項中「認知症対応型通所介護従業者」とあり、並びに</p> <p>第90条及び第98条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第107条中「第83条第6項」とあるのは「第192条第7項各号」と読み替えるものとする。</p> <p>第204条 略</p> <p>附 則 略</p>

【第5条】盛岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 平成24年12月25日条例第64号</p> <p>改正 略</p> <p>平成28年3月 日条例第 号</p> <p>盛岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例</p> <p>目次及び第1条から第60条の2まで 略</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第60条の3 指定地域密着型通所介護の事業を行う者（以下「指定地域密着型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定地域密着型通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この節から第4節までにおいて「地域密着型通所介護従業者」という。）は、次の各号に掲げるものとし、その員数は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 生活相談員 指定地域密着型通所介護の提供日ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要な数</p> <p>(2) 看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。） 指定地域密着型通所介護の単位ごとに、専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる看護職員が1人以上確保されるために必要な数</p> <p>(3) 介護職員 指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間数（次項において「提</p>	<p>○盛岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 平成24年12月25日条例第64号</p> <p>改正 略</p> <p>盛岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例</p> <p>目次及び第1条から第60条の2まで 略</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第60条の3 指定地域密着型通所介護の事業を行う者（以下「指定地域密着型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定地域密着型通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この節から第4節までにおいて「地域密着型通所介護従業者」という。）は、次の各号に掲げるものとし、その員数は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 生活相談員 指定地域密着型通所介護の提供日ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要な数</p> <p>(2) 看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。） 指定地域密着型通所介護の単位ごとに、専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる看護職員が1人以上確保されるために必要な数</p> <p>(3) 介護職員 指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間数（次項において「提</p>

改正後	改正前
<p>供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該指定地域密着型通所介護事業者が第1号通所事業（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条の規定による改正前の法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして市が定めるものに限る。）に係る指定事業者</p> <p>_____の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業</p> <p>_____とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定地域密着型通所介護又は当該第1号通所事業 _____の利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数が15人までの場合にあっては1以上、15人を超える場合にあっては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えて得た数以上確保されるために必要な数</p> <p>(4) 機能訓練指導員 1人以上</p> <p>2 当該指定地域密着型通所介護事業所の利用定員（当該指定地域密着型通所介護事業所において同時に指定地域密着型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。）が10人以下である場合にあっては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要な数とすることができる。</p> <p>3 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、第1項第3号の介護職員（前項の適用を受ける場合にあっては、同項</p>	<p>供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該指定地域密着型通所介護事業者が第1号通所事業（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条の規定による改正前の法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして市が定めるものに限る。）に係る指定事業者又は指定介護予防通所介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第98条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業又は指定介護予防通所介護（指定介護予防サービス等基準条例第97条に規定する指定介護予防通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定地域密着型通所介護又は当該第1号通所事業若しくは当該指定介護予防通所介護の利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数が15人までの場合にあっては1以上、15人を超える場合にあっては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えて得た数以上確保されるために必要な数</p> <p>(4) 機能訓練指導員 1人以上</p> <p>2 当該指定地域密着型通所介護事業所の利用定員（当該指定地域密着型通所介護事業所において同時に指定地域密着型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。）が10人以下である場合にあっては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要な数とすることができる。</p> <p>3 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、第1項第3号の介護職員（前項の適用を受ける場合にあっては、同項</p>

改正後	改正前
<p>の看護職員又は介護職員。次項及び第7項において同じ。)を、常時1人以上当該指定地域密着型通所介護に従事させなければならない。</p> <p>第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定地域密着型通所介護の単位の介護職員として従事することができる。</p> <p>5 前各項の指定地域密着型通所介護の単位は、指定地域密着型通所介護であってその提供が同時に1人又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。</p> <p>6 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事することができる。</p> <p>7 第1項第1号の生活相談員又は同項第3号の介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。</p> <p>8 指定地域密着型通所介護事業者が第1項第3号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者_____の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業_____とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、当該第1号通所事業_____に係る市の定める人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>	<p>の看護職員又は介護職員。次項及び第7項において同じ。)を、常時1人以上当該指定地域密着型通所介護に従事させなければならない。</p> <p>4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定地域密着型通所介護の単位の介護職員として従事することができる。</p> <p>5 前各項の指定地域密着型通所介護の単位は、指定地域密着型通所介護であってその提供が同時に1人又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。</p> <p>6 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事することができる。</p> <p>7 第1項第1号の生活相談員又は同項第3号の介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。</p> <p>8 指定地域密着型通所介護事業者が第1項第3号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者又は指定介護予防通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業又は指定介護予防通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、当該第1号通所事業又は当該指定介護予防通所介護に係る市の定める人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>
<p>第60条の4 略</p>	<p>第60条の4 略</p>
<p>第3節 設備に関する基準 (設備、備品等)</p>	<p>第3節 設備に関する基準 (設備、備品等)</p>
<p>第60条の5 指定地域密着型通所介護事業所は、次に掲げる設備を設けるとともに、指定地域密着型通所介護の提供に必要なその他の設備、備品等を備えなければならない。</p> <p>(1) 食堂</p> <p>(2) 機能訓練室</p>	<p>第60条の5 指定地域密着型通所介護事業所は、次に掲げる設備を設けるとともに、指定地域密着型通所介護の提供に必要なその他の設備、備品等を備えなければならない。</p> <p>(1) 食堂</p> <p>(2) 機能訓練室</p>

改正後	改正前
<p>(3) 静養室</p> <p>(4) 相談室</p> <p>(5) 事務室</p> <p>(6) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備</p> <p>2 前項第1号、第2号及び第4号に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 食堂及び機能訓練室</p> <p>ア それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。</p> <p>イ アの規定にかかわらず、食事を提供する場合はその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う場合はその実施に支障がない広さを確保できるときにあっては、同一の場所とすることができること。</p> <p>(2) 相談室 相談内容の秘密を保持するための間仕切り等を設けること。</p> <p>3 第1項各号に掲げる設備は、専ら当該指定地域密着型通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>4 前項ただし書の場合(指定地域密着型通所介護事業者が第1項各号に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)には、当該指定地域密着型通所介護事業者は、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出なければならない。</p> <p>5 指定地域密着型通所介護事業者が第60条の3第1項第3号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者_____の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業_____とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、当該第1号通所事業_____</p>	<p>(3) 静養室</p> <p>(4) 相談室</p> <p>(5) 事務室</p> <p>(6) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備</p> <p>2 前項第1号、第2号及び第4号に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 食堂及び機能訓練室</p> <p>ア それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。</p> <p>イ アの規定にかかわらず、食事を提供する場合はその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う場合はその実施に支障がない広さを確保できるときにあっては、同一の場所とすることができること。</p> <p>(2) 相談室 相談内容の秘密を保持するための間仕切り等を設けること。</p> <p>3 第1項各号に掲げる設備は、専ら当該指定地域密着型通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>4 前項ただし書の場合(指定地域密着型通所介護事業者が第1項各号に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)には、当該指定地域密着型通所介護事業者は、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出なければならない。</p> <p>5 指定地域密着型通所介護事業者が第60条の3第1項第3号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者又は指定介護予防通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業又は指定介護予防通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、当該第1号通所事業又は当該指定介護予防通</p>

改正後	改正前
<p>_____に係る市の定める設備に関する基準を満たすことをもって、第1項から第3項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>第60条の6から第204条まで 略</p> <p>附 則 略</p> <p>附 則 (平成28年条例第 号)</p> <p>1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第5条の規定は、平成30年4月1日から施行する。</p>	<p>所介護に係る市の定める設備に関する基準を満たすことをもって、第1項から第3項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>第60条の6から第204条まで 略</p> <p>附 則 略</p>

【第6条】盛岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例</p> <p>平成24年12月25日条例第65号</p> <p>改正</p> <p>平成27年3月25日条例第17号</p> <p>盛岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例</p> <p>目次及び第1条から第39条まで 略</p> <p>(地域との連携等)</p> <p>第40条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市町村の職員又は当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し、活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。</p> <p>3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民等との連携及び協力を行う等により地域との交流を図ら</p>	<p>○盛岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例</p> <p>平成24年12月25日条例第65号</p> <p>改正</p> <p>平成27年3月25日条例第17号</p> <p>盛岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例</p> <p>目次及び第1条から第39条まで 略</p> <p>(地域との連携等)</p> <p>第40条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民等との連携及び協力を行う等により地域との交流を図</p>

改正後	改正前
<p>ければならない。</p> <p>4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防認知症対応型通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p> <p>5 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防認知症対応型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。</p> <p>(記録等の整備)</p> <p>第41条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 介護予防認知症対応型通所介護計画</p> <p>(2) 第22条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第25条の規定による市町村への通知に係る記録</p> <p>(4) 第37条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(5) 第38条第2項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録</p> <p>(6) 前条第2項の規定による報告、評価、要望、助言等の記録</p> <p>第42条から第62条まで 略</p> <p>第63条 削除</p>	<p>らなければならない。</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防認知症対応型通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p> <p>(記録等の整備)</p> <p>第41条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 介護予防認知症対応型通所介護計画</p> <p>(2) 第22条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第25条の規定による市町村への通知に係る記録</p> <p>(4) 第37条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(5) 第38条第2項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録</p> <p>第42条から第62条まで 略</p> <p>(地域との連携等)</p> <p>第63条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住</p>

改正後	改正前
<p>第64条 略</p> <p>(記録等の整備)</p> <p>55条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定介</p>	<p>民の代表者、市町村の職員又は当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等により構成される協議会(以下この項において「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し、通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</p> <p>2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。</p> <p>3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民等との連携及び協力を行う等により地域との交流を図らなければならない。</p> <p>4 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防小規模多機能型居宅介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p> <p>5 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防小規模多機能型居宅介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を行うよう努めなければならない。</p> <p>第64条 略</p> <p>(記録等の整備)</p> <p>第65条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定介</p>

改正後	改正前
<p>介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完了の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 指定介護予防サービス等の利用に係る計画</p> <p>(2) 介護予防小規模多機能型居宅介護計画</p> <p>(3) 次条において準用する第22条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(4) 第54条第2項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、そのときにおける利用者の心身の状況並びに緊急かつやむを得ない理由の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第25条の規定による市町村への通知に係る記録</p> <p>(6) 次条において準用する第37条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(7) 次条において準用する第38条第2項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録</p> <p>(8) 次条において準用する第40条第2項の規定による報告、評価、要望、助言等の記録 (準用)</p> <p>第66条 第12条から第16条まで、第22条、第24条、第25条、第27条、第29条、第32条から第37条まで、第38条(第4項を除く。)、<u>第39条及び第40条</u>の規定は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「第28条に規定する運営規程」とあるのは「第58条の重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、第27条第2項中「この節」とあるのは「第3章第4節」と、第29条第3項及び第33条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、<u>第40条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2</u></p>	<p>介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完了の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 指定介護予防サービス等の利用に係る計画</p> <p>(2) 介護予防小規模多機能型居宅介護計画</p> <p>(3) 次条において準用する第22条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(4) 第54条第2項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、そのときにおける利用者の心身の状況並びに緊急かつやむを得ない理由の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第25条の規定による市町村への通知に係る記録</p> <p>(6) 次条において準用する第37条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(7) 次条において準用する第38条第2項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録</p> <p>(8) <u>第63条第2項</u>の規定による報告、評価、要望、助言等の記録 (準用)</p> <p>第66条 第12条から第16条まで、第22条、第24条、第25条、第27条、第29条、第32条から第37条まで、第38条(第4項を除く。)<u>及び第39条</u>の規定は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「第28条に規定する運営規程」とあるのは「第58条の重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、第27条第2項中「この節」とあるのは「第3章第4節」と、第29条第3項及び第33条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と</p>

改正後	改正前
<p>月」と、「活動状況」とあるのは「<u>通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>第67条から第85条まで 略 (記録等の整備)</p> <p>第86条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録等を整備し、その完了の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 介護予防認知症対応型共同生活介護計画</p> <p>(2) 第77条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第79条第2項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、そのときにおける利用者の心身の状況並びに緊急かつやむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 次条において準用する第25条の規定による市町村への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第37条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 次条において準用する第38条第2項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録</p> <p>(7) 次条において準用する<u>第40条第2項</u>の規定による報告、評価、要望、助言等の記録 (準用)</p> <p>第87条 第12条、第13条、第15条、第16条、第24条、第25条、第27条、第32条から第35条まで、第37条、第38条(第4項を除く。)、<u>第39条、第40条、第57条、第60条及び第62条</u>の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「第28条に規定する運営規程」とあるのは「第81条に規定する重要事項</p>	<p>と読み替えるものとする。</p> <p>第67条から第85条まで 略 (記録等の整備)</p> <p>第86条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録等を整備し、その完了の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 介護予防認知症対応型共同生活介護計画</p> <p>(2) 第77条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第79条第2項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、そのときにおける利用者の心身の状況並びに緊急かつやむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 次条において準用する第25条の規定による市町村への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第37条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 次条において準用する第38条第2項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録</p> <p>(7) 次条において準用する<u>第63条第2項</u>の規定による報告、評価、要望、助言等の記録 (準用)</p> <p>第87条 第12条、第13条、第15条、第16条、第24条、第25条、第27条、第32条から第35条まで、第37条、第38条(第4項を除く。)、<u>第39条</u>、第57条、第60条、<u>第62条及び第63条</u>の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「第28条に規定する運営規程」とあるのは「第81条に規定する重要事項</p>

改正後	改正前
<p>に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第27条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第33条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第40条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第57条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第60条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と</p>	<p>に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第27条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第33条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と</p>
	<p>、第57条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第60条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と、第63条第1項中「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と読み替えるものとする。</p>
<p>第88条から第92条まで 略</p>	<p>第88条から第92条まで 略</p>
<p>附則 略</p>	<p>附則 略</p>
<p>附則（平成28年条例第 号）</p>	
<p>1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第5条の規定は、平成30年4月1日から施行する。</p>	